

# 綾 部 市 公 報

番 号 第 6 8 2 号  
発行日 平成 3 1 年 4 月 1 日  
発行所 綾部市役所

## 目 次

### ○条 例

- 綾部市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定  
(文化・スポーツ振興課)・・・1
- 綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(文化・スポーツ振興課)・・・2
- 綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例の制定  
(文化・スポーツ振興課)・・・3
- 綾部市部設置条例の一部改正  
(総務課)・・・9
- 綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(定住・地域政策課)・・・10
- 綾部市職員定数条例の一部改正  
(総務課)・・・11
- 綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正  
(総務課)・・・12
- 綾部市開発関連施設整備基金設置及び管理条例の一部改正  
(都市計画課)・・・13
- 綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の一部改正  
(高齢者支援課)・・・14
- 綾部市国民健康保険条例の一部改正  
(市民・国保課)・・・15
- 綾部市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正  
(高齢者支援課)・・・16
- 綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
(高齢者支援課)・・・17
- 綾部市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正  
(上水道課)・・・20
- 公益財団法人綾部市医療公社への奨学資金の貸与に関する条例の一部改正  
(保健推進課)・・・21
- 綾部市火災予防条例の一部改正  
(消防本部予防課)・・・22
- 綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正  
(消防本部予防課)・・・23
- 綾部市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(社会教育課)・・・24
- 綾部市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(文化・スポーツ振興課)・・・27
- 綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正  
(環境保全課)・・・33
- 綾部市都市公園条例の一部改正  
(都市計画課)・・・35

- ・綾部市水源の里・老富会館の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(定住・地域政策課)・・・37
- ・綾部市コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(人権推進課)・・・38
- ・綾部市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(市民協働課)・・・39
- ・綾部市里山交流研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(定住・地域政策課)・・・41
- ・綾部市奥上林研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(定住・地域政策課)・・・43
- ・綾部市地域情報センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(秘書広報課)・・・44
- ・あやべハートセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(市民協働課)・・・45
- ・綾部市かんばやし交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(高齢者支援課)・・・46
- ・綾部市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(人権推進課)・・・48
- ・綾部市立学校使用条例の一部改正  
(学校教育課)・・・49
- ・綾部市天文館の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(社会教育課)・・・50
- ・綾部市健康ファミリーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(社会教育課)・・・51
- ・綾部市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(社会教育課)・・・52
- ・綾部市人権福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(人権推進課)・・・53
- ・綾部市共同集会所等の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(人権推進課)・・・55
- ・綾部市福祉ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(民生児童課)・・・59
- ・綾部市清山荘の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(高齢者支援課)・・・60
- ・綾部市ふれあいの家設置及び管理に関する条例の一部改正  
(高齢者支援課)・・・61
- ・綾部市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(保健推進課)・・・63
- ・綾部市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(環境保全課)・・・65
- ・綾部市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(環境保全課)・・・67

- ・綾部市市民ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(商工労政課)・・・68
- ・I・Tビルの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(商工労政課)・・・69
- ・綾部工業団地・交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(商工労政課)・・・71
- ・綾部工業団地・ヘリストップの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(商工労政課)・・・72
- ・綾部市ものづくり交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(商工労政課)・・・73
- ・綾部市研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(文化・スポーツ振興課)・・・74
- ・綾部市東部地域観光関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(社会教育課)・・・76
- ・あやべ温泉の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(観光交流課)・・・77
- ・あやべ山の家の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(観光交流課)・・・78
- ・綾部市農村婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(社会教育課)・・・80
- ・綾部市農業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(社会教育課)・・・81

- ・ふるさと味あやべ工場の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(農林課)・・・82
- ・綾部市二王公園の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(農林課)・・・83
- ・綾部市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(社会教育課)・・・84
- ・綾部市豊里コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(社会教育課)・・・85
- ・綾部市物部営農指導センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(社会教育課)・・・86
- ・綾部市うずい野農村広場条例の一部改正  
(文化・スポーツ振興課)・・・87
- ・綾部市以久田野多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(農林課)・・・88
- ・綾部市山家運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(農林課)・・・89
- ・綾部ふれあい牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(農林課)・・・90
- ・綾部市林業センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
(農林課)・・・91

・綾部市林業者等健康管理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 (社会教育課)・・・92	・綾部市助産施設及び母子生活支援施設徴収金に関する規則の一部改正 (民生児童課)・・・111
・綾部市東部グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正 (文化・スポーツ振興課)・・・93	・綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の一部改正 (高齢者支援課)・・・118
・綾部市農業集落排水施設条例の一部改正 (下水道課)・・・94	・綾部市市民センターの管理及び運営規則の制定 (文化・スポーツ振興課)・・・120
・綾部市駐車場条例の一部改正 (都市計画課)・・・95	・綾部市市民センターの管理及び運営規則の制定 (文化・スポーツ振興課)・・・126
・綾部市下水道条例の一部改正 (下水道課)・・・96	・綾部市スポーツ推進委員に関する規則の制定 (文化・スポーツ振興課)・・・133
・綾部市特定地域生活排水処理事業条例の一部改正 (下水道課)・・・97	・綾部市運動施設の管理及び運営規則の制定 (文化・スポーツ振興課)・・・135
・綾部市簡易水道条例の一部改正 (上水道課)・・・98	・綾部市事務分掌規則の一部改正 (総務課)・・・145
・綾部市上水道給水条例の一部改正 (上水道課)・・・99	・綾部市職務代行規則の一部改正 (総務課)・・・153
・綾部市立病院の使用料等に関する条例の一部改正 (保健推進課)・・・100	・綾部市教育委員会に対する事務委任及び補助執行規則の一部改正 (秘書広報課)・・・154
・綾部市議会委員会条例の一部改正 (議会事務局)・・・101	・綾部市公用自動車管理規則の一部改正 (総務課)・・・155
・綾部市市税条例等の一部改正 (税務課)・・・102	・綾部市公印規則の一部改正 (総務課)・・・156
・綾部市介護保険条例の一部改正 (高齢者支援課)・・・108	
○規 則	
・綾部市市税の減免に関する規則の一部改正 (税務課)・・・109	・綾部市職員職名規則の一部改正 (総務課)・・・157



- ・綾部市職員のき章に関する規則の一部改正  
(総務課)・・・158
- ・綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正  
(総務課)・・・159
- ・綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則の一部改正  
(総務課)・・・161
- ・綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部改正  
(総務課)・・・162
- ・管理職手当に関する規則の一部改正  
(総務課)・・・163
- ・綾部市職員等の旅費支給規則の一部改正  
(総務課)・・・164
- ・綾部市会計規則の一部改正  
(会計課)・・・165
- ・綾部市指名委員会規則の一部改正  
(監理課)・・・167
- ・綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部改正  
(税務課)・・・168
- ・綾部市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正  
(民生児童課)・・・182
- ・綾部市生活保護法施行細則の一部改正  
(福祉課)・・・183
- ・綾部市清山荘の管理及び運営規則の一部改正  
(高齢者支援課)・・・186
- ・綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部改正  
(高齢者支援課)・・・187
- ・綾部市障害児者の障害福祉サービスに関する支給基準を定める規則の一部改正  
(福祉課)・・・188
- ・綾部市国民健康保険条例施行規則の一部改正  
(市民・国保課)・・・190
- ・綾部工業団地・交流プラザの管理及び運営規則の一部改正  
(商工労政課)・・・195
- ・綾部市農林業者労働災害共済条例施行規則の一部改正  
(農林課)・・・196
- ・綾部市林業センター管理及び運営規則の一部改正  
(農林課)・・・197
- ・綾部市簡易水道条例施行規則の一部改正  
(上水道課)・・・198
- ・綾部市火災予防条例施行規則の一部改正  
(消防本部予防課)・・・199
- ・綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正  
(消防本部管理課)・・・200
- ・綾部市病院事業会計規則の一部改正  
(保健推進課)・・・201
- ・綾部市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部改正  
(消防本部管理課)・・・203
- ・助産施設に関する規則の一部改正  
(こども支援課)・・・205

○告 示

- ・綾部市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部改正  
(民生児童課)・・・206
- ・地縁団体認可告示(湊垣町自治会)  
(市民協働課)・・・209
- ・地縁団体認可告示(夕陽ヶ丘自治会)  
(市民協働課)・・・210
- ・綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する要綱の一部改正  
(高齢者支援課)・・・212
- ・綾部市森林整備地域活動支援交付金交付要綱の一部改正  
(農林課)・・・230
- ・平成31年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧  
(税務課)・・・232
- ・地縁団体変更告示(大島町東自治会)  
(市民協働課)・・・233
- ・平成31年綾部市議会3月定例会において議決を経た予算の公表  
(財政課)・・・234
- ・綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱の制定  
(民生児童課)・・・235
- ・綾部市工作物の設置等のための造成行為に関する指導要綱の制定  
(都市計画課)・・・246
- ・綾部市不当要求行為等対策委員会設置要綱の一部改正  
(総務課)・・・249
- ・綾部市地域総合整備資金貸付要綱の一部改正  
(財政課)・・・250
- ・綾部市税等口座振替収納事務取扱要領の一部改正  
(下水道課)・・・252
- ・綾部市障害者自立支援医療特別対策費支給事業実施要綱の一部改正  
(福祉課)・・・253
- ・綾部市障害児者日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正  
(福祉課)・・・254
- ・綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱の一部改正  
(環境保全課)・・・256
- ・綾部市資源ごみ回収補助金交付要綱の一部改正  
(環境保全課)・・・257
- ・綾部市工業団地工業用地譲受人選考委員会規程の一部改正  
(商工労政課)・・・258
- ・綾部市中小企業生産設備リース導入支援助成金交付要綱の一部改正  
(商工労政課)・・・259
- ・綾部市上下水道料金の口座振替収納事務取扱要綱の一部改正  
(下水道課)・・・260
- ・綾部市特殊標章及び身分証明書等の交付に関する要綱の一部改正  
(防災課)・・・267
- ・平成31年度綾部市一般廃棄物処理計画  
(環境保全課)・・・268
- ・公共下水道供用開始告示  
(下水道課)・・・281

・平成31年度固定資産の価格等の登録 (税務課)・・・283	・綾部市行政補完機関運営規程の一部改正 (企画政策課)・・・300
・綾部市収納代理金融機関の一部改正 (会計課)・・・284	・綾部市文書取扱規程の一部改正 (総務課)・・・301
・綾部市水道事業の収入取扱金融機関の一部改正 (上水道課)・・・285	・綾部市電子計算機利用及び個人情報保護管理規程の一部改正 (総務課)・・・303
・綾部市下水道事業の業務に係る収納取扱金融機関の指定 (下水道課)・・・286	・綾部市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正 (市民・国保課)・・・304
・し尿くみ取券売りさばき人の告示 (環境保全課)・・・287	・綾部市内バス路線対策本部設置規程の一部改正 (市民協働課)・・・305
・地縁団体認可告示(西方自治会) (市民協働課)・・・289	・綾部市男女共同参画推進会議規程の一部改正 (人権推進課)・・・306
・地縁団体認可告示(小呂町自治会) (市民協働課)・・・290	・綾部市人事管理委員会規程の一部改正 (総務課)・・・307
・綾部市指定ごみ袋の取扱販売業務の委託告示 (環境保全課)・・・291	・綾部市職員服務規程の一部改正 (総務課)・・・308
・収納事務の委託告示 (税務課)・・・293	・綾部市職員の出勤簿等取扱規程の一部改正 (総務課)・・・310
・犬の登録並びに狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納事務の委託告示 (保健推進課)・・・295	・私有車の公務使用に関する規程の一部改正 (総務課)・・・311
○訓令甲	・綾部市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部改正 (総務課)・・・312
・綾部市特定個人情報取扱規程の一部改正 (総務課)・・・296	・綾部市職員等からの公益通報の処理に関する規程の一部改正 (総務課)・・・313
・綾部市決裁規程の一部改正 (総務課)・・・297	
・綾部市例規審査委員会規程の一部改正 (総務課)・・・299	

・綾部市職員安全運転委員会規程の一部改正 (総務課)・・・314	・農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について (農業委員会)・・・329
・綾部市職員被服等貸与規程の一部改正 (総務課)・・・315	○上下水道事業管理規程
・綾部市職員安全衛生管理規程の一部改正 (総務課)・・・316	・綾部市上下水道部事務決裁規程の一部改正 (上水道課)・・・330
・綾部市公金管理運用検討委員会設置要綱の一部改正 (総務課)・・・317	・綾部市水道事業会計規程の一部改正 (下水道課)・・・331
・人推教育・啓発推進本部規程の一部改正 (人権推進課)・・・318	○消防長訓令甲
・綾部市自殺防止対策連絡会設置規程の一部改正 (福祉課)・・・320	・綾部市消防本部課長及び綾部市消防署長専決規程の一部改正 ・・・374
・綾部市新型インフルエンザ等対策本部及び連絡会規程の一部改正 (総務課)・・・321	○教育委員会規則
・綾部市空家等対策検討委員会設置規程の一部改正 (建築課)・・・322	・綾部市教育委員会公印規則の一部改正 ・・・375
・綾部市災害対策本部規程の一部改正 (防災課)・・・323	・綾部市教育委員会事務局組織規則の一部改正 ・・・376
○公 告	・綾部市公民館の管理及び運営規則の一部改正 ・・・377
・公示送達 (税務課)・・・324	・綾部市市民センターの管理及び運営規則の廃止 ・・・381
・公示送達 (税務課)・・・325	・綾部市スポーツ推進委員に関する規則の廃止 ・・・382
・公示送達 (市民・国保課)・・・326	・綾部市運動施設の管理及び運営規則の廃止 ・・・383
・公示送達 (税務課)・・・327	・綾部市就学援助規則の一部改正 ・・・384
・所有者の判明しない動物の収容について (保健推進課)・・・328	

○教育委員会告示			
・平成31年第3回綾部市教育委員会招集告示	・・・385	・平成31年3月17日付け綾部市選挙管理委員会告示の一部変更	・・・399
・綾部市立学校施設使用許可取扱規程の一部改正	・・・386	・平成31年3月24日執行の綾部井堰土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名	・・・400
○教育委員会教育長訓令甲		・平成31年3月24日執行の綾部井堰土地改良区総代選挙における当選証書を付与した者の住所及び氏名	・・・402
・綾部市教育委員会決裁規程の一部改正	・・・387	・綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数	・・・404
・学校ワードプロセッサ使用規程の廃止	・・・388	・綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数	・・・405
○選挙管理委員会告示		・合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数	・・・406
・平成31年4月7日執行予定の京都府議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所	・・・389	・平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所	・・・407
・平成31年4月7日執行予定の京都府議会議員一般選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	・・・395		
・綾部井堰土地改良区総代選挙の期日、投票時間及び各選挙区において選挙すべき総代の数	・・・396		
・平成31年3月24日執行の綾部井堰土地改良区総代選挙の選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の選任	・・・397		

<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所</li> </ul>	<p>・・・409</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公平委員会規則           <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職員等の範囲を定める規則の一部改正</li> </ul> </li> </ul>	<p>・・・419</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者</li> </ul>	<p>・・・410</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○十倉財産区告示           <ul style="list-style-type: none"> <li>・綾部市十倉財産区議会招集告示</li> </ul> </li> </ul>	<p>・・・420</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者</li> </ul>	<p>・・・412</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻の繰り上げ</li> </ul>	<p>・・・414</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における綾部市開票区の開票の場所及び日時</li> </ul>	<p>・・・415</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における綾部市開票区の開票管理者及び同職務代理者</li> </ul>	<p>・・・416</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時</li> </ul>	<p>・・・417</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・投票管理者職務代理者の変更について</li> </ul>	<p>・・・418</p>		

綾部市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第1号

綾部市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、綾部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例を定めるものとする。

(職務権限の特例)

第2条 次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

- (1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- (2) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際第2条各号に掲げる事務に係る法令、条例又は教育委員会規則(以下「法令等」という。)の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長のした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第2号

綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例（昭和36年綾部市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第3項中「綾部市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条中「委員会」を「市長」に、「または」を「又は」に改め、同条第1号中「または」を「又は」に改め、同条第3号中「市または委員会」を「市」に改める。

第6条ただし書中「委員会において」を「市長が」に、「または」を「又は」に、「さらに」を「更に」に改める。

第7条中「委員会」を「市長」に改める。

第8条第2項中「または」を「又は」に、「委員会」を「市長」に改める。

第9条及び第11条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第12条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第13条中「または」を「又は」に改め、同条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第14条中「き損または」を「毀損又は」に、「委員会」を「市長」に、「または」を「又は」に改める。

第15条中「または」を「又は」に改める。

第16条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項第3号中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「の規定中「綾部市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条から第7条まで」を「第4条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第3号中「市」とあるのは「市又は指定管理者」と、第6条、第7条」に、「委員会」を「市長」に改める。

第16条の2第2項及び第3項並びに第17条中「委員会」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第3号

綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例

綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例（昭和36年綾部市条例第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、綾部市市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 市民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図るため、綾部市市民センターを次のとおり設置する。

名 称	位 置
綾部市市民センター	綾部市西町三丁目南大坪39番地の10

（開館時間及び休館日）

第3条 綾部市市民センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 センターの休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項に規定する開館時間及び休館日を変更することができる。

（使用の許可）

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第5条 市長は、センターを使用する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

（1）公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。

（2）施設、付属設備、器具その他の工作物（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあるとき。

（3）センターの管理上支障を来すおそれがあるとき。

（4）その他市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用期間)

第6条 センターの使用は、引き続き3日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは使用を許可することができる。

(目的外使用等の禁止)

第7条 センターの使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第8条 使用者は、許可と同時に別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

2 設備器具を併せて使用する場合は、別に市長が定める額を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が還付することを特に認めた場合は、この限りでない。

(特別設備等の制限)

第11条 使用者は、センターに特別の設備等をしようとするときは、使用申請と同時にその旨を申請して市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用者の負担においてその設備等をさせることができる。

(使用許可の取消し等)

第12条 使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長はセンターの使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

(1) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。

(3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

(使用者等に対する指示)

第13条 市長は、センターの設備器具の保全その他センターの管理上必要があるときは、使用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、センターの使用が終わったとき、又は第12条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちにセンターを原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用は使用者が負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 15 条 使用者は、センターを使用中に施設等を破損し、又は滅失したときは、何人の行為であるかを問わず、市長が定める額を損害賠償しなければならない。

(免責)

第 16 条 施設等の使用により、又はこの条例に基づく処分によって使用者に生じた損害については、市は一切の責任を負わない。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第1（第8条関係）

セ ン タ ー 競 技 場 ・ 武 道 場 使 用 料

使用区分				時間	(午前 半 日) 午前9時 ～正午	(午後 半 日) 午後1時 ～午後5時	(昼間 一 日) 午前9時 ～午後5時	(夜間 半 日) 午後6時 ～午後10 時	(午後～夜 間) 午後1時 ～午後10 時	(全 日) 午前9時 ～午後10 時	超過料金 1時間 につき
				円	円	円	円	円	円	円	円
競 技 場 使 用	全 面 利 用	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	平日	4,200	5,600	9,800	6,400	12,000	16,200	2,000
				土曜日、 日曜日 及び休日	6,000	8,000	14,000	8,000	16,000	22,000	2,000
	し な い 場 合	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	平日	25,200	33,600	58,800	38,400	72,000	97,200	12,000	
			土曜日、 日曜日 及び休日	36,000	48,000	84,000	48,000	96,000	132,000	12,000	
	営 利 を 目 的 と す る 場 合	営 利 を 目 的 と す る 場 合	平日	50,400	67,200	117,600	76,800	144,000	194,400	24,000	
			土曜日、 日曜日 及び休日	72,000	96,000	168,000	96,000	192,000	264,000	24,000	
	指導員室				300	400	700	400	800	1,100	100
	放送室				1,200	1,600	2,800	1,600	3,200	4,400	400
	2 分 の 1 使 用	営 利 を 目 的 と し な い 場 合  (入場料 を徴収し ない場 合)	平日	2,100	2,800	4,900	3,200	6,000	8,100	1,000	
			土曜日、 日曜日 及び休日	3,000	4,000	7,000	4,000	8,000	11,000	1,000	
	4 分 の 1 使 用	営 利 を 目 的 と し な い 場 合  (入場料 を徴収し ない場 合)	平日	1,050	1,400	2,450	1,600	3,000	4,050	500	
			土曜日、 日曜日 及び休日	1,500	2,000	3,500	2,000	4,000	5,500	500	

条 例

武 道 場	全 面 使 用	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	入 場	平日	2,100	2,800	4,900	3,200	6,000	8,100	1,000
			料 を 徴 収 し な い 場 合	土曜日、 日曜日 及び休日	3,000	4,000	7,000	4,000	8,000	11,000	1,000
	し な い 場 合	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	入 場	平日	12,600	16,800	29,400	19,200	36,000	48,600	6,000
			料 を 徴 収 す る 場 合	土曜日、 日曜日 及び休日	18,000	24,000	42,000	24,000	48,000	66,000	6,000
	営 利 を 目 的 と す る 場 合	営 利 を 目 的 と す る 場 合	入 場	平日	25,200	33,600	58,800	38,400	72,000	97,200	12,000
			料 を 徴 収 す る 場 合	土曜日、 日曜日 及び休日	36,000	48,000	84,000	48,000	96,000	132,000	12,000
	2 分 の 1 使 用	営 利 を 目 的 と し な い 場 合 ( 入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合 )	入 場	平日	1,050	1,400	2,450	1,600	3,000	4,050	500
			料 を 徴 収 し な い 場 合	土曜日、 日曜日 及び休日	1,500	2,000	3,500	2,000	4,000	5,500	500

備考

- 1 使用時間には、準備及び使用後の整理、原状回復に要する時間も含むものとする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、2倍とする。
- 3 冷暖房設備を使用する場合は、全面使用の使用料の2分の1の額を加算する。
- 4 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第2（第8条関係）

セ ン タ ー 研 修 室 等 使 用 料

時間 使用区分	(午前 半日) 午前9時 ～正午	(午後 半日) 午後1時 ～午後5時	(昼間 一 日) 午前9時 ～午後5時	(夜間 半 日) 午後6時 ～午後10 時	(午後～夜 間) 午後1時 ～午後10 時	(全 日) 午前9時 ～午後10 時	超過料 金1時 間につ き
研修室	円 2,400	円 3,200	円 5,600	円 3,200	円 6,400	円 8,800	円 800
会議室	1,200	1,600	2,800	1,600	3,200	4,400	400
体力測定室	900	1,200	2,100	1,200	2,400	3,300	300
トレーニング室	1,200	1,600	2,800	1,600	3,200	4,400	400
健康体力相談室	600	800	1,400	800	1,600	2,200	200
談話室	2,400	3,200	5,600	3,200	6,400	8,800	800

備考

- 1 使用時間には、準備及び使用後の整理、原状回復に要する時間も含むものとする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、2倍とする。
- 3 営利を目的とする場合の使用料は、2倍とする。
- 4 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。

綾部市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第4号

綾部市部設置条例の一部を改正する条例

綾部市部設置条例（昭和46年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次の部」を「次の公室及び部」に、「企画財政部 総務部」を「市長公室 企画総務部」に改める。

第2条中「部の分掌事務」を「公室及び部の分掌事務」に改め、同条企画財政部の項中「企画財政部」を「市長公室」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 職員の人事、給与、厚生及び研修に関する事項
- (3) 防災等危機管理に関する事項

第2条総務部の項中「総務部」を「企画総務部」に改め、同項中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を削り、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 市行政の総合企画及び総合調整に関する事項
- (2) 予算等財務に関する事項

第2条市民環境部の項中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 高齢者医療及び福祉医療に関する事項

第2条定住交流部の項に次の2号を加える。

- (6) 文化の振興に関する事項
- (7) スポーツの振興に関する事項

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第5号

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例（平成23年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「50歳未満」を「60歳未満」に改める。

別表1 篠田定住支援住宅の項を削る。

別表2 篠田定住支援住宅の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



綾部市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第6号

綾部市職員定数条例の一部を改正する条例

綾部市職員定数条例（昭和27年綾部市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「269人」を「260人」に改め、同条第5号中「68人」を「60人」に改め、同条第9号中「17人」を「34人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第7号

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年綾部市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市開発関連施設整備基金設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第8号

綾部市開発関連施設整備基金設置及び管理条例の一部を改正する条例

綾部市開発関連施設整備基金設置及び管理条例（昭和54年綾部市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「公益施設を」を「公益施設の」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第2号中「その他」を「前号に掲げる場合のほか、」に、「とき」を「とき。」に改め、同条に次の1号を加える。

（3）前2号に掲げる場合のほか、公共施設の施行又は設置の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第9号

綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例

綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例（平成27年綾部市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「卒業した日」の次に「（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した日。以下同じ。）」を加える。

第4条第1項中「授業料」を「授業料等」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第10号

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾部市国民健康保険条例（昭和34年綾部市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条の6中「58万円」を「61万円」に改める。

第19条第1項中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項及び第4項中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の綾部市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

綾部市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第11号

綾部市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成27年綾部市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「(准看護師を除く。)」の次に「であつて、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第12号

綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年綾部市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第4節 運営に関する基準（第59条の6―第59条の20）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

」

「

第4節 運営に関する基準（第59条の6―第59条の20）

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3）

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

」

改める。

第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指

定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定



する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第13号

綾部市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

綾部市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年綾部市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び同項第2号中「よる」を「基づく」に改め、同項第3号中「よる」を「基づく」に改め、「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同項第4号及び同項第6号中「よる」を「基づく」に改め、同項第8号中「よる」を「基づく」に改め、「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同項第4号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を、「同項第3号に規定する学校の卒業生」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の綾部市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

公益財団法人綾部市医療公社への奨学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第14号

公益財団法人綾部市医療公社への奨学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例

公益財団法人綾部市医療公社への奨学資金の貸与に関する条例（平成19年綾部市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第2条」を「前条」に改め、「卒業した日後」の次に「（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した日後）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 5 号

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例

綾部市火災予防条例（昭和 3 7 年綾部市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。  
第 1 7 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 6 号

綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和 5 4 年綾部市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

出動手当	水火災等の発生又は警戒の出動団員	1 人 1 回につき 2, 5 0 0 円以内
------	------------------	-------------------------

を

」

「

出動手当	水火災等の発生又は警戒の出動団員	8 時間未満の出動 1 人 1 回につき 2, 5 0 0 円以内 8 時間以上の出動 1 人 1 回につき 5, 0 0 0 円以内
------	------------------	--

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第17号

綾部市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市公民館の設置及び管理に関する条例（平成11年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の表綾部市綾部公民館の項中「並松町上溝口14番地」を「西町三丁目南大坪39番地の10」に改める。

第5条中「綾部市中央公民館については」を「綾部市中央公民館及び綾部市綾部公民館については」に改める。

第10条第2項中「綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例（昭和36年綾部市条例第31号）」を「綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例（平成31年綾部市条例第3号）」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

綾 部 市 中 央 公 民 館 使 用 料

使用区分	時 間	(午前半日)	(午後半日)	(夜間半日)	(昼間1日)	(昼夜間半日)	(全 日)
		午前9時 ～正午	正午 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前9時 ～午後5時	正午 ～午後10時	午前9時 ～午後10時
一 階	中央ホール	円 3,600	円 5,200	円 5,600	円 7,900	円 10,300	円 12,600
	応 接 室	1,800	2,700	2,900	4,000	5,200	6,400
	和 室 104	800	1,100	1,200	1,600	2,000	2,600
	料 理 教 室 106	1,500	2,100	2,400	3,300	4,300	5,300
	和 室 107	1,200	1,600	1,800	2,600	3,400	4,100
	和 室 108	1,200	1,600	1,800	2,600	3,400	4,100

	会 議 室 1 0 9	800	1,100	1,200	1,600	2,000	2,600
	研 修 室 1 1 0	900	1,300	1,400	1,900	2,500	3,100
	研 修 室 1 1 1	900	1,300	1,400	1,900	2,500	3,100
二 階	団 体 活 動 室	1,700	2,600	2,800	3,800	4,900	6,100
	会 議 室 2 0 4	1,800	2,700	2,900	4,000	5,200	6,400
	視 聴 覚 室 2 0 5	3,300	4,700	5,100	7,200	9,300	11,500
	波多野記念室 2 0 6	1,600	2,500	2,600	3,700	4,900	5,900
	波多野記念室 2 0 7	1,600	2,500	2,600	3,700	4,900	5,900
	研 修 室 2 0 8	900	1,300	1,400	1,900	2,500	3,100

備考

- 1 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）の場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 3 応接室の単独使用は、原則として認めない。

別表第2（第10条関係）

綾 部 市 公 民 館 使 用 料

時 間		(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全 日)
		午前8時30分 ～正午	正午 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前8時30分 ～午後10時
使用区分		円	円	円	円	円
綾 部 市 東 八 田 公 民 館	集 会 室	1,300	1,700	3,000	2,100	5,100
	会 議 室	500	700	1,200	900	2,100
	研 修 室	400	500	900	600	1,500
	調 理 実 習 室	700	900	1,600	1,100	2,700

綾部市志賀郷公民館	多目的ホール	1,900	2,600	4,500	3,200	7,700	
	集 会 室	700	900	1,600	1,200	2,800	
	会 議 室	500	600	1,100	800	1,900	
	研 修 室	400	500	900	600	1,500	
	和 室	2室利用	800	1,000	1,800	1,200	3,000
		1室利用	400	500	900	600	1,500
	調理実習室	700	900	1,600	1,100	2,700	

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第3条の表綾部市綾部公民館の項、第5条及び第10条第2項の改正規定は、綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例（平成31年綾部市条例第3号）の施行の日から施行する。



綾部市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第18号

綾部市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成11年綾部市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

高倉公園	綾部市城山町11番地
綾部市武道館	綾部市西町三丁目南大坪6番地の6

を

」

「

高倉公園	綾部市城山町11番地
------	------------

に

」

改める。

第2条の2第1項中「綾部市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項ただし書中「委員会」を「市長」に改め、同項の表中

「

	第2テニスコート	日出から午後10時まで
綾部市武道館		午前8時30分から午後10時まで

を

」

「

	第2テニスコート	日出から午後10時まで
--	----------	-------------

に

」

改める。

第3条及び第4条中「委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「別表第10」を「別表第9」に改める。

第7条、第8条ただし書及び第9条中「委員会」を「市長」に改める。

第10条中「委員会は」を「市長は」に改め、同条第4号中「委員会において必要がある」を「市長が必要」に改める。

第11条、第12条第2項、第13条並びに第15条第1項及び第2項第3号中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「綾部市教育委員会」を「市長」に、「委員会」

を「市長」に、「第14条」を「前条」に改める。

第15条の2第2項中「別表第10」を「別表第9」に、「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

別表第1から別表第9までを次のように改める。

別表第1（第6条関係）

綾部市総合運動公園使用料

使用区分		時 間	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全 日)
			午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午前9時 ～午後5時	午後5時 ～午後9時	午前9時 ～午後9時
体 育 館	競 全 面 使 用	円	3,200	4,200	7,400	4,200	11,600
	技 2 分 の 1 使 用	円	1,600	2,100	3,700	2,100	5,800
		円	900	1,100	2,000	1,100	3,100
	卓 球 場 (1台につき)	円	500	500	1,000	500	1,500
	トレーニング室 (1人につき)	円	300	300	600	300	900
	会 議 室	円	700	900	1,600	900	2,500
	体 育 相 談 室	円	700	900	1,600	900	2,500
	第 2 体 育 館	円	1,100	1,400	2,500	1,400	3,900
あやべ 近的弓 道場	全 面 使 用	円	900	1,500	2,400	1,500	3,900
	個 人 使 用	円	300	300	600	300	900
あやべ 遠的弓 道場	全 面 使 用	円	900	1,500	2,400	1,500	3,900
	個 人 使 用	円	300	300	600	300	900

備考

- 1 施設使用はアマチュアスポーツとし、大会使用、専用使用、個人使用の順に優先するものとする。
- 2 使用時間には、準備及び使用後の整理、原状回復に要する時間も含むものとする。
- 3 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 4 アマチュアスポーツで入場料を徴収する場合の使用料は、基本額に6を乗じて得た金額とする。
- 5 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。

綾部市総合運動公園あやべ球場使用料

使用区分	時 間	( 午 前 半 日 )	( 午 後 半 日 )	( 昼 間 1 日 )
		午前9時 ～正午	正午 ～午後5時	午前9時 ～午後5時
会 議 室		円 600	円 800	円 1,400
本 部 室		500	600	1,100
控 室 ( 1 室 に つ き )		400	500	900
選 手 控 室 ( 1 室 に つ き )		400	500	900
野 球 場	1時間につき1,600円			
更 衣 室 ( 1 室 に つ き )	1回につき800円			
ス コ ア ボ ー ド ( 放 送 室 含 む 。 )	1回につき3,200円			
放 送 設 備 ( 放 送 室 含 む 。 )	1回につき1,100円			

備考

- 1 使用時間には、準備及び使用後の整理、原状回復に要する時間も含むものとする。
- 2 使用時間外に使用した場合の使用料は、会議室にあつては、1時間につき260円、本部室にあつては、1時間につき200円、控室、選手控室にあつては、1時間につき170円、野球場にあつては、1時間につき2,100円とする。
- 3 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 4 使用者が市外居住者（法人にあつてはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 5 入場料を徴収する場合の使用料は、最高入場料（税込）に100（野球競技以外で使用する場合は200）を乗じて得た額に基本額を加算した額とする。
- 6 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。

綾部市総合運動公園グラウンド使用料

使用区分	時 間	( 午 前 半 日 )	( 午 後 半 日 )	( 昼 間 1 日 )	( 夜 間 半 日 )	( 全 日 )
		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午前9時 ～午後5時	午後5時 ～日没	午前9時 ～日没
グ ラ ウ ン ド		円 600	円 600	円 1,200	円 600	円 1,800

備考

- 1 使用時間には、準備及び使用後の整理、原状回復に要する時間も含むものとする。

- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

別表第2（第6条関係）

綾部市第1・第2市民グラウンド使用料

時 間 使用区分	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全 日)
	午前8時30分 ～正午	午後1時 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～日没	午前8時30分 ～日没
野 球 場	円 300	円 300	円 600	円 300	円 900
ソフトボール グラウンド	300	300	600	300	900
サ ッ カ ー グラウンド	300	300	600	300	900
テニスコート (1面につき)	300	300	600	300	900

備考

- 1 使用時間には、準備及び使用後の整理、原状回復に要する時間も含むものとする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

別表第3（第6条関係）

綾部市渕垣グラウンド使用料

時 間 使用区分	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全 日)
	午前8時30分 ～正午	午後1時 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～午後9時	午前8時30分 ～午後9時
グラウンド	円 600	円 600	円 1,200	円 600	円 1,800
夜 間 照 明 灯	全部使用	1時間につき2,100円			
	部分使用	1時間につき1,100円			

備考

- 1 使用時間には、準備及び使用後の整理、原状回復に要する時間も含むものとする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

別表第4（第6条関係）

綾部市田野グラウンド使用料

時 間 使用区分	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全 日)
	午前8時30分 ～正午	午後1時 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～日没	午前8時30分 ～日没
グラウンド	円 600	円 600	円 1,200	円 600	円 1,800

備考

- 1 使用時間には、準備及び使用後の整理、原状回復に要する時間も含むものとする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

別表第5（第6条関係）

綾部市西部グラウンド使用料

時 間 使用区分	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全 日)
	午前8時30分 ～正午	午後1時 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～日没	午前8時30分 ～日没
グラウンド	円 600	円 600	円 1,200	円 600	円 1,800

備考

- 1 使用時間には、準備及び使用後の整理、原状回復に要する時間も含むものとする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

別表第6（第6条関係）

綾部市高津グラウンド使用料

時 間 使用区分	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全 日)
	午前8時30分 ～正午	午後1時 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～日没	午前8時30分 ～日没
グラウンド	円 600	円 600	円 1,200	円 600	円 1,800

備考

- 1 使用時間には、準備及び使用後の整理、原状回復に要する時間も含むものとする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

別表第7（第6条関係）

綾部市市民プール使用料

条 例

区 分	使 用 料	
個 人	一 般	1人につき300円
	中 学 生	1人につき200円
	小 学 生 以 下	1人につき150円
団 体	30人以上 100人未満	所定の使用料の15パーセント引きの額
	100人以上	所定の使用料の20パーセント引きの額
専 用	午 前 半 日	1プールにつき3,200円
	午 後 半 日	1プールにつき9,500円
	昼 間 1 日	1プールにつき12,600円

別表第8（第6条関係）

綾部市丸山スポーツ公園使用料

使 用 時 間	使 用 料	備 考
午前8時30分から 日没まで	1人につき400円	中学生以下は、左記使用料の半額とする。

別表第9（第6条関係）

高倉公園使用料

時 間	（午前半日）	（午後半日）	（昼間1日）	（夜間半日）	（全 日）
	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午前9時 ～午後5時	午後5時 ～日没	午前9時 ～日没
使用区分	円	円	円	円	円
グ ラ ウ ン ド	600	600	1,200	600	1,800

区 分	使 用 料
第1テニスコート	1面につき1時間当たり500円
第2テニスコート	1面につき1時間当たり500円
夜 間 照 明 灯	1面につき1時間当たり1,100円

備考

- 1 使用時間には、準備及び使用後の整理、原状回復に要する時間も含むものとする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

別表第10を削る。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条から第13条まで、第15条、第15条の2及び別表第10の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 9 号

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成 9 年綾部市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 第 6 号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、同条第 7 号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

第 1 7 条中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

第 2 3 条中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

第 2 5 条中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

別表第 1 中

「

家庭系 一般廃 棄物	燃やして処理す るごみ及び燃や さないで処理す るごみ	市が指定するごみ袋 (1 0 枚入り)	おおむね 2 0 リット ルの容量のもの(平型 袋)	1 3 4
			おおむね 3 0 リット ルの容量のもの(平型 袋)	1 9 1
			おおむね 3 0 リット ルの容量のもの(U型 袋)	2 6 7
			おおむね 4 5 リット ルの容量のもの(平型 袋)	2 8 6

を

「

」

家庭系 一般廃 棄物	燃やして処理す るごみ及び燃や さないで処理す るごみ	市が指定するごみ袋 (10枚入り)	おおむね20リット ルの容量のもの(平型 袋)	173
			おおむね30リット ルの容量のもの(平型 袋)	246
			おおむね30リット ルの容量のもの(U型 袋)	319
			おおむね45リット ルの容量のもの(平型 袋)	364

に

改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第10条の2の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。



綾部市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 0 号

綾部市都市公園条例の一部を改正する条例

綾部市都市公園条例（昭和 4 2 年綾部市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。  
第 7 条の 2 第 5 項の表中

「

東綾公園	綾部市第 1 市民グラウンド 野球場	綾部市運動施設の管理及び運営規則 （平成 1 1 年綾部市教育委員会規則第 2 号）
	綾部市第 1 市民グラウンド ソフトボールグラウンド	
	綾部市第 1 市民グラウンド テニスコート	

を

」

「

東綾公園	綾部市第 1 市民グラウンド 野球場	綾部市運動施設の管理及び運営規則 （平成 3 1 年綾部市規則第 8 号）
	綾部市第 1 市民グラウンド ソフトボールグラウンド	
	綾部市第 1 市民グラウンド テニスコート	

に

」

改める。

別表第 3 中

「

和室 1 号	8 0 0 円	8 0 0 円	毎月第 2 月曜日、第 4 月曜日及び 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日まで並びに 1 月 1 日から同月 3 日までを除く毎日
和室 2 号	8 0 0 円	8 0 0 円	
和室 3 号	8 0 0 円	8 0 0 円	

を

」

「

和室 1 号	9 0 0 円	9 0 0 円	毎月第 2 月曜日、第 4 月曜日及び 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日まで並びに 1 月 1 日から同月 3 日までを除く毎日
和室 2 号	9 0 0 円	9 0 0 円	
和室 3 号	9 0 0 円	9 0 0 円	

に、

」

」

「

舞台	2,000円	2,000円	毎月第2月曜日、第4月曜日及び12月28日から同月31日まで並びに1月1日から同月3日までを除く毎日
控室	800円	800円	

を

」

「

舞台	2,100円	2,100円	毎月第2月曜日、第4月曜日及び12月28日から同月31日まで並びに1月1日から同月3日までを除く毎日
控室	900円	900円	

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第7条の2第5項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市水源の里・老富会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第21号

綾部市水源の里・老富会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市水源の里・老富会館の設置及び管理に関する条例（平成19年綾部市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

会 館 使 用 料

時間 使用区分	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全日)
	午前8時30分 ～正午	正午 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前8時30分 ～午後10時
交流室	円 500	円 700	円 1,200	円 900	円 2,100
調理実習室	400	500	900	700	1,600

備考

営利を目的とする場合の使用料は、2倍とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第22号

綾部市コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市コミュニティホールの設置及び管理に関する条例（昭和61年綾部市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

ホ ー ル 使 用 料

時 間 使用区分	(午前半日) 午前8時30分 ～正午	(午後半日) 正午 ～午後5時	(昼間1日) 午前8時30分 ～午後5時	(夜間半日) 午後5時 ～午後10時	(全 日) 午前8時30分 ～午後10時
大 会 議 室	円 1,300	円 1,700	円 3,000	円 2,100	円 5,100
小 会 議 室	500	700	1,200	900	2,100

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。
- 3 使用者が市外居住者（法人にあつてはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第23号

綾部市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成11年綾部市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

綾部市田野コミュニティセンター使用料

時間 使用区分	(午前半日) 午前8時30分 ～正午	(午後半日) 正午 ～午後5時	(昼間1日) 午前8時30分 ～午後5時	(夜間半日) 午後5時 ～午後10時	(全日) 午前8時30分 ～午後10時
大 広 間	円 800	円 1,000	円 1,800	円 1,300	円 3,100
和 室 1	400	500	900	600	1,500
和 室 2	400	500	900	600	1,500
和 室 3	400	500	900	600	1,500
調 理 室	700	900	1,600	1,100	2,700

綾部市高津コミュニティセンター使用料

時間 使用区分	(午前半日) 午前8時30分 ～正午	(午後半日) 正午 ～午後5時	(昼間1日) 午前8時30分 ～午後5時	(夜間半日) 午後5時 ～午後10時	(全日) 午前8時30分 ～午後10時
多目的ホール	円 1,900	円 2,600	円 4,500	円 3,200	円 7,700
和 室 1	500	600	1,100	800	1,900
和 室 2	400	500	900	600	1,500
会 議 室	400	500	900	600	1,500
調 理 室	700	900	1,600	1,100	2,700

## 条 例

### 綾部市桜が丘一丁目コミュニティセンター使用料

時 間 使用区分	(午前半日) 午前8時30分 ～正午	(午後半日) 正午 ～午後5時	(昼間1日) 午前8時30分 ～午後5時	(夜間半日) 午後5時 ～午後10時	(全 日) 午前8時30分 ～午後10時
大 広 間	円 600	円 800	円 1,400	円 1,000	円 2,400
会 議 室	400	500	900	600	1,500

### 綾部市桜が丘二丁目コミュニティセンター使用料

時 間 使用区分	(午前半日) 午前8時30分 ～正午	(午後半日) 正午 ～午後5時	(昼間1日) 午前8時30分 ～午後5時	(夜間半日) 午後5時 ～午後10時	(全 日) 午前8時30分 ～午後10時
大 広 間	円 600	円 800	円 1,400	円 1,000	円 2,400
会 議 室	400	500	900	600	1,500

#### 備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。
- 3 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

#### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市里山交流研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第24号

綾部市里山交流研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市里山交流研修センターの設置及び管理に関する条例（平成12年綾部市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

セ ン タ ー 使 用 料

1 各室使用料

使用区分		時間	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全 日)
		午前9時 ～午後1時	午前9時 ～午後1時	午後1時 ～午後5時	午後1時 ～午後5時	午前9時 ～午後5時	午後5時 ～午後10時
里山交流館	研 修 室	円 700	円 700	円 700	円 1,400	円 700	円 2,100
	体 験 室	円 700	円 700	円 700	円 1,400	円 700	円 2,100
幸喜山荘	和 室 1	円 600	円 600	円 600	円 1,200	円 600	円 1,800
	和 室 2	円 600	円 600	円 600	円 1,200	円 600	円 1,800
	和 室 3	円 500	円 500	円 500	円 1,000	円 500	円 1,500
	和 室 4	円 500	円 500	円 500	円 1,000	円 500	円 1,500
	研 修 室	円 700	円 700	円 700	円 1,400	円 700	円 2,100

森もりホール	交 流 室		5 0 0	5 0 0	1, 0 0 0	5 0 0	1, 5 0 0
	多 目 的 ホ ー ル	全 使 面 用	2, 0 0 0	2, 0 0 0	4, 0 0 0	2, 0 0 0	6, 0 0 0
		2 分 の 1 使 用	1, 0 0 0	1, 0 0 0	2, 0 0 0	1, 0 0 0	3, 0 0 0
		4 分 の 1 使 用	5 0 0	5 0 0	1, 0 0 0	5 0 0	1, 5 0 0

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。

2 宿泊料（1人1泊当たり）

区分	施設名	
	里 山 交 流 館	幸 喜 山 荘
一 般 (18歳以上)	円 3, 3 0 0	円 3, 3 0 0
高 校 生 以 下	2, 6 4 0	2, 6 4 0
小 学 生 以 下	1, 9 8 0	1, 9 8 0
3 歳 以 下	無 料	無 料

3 附属施設使用料

使用区分	時間	(前 半 日)	(後 半 日)	(1 日)
		午前9時 ～午後3時	午後3時 ～午後9時	午前9時 ～午後9時
バーベキューサイト (1区画)		1, 1 0 0 円	1, 1 0 0 円	2, 2 0 0 円

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。



綾部市奥上林研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 5 号

綾部市奥上林研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市奥上林研修センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

セ ン タ ー 使 用 料

1 一般使用料

時 間 使用区分	(午前半日) 午前9時 ～午後1時	(午後半日) 午後1時 ～午後5時	(昼間1日) 午前9時 ～午後5時	(夜間半日) 午後5時 ～午後10時	(全 日) 午前9時 ～午後10時
	研 修 室 (1室につき)	円 7 0 0	円 7 0 0	円 1, 4 0 0	円 7 0 0
体 育 館	1, 6 0 0	1, 6 0 0	3, 2 0 0	1, 6 0 0	4, 8 0 0
グラウンド	6 0 0	6 0 0	1, 2 0 0	6 0 0	1, 8 0 0

2 特別使用料

項 目		使 用 日 数 等		使 用 料
特別使用 1	研修室 5 室以内	年間 1 5 日	あらかじめ市長が 定めた期間及び時 間の中で使用す る。	円
	体育館 グラウンド			2 0 9, 6 0 0
特別使用 2	研修室 1 室	1 か月		1 0, 5 0 0

備考

センターの一般使用又は特別使用で、営利を目的とする場合の使用料は、基本額の 2 倍の額とする。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市地域情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 6 号

綾部市地域情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市地域情報センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 0 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表多目的スペース以外の部分の項中「1, 0 0 0」を「1, 0 5 0」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

あやべハートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第27号

あやべハートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あやべハートセンターの設置及び管理に関する条例（平成14年綾部市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表専用部分の項中「1,000円」を「1,050円」に改め、同表共用部分の項中「2,000円」を「2,100円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市かんばやし交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第28号

綾部市かんばやし交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市かんばやし交流館の設置及び管理に関する条例(平成18年綾部市条例第59号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

交流館使用料

時間 使用区分	(午前半日) 午前8時30分 ～正午	(午後半日) 正午 ～午後5時	(昼間1日) 午前8時30分 ～午後5時	(夜間半日) 午後5時 ～午後10時	(全日) 午前8時30分 ～午後10時
大会議室	円 500	円 700	円 1,200	円 900	円 2,100
調理実習室	500	600	1,100	800	1,900
小会議室	400	500	900	600	1,500

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、2倍とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。
- 3 使用者が市外居住者(法人にあってはその所在地)である場合の使用料は、2倍とする。

別表第2(第7条関係)

交流館使用料

	1㎡当たりの月額使用料
貸館施設以外の部分	円 420

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、2倍とする。
- 2 期間を算定する場合において、1月未満の端数が生じたときは1月とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第29号

綾部市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例

綾部市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成10年綾部市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表研修室の項中「800」を「900」に、「1,000」を「1,100」に、「10,000」を「10,500」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市立学校使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 0 号

綾部市立学校使用条例の一部を改正する条例

綾部市立学校使用条例（昭和 2 7 年綾部市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

市 立 学 校 使 用 料

時 間 使用区分	(午前半日) 午前 9 時 ～午後 1 時	(午後半日) 午後 1 時 ～午後 5 時	(昼間 1 日) 午前 9 時 ～午後 5 時	(夜間半日) 午後 5 時 ～午後 1 0 時	(全 日) 午前 9 時 ～午後 1 0 時
会 議 室	円 7 0 0	円 7 0 0	円 1, 4 0 0	円 7 0 0	円 2, 1 0 0
教 室	7 0 0	7 0 0	1, 4 0 0	7 0 0	2, 1 0 0
体 育 館	1, 6 0 0	1, 6 0 0	3, 2 0 0	1, 6 0 0	4, 8 0 0
運 動 場	6 0 0	6 0 0	1, 2 0 0	6 0 0	1, 8 0 0

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の 2 倍の額とする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあつてはその所在地）である場合の使用料は、基本額の 2 倍の額とする。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市天文館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 31 号

綾部市天文館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市天文館の設置及び管理に関する条例（平成 7 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表を次のように改める。

区 分	個人入館料	団体（30人以上）入館料
一 般	300円	240円
小・中学生	150円	120円

附 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。



綾部市健康ファミリーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第32号

綾部市健康ファミリーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市健康ファミリーセンターの設置及び管理に関する条例（昭和62年綾部市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

セ ン タ ー 使 用 料

時 間 使用区分	(午前半日) 午前8時30分 ～正午	(午後半日) 正午 ～午後5時	(昼間1日) 午前8時30分 ～午後5時	(夜間半日) 午後5時 ～午後10時	(全 日) 午前8時30分 ～午後10時
会 議 室	円 400	円 500	円 900	円 600	円 1,500
ト レ ー ニ ン グ 室 1	500	600	1,100	800	1,900
ト レ ー ニ ン グ 室 2	400	500	900	600	1,500
調 理 実 習 室	700	900	1,600	1,100	2,700
研 修 室 1	400	500	900	700	1,600
研 修 室 2	500	700	1,200	900	2,100
多目的ホール	1,900	2,600	4,500	3,200	7,700

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあつてはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第33号

綾部市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成2年綾部市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

セ ン タ ー 使 用 料

時間 使用区分	(午前半日) 午前8時30分 ～正午	(午後半日) 正午 ～午後5時	(昼間1日) 午前8時30分 ～午後5時	(夜間半日) 午後5時 ～午後10時	(全日) 午前8時30分 ～午後10時
	円	円	円	円	円
集会室	1,900	2,600	4,500	3,200	7,700
会議室	400	500	900	700	1,600
小会議室	400	500	900	600	1,500
研修室1	500	600	1,100	800	1,900
研修室2	400	500	900	700	1,600
調理実習室	700	900	1,600	1,100	2,700

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市人権福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第34号

綾部市人権福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市人権福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和45年綾部市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

セ ン タ ー 使 用 料

時間 使用区分		(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全 日)
		午前8時30分 ～正午	正午 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前8時30分 ～午後10時
綾 部 会 館	集 会 室	円 1,300	円 1,700	円 3,000	円 2,100	円 5,100
	会 議 室	400	500	900	600	1,500
	会 議 室 (和室)	500	600	1,100	800	1,900
	教養娯楽室	400	500	900	700	1,600
	生活改善室	500	600	1,100	800	1,900
物 部 会 館	集 会 室	800	1,000	1,800	1,300	3,100
	会 議 室 (片面)	400	500	900	700	1,600
	会 議 室 (全面)	700	900	1,600	1,300	2,900
	会 議 室 (和室)	400	500	900	700	1,600
	生活改善室	500	600	1,100	800	1,900

条 例

栗文化センター	集 会 室	7 0 0	9 0 0	1, 6 0 0	1, 2 0 0	2, 8 0 0
	会 議 室 ( 和 室 )	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
	教養娯楽室	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
	生活改善室	4 0 0	5 0 0	9 0 0	7 0 0	1, 6 0 0

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、2倍の額とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。
- 3 使用者が市外居住者（法人にあつてはその所在地）である場合の使用料は、2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市共同集会所等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第35号

綾部市共同集会所等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市共同集会所等の設置及び管理に関する条例（昭和61年綾部市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

集 会 所 等 使 用 料

使用区分		時 間	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全 日)
			午前8時30分 ～正午	正午 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前8時30分 ～午後10時
綾 部 市 共 同 集 会 所	竹 原	和 室 1	円 400	円 500	円 900	円 600	円 1,500
		和 室 2	円 400	円 500	円 900	円 600	円 1,500
		洋 室	円 400	円 500	円 900	円 600	円 1,500
		集 会 室	円 500	円 600	円 1,100	円 800	円 1,900
		プ レ イ ル ーム	円 500	円 700	円 1,200	円 900	円 2,100
	片 山	会 議 室	円 400	円 500	円 900	円 700	円 1,600
		集 会 室	円 700	円 900	円 1,600	円 1,100	円 2,700
		学 習 室	円 400	円 500	円 900	円 700	円 1,600
		遊 戯 室	円 500	円 700	円 1,200	円 900	円 2,100
	佃	和 室 1	円 400	円 500	円 900	円 600	円 1,500
		集 会 室	円 500	円 700	円 1,200	円 900	円 2,100
	上 原	和 室 1	円 400	円 500	円 900	円 600	円 1,500
		集 会 室	円 700	円 900	円 1,600	円 1,100	円 2,700
	中 筋	和 室 1	円 500	円 600	円 1,100	円 800	円 1,900
		和 室 2	円 400	円 500	円 900	円 600	円 1,500
	岡 安	和 室 1	円 400	円 500	円 900	円 600	円 1,500
		和 室 2	円 400	円 500	円 900	円 600	円 1,500

条 例

下八田	和室 1	400	500	900	600	1,500
	和室 2	400	500	900	600	1,500
	和室 3	400	500	900	600	1,500
多田	和室 1	400	500	900	600	1,500
	和室 2	400	500	900	600	1,500
	和室 3	400	500	900	600	1,500
	洋室	400	500	900	600	1,500
	大広間	700	900	1,600	1,100	2,700
味方	集会室	700	900	1,600	1,100	2,700
	遊戯室	500	600	1,100	800	1,900
	学習室 1	400	500	900	600	1,500
	学習室 2	400	500	900	700	1,600
	図書室	400	500	900	600	1,500
宮代	和室 1	500	600	1,100	800	1,900
	和室 2	400	500	900	700	1,600
	料理教室	600	800	1,400	1,000	2,400
	集会室	500	600	1,100	800	1,900
井倉	和室 1	400	500	900	600	1,500
	和室 2	400	500	900	600	1,500
	会議室 1	400	500	900	600	1,500
	会議室 2	400	500	900	600	1,500
位田	和室 1	400	500	900	600	1,500
	和室 2	400	500	900	600	1,500
	和室 3	400	500	900	600	1,500
栗上	会議室	400	500	900	600	1,500
	学習室	400	500	900	600	1,500
	集会室	500	600	1,100	800	1,900
栗揚	和室 1	400	500	900	600	1,500
	和室 2	400	500	900	600	1,500
	和室 3	400	500	900	600	1,500
栗町	和室 1	400	500	900	600	1,500
	和室 2	400	500	900	600	1,500
小西	和室 1	400	500	900	600	1,500
	和室 2	400	500	900	600	1,500
私市東	集会室	500	700	1,200	900	2,100
志賀	和室 1	400	500	900	600	1,500
	会議室 1	400	500	900	600	1,500
	会議室 2	400	500	900	600	1,500

条 例

		集 会 室	5 0 0	6 0 0	1, 1 0 0	8 0 0	1, 9 0 0
		大 広 間	5 0 0	7 0 0	1, 2 0 0	9 0 0	2, 1 0 0
綾 部 市 教 育 集 会 所	中 筋	講 義 室	8 0 0	1, 0 0 0	1, 8 0 0	1, 3 0 0	2, 6 0 0
		会 議 室	4 0 0	5 0 0	9 0 0	7 0 0	1, 6 0 0
		図 書 室	4 0 0	5 0 0	9 0 0	7 0 0	1, 6 0 0
		宮 代 和 室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
綾 部 市 学 習 館	井 倉	学 習 室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	7 0 0	1, 6 0 0
		学 習 室 2	4 0 0	5 0 0	9 0 0	7 0 0	1, 6 0 0
		遊 戯 室	5 0 0	7 0 0	1, 2 0 0	9 0 0	2, 1 0 0
	味 方	学 習 室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
		学 習 室 2	4 0 0	5 0 0	9 0 0	7 0 0	1, 6 0 0
		図 書 室	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
		遊 戯 室	5 0 0	6 0 0	1, 1 0 0	8 0 0	1, 9 0 0
	綾 部 市 老 人 憩 の 家	東 物 部	和 室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0
和 室 2			4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
集 会 室			8 0 0	1, 1 0 0	1, 9 0 0	1, 4 0 0	3, 3 0 0
作 業 室			4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
片 山		和 室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
		和 室 2	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
上 原		和 室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	7 0 0	1, 6 0 0
		和 室 2	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
中 筋		和 室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
		和 室 2	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
志 賀		和 室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
		和 室 2	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
私 市 東		和 室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
		和 室 2	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
多 田		和 室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
		和 室 2	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
		作 業 室	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
栗 橋		和 室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
		和 室 2	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
井 倉		和 室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
	和 室 2	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0	

条 例

味 方	和 室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
	和 室 2	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
小 西	和 室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
	和 室 2	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
佃	和 室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
	集 会 室	5 0 0	6 0 0	1, 1 0 0	8 0 0	1, 9 0 0

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、2倍の額とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。
- 3 使用者が市外居住者（法人にあつてはその所在地）である場合の使用料は、2倍とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。



綾部市福祉ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 6 号

綾部市福祉ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市福祉ホールの設置及び管理に関する条例（平成 7 年綾部市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

ホ ー ル 使 用 料

時 間 使用区分	(午前半日) 午前 8 時 3 0 分 ～正午	(午後半日) 正午 ～午後 5 時	(昼間 1 日) 午前 8 時 3 0 分 ～午後 5 時	(夜間半日) 午後 5 時 ～午後 1 0 時	(全 日) 午前 8 時 3 0 分 ～午後 1 0 時
会 議 室 (多目的室)	円 8 0 0	円 1, 0 0 0	円 1, 8 0 0	円 1, 3 0 0	円 3, 1 0 0

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の 2 倍の額とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の 2 分の 1 の額を加算する。
- 3 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の 2 倍の額とする。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市清山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 7 号

綾部市清山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市清山荘の設置及び管理に関する条例（昭和 6 2 年綾部市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表の入館料の項中「1 0 0 円」を「1 5 0 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第38号

綾部市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例（平成13年綾部市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

ふれあいの家使用料

時間 使用区分	(午前半日) 午前9時 ～正午	(午後半日) 正午 ～午後5時30分	(昼間1日) 午前9時 ～午後5時30分
	交 流 室	円 800	円 1,000
談 話 室	400	500	900
調 理 実 習 室	700	900	1,600

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、2倍とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。
- 3 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、2倍とする。

別表第2（第6条関係）

ふれあいの家使用料

貸館施設以外の部分	1㎡当たりの月額使用料
	円 320

備考

- 1 期間を算定する場合において、1月未満の端数が生じたときは、1月とする。
- 2 使用料を算定する場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 9 号

綾部市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 3 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

セ ン タ ー 使 用 料

時 間 使用区分	(午前半日)	(午後半日)	(昼間 1 日)	(夜間半日)	(全 日)
	午前 9 時 ～正午	正午 ～午後 5 時	午前 9 時 ～午後 5 時	午後 5 時 ～午後 1 0 時	午前 9 時 ～午後 1 0 時
会 議 室 ( 1 )	円 1, 3 0 0	円 1, 7 0 0	円 3, 0 0 0	円 2, 1 0 0	円 5, 1 0 0
会 議 室 ( 2 )	7 0 0	9 0 0	1, 6 0 0	1, 1 0 0	2, 7 0 0
会 議 室 ( 1 ) + ( 2 )	2, 0 0 0	2, 6 0 0	4, 6 0 0	3, 2 0 0	7, 8 0 0
家庭介護実習室 ( 1 )	5 0 0	6 0 0	1, 1 0 0	8 0 0	1, 9 0 0
家庭介護実習室 ( 2 )	5 0 0	6 0 0	1, 1 0 0	8 0 0	1, 9 0 0
家庭介護実習室 ( 1 ) + ( 2 )	1, 0 0 0	1, 2 0 0	2, 2 0 0	1, 6 0 0	3, 8 0 0
栄養指導実習室	7 0 0	9 0 0	1, 6 0 0	1, 1 0 0	2, 7 0 0
健康教育指導室	7 0 0	9 0 0	1, 6 0 0	1, 1 0 0	2, 7 0 0

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、2倍とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。
- 3 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、2倍とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第40号

綾部市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市斎場の設置及び管理に関する条例（平成6年綾部市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

斎 場 使 用 料

区 分	単 位	使 用 料		
		市 内	市 外	
火 葬 場	大人（12歳以上）	1体	円 15,000	円 45,000
	小人（12歳未満）	1体	7,500	22,500
	妊 娠 4 か 月 以 上 の 胎 児	1体	1,500	4,500
	身 体 の 一 部	1件	750	2,250
	産 汚 物 等	1件	750	2,250
葬 祭 場	告 別 式 (待合室、控室及びモニター テレビの使用を含む。)	1回	42,000	
	通 夜 (待合室、控室及びモニター テレビの使用を含む。)	1回	47,200	
待 合 室	1時間1室	600	1,200	
控 室	1時間1室	600	1,200	

備考

- 1 「市内」とは、火葬場については、死亡者（胎児については、その父又は母）が死亡時に綾部市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、葬祭場、待合室及び控室については、死亡者又は使用者が綾部市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。
- 2 「市外」とは、前項に定める場合以外をいう。

- 3 葬祭場の使用については、市内に限る。
- 4 待合室及び控室の時間使用については、告別式及び通夜の使用以外の使用に適用する。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。



綾部市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第41号

綾部市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例（昭和61年綾部市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「1箇月」を「1か月」に、「700円」を「800円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市市民ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第42号

綾部市市民ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市市民ホールの設置及び管理に関する条例（昭和59年綾部市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

市 民 ホ ー ル 使 用 料

時 間 使用区分	（午前半日）	（午後半日）	（昼間1日）	（夜間半日）	（全 日）
	午前8時30分 ～正午	正午 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前8時30分 ～午後10時
丹 の 国	円 800	円 1,100	円 1,900	円 1,400	円 3,300
四 ツ 尾	500	600	1,100	800	1,900
弥 仙	400	500	900	600	1,500
う め					
ま つ					
い か る	400	500	900	700	1,600
紫 水					
由 良 川					
立 岩					
君 尾	700	900	1,600	1,100	2,700
料 理 教 室					

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。
- 3 使用者が市外居住者（法人にあつてはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

I・Tビルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第43号

I・Tビルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

I・Tビルの設置及び管理に関する条例（平成8年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第6条、第12条関係）

ビ ル 使 用 料

時 間 使用区分	（午前半日）	（午後半日）	（夜間半日）	（全 日）
	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時
多目的ホール A（80席）	円 5,300	円 7,400	円 8,400	円 16,800
多目的ホール B（120席）	6,300	9,500	10,500	21,000
多目的ホール A+B（200席）	7,400	10,500	11,600	26,200
研修室 A・B・C	3,200	4,200	5,300	10,500
研修室 D	1,900	2,600	3,200	6,300
会 議 室	4,200	5,300	6,300	12,600
コミュニケーションルーム	3,200	4,200	5,300	10,500

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。

別表第2（第6条、第12条関係）

ビ ル 使 用 料

	使 用 料 （ 日 額 ）
多目的スペース	円 2,100

備考 期間を定めて使用する場合に限る。

別表第3（第6条関係）

ビ ル 使 用 料

	3. 3 m <sup>2</sup> 当たりの月額使用料
貸 館 施 設 以 外 の 部 分	円 9, 9 6 0

備考

- 1 使用料を算定する場合において、使用面積を3. 3 m<sup>2</sup>で除した数に1未満の端数を生じたときは、四捨五入により処理する。
- 2 期間を算定する場合において、1月未満の端数が生じたときは1月とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部工業団地・交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第44号

綾部工業団地・交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部工業団地・交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成8年綾部市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

交 流 プ ラ ザ 使 用 料

時 間 使用区分	（昼間半日）	（昼間1日）	（夜間半日）	（全 日）
	午前9時 ～午後1時 午後1時 ～午後5時	午前9時 ～午後5時	午後5時 ～午後9時	午前9時 ～午後9時
多 目 的 ホ ー ル	円 2,700	円 5,400	円 2,700	円 8,100
会 議 室	600	1,200	600	1,800

備考 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部工業団地・ヘリストップの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第45号

綾部工業団地・ヘリストップの設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例

綾部工業団地・ヘリストップの設置及び管理に関する条例（平成8年綾部市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表施設使用料の項中「10,000円」を「10,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市ものづくり交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第46号

綾部市ものづくり交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市ものづくり交流館の設置及び管理に関する条例（平成30年綾部市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表多目的ホールの項中「2,500円」を「2,600円」に改め、同表展示スペースの項中「5,000円」を「5,100円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第47号

綾部市研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市研修センターの設置及び管理に関する条例（昭和62年綾部市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

セ ン タ ー 使 用 料

1 各室使用料

時間 使用区分	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全日)
	午前8時30分 ～正午	正午 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前8時30分 ～午後10時
研修室1	円 400	円 500	円 900	円 700	円 1,600
研修室2	400	500	900	700	1,600
研修室3	600	800	1,400	1,000	2,400
研修室4	600	800	1,400	1,000	2,400

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合、使用料の2分の1の額を加算する。
- 3 使用者が市外居住者（法人にあつてはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 4 使用時間外に使用した場合の使用料は、研修室1及び研修室2については、1時間当たり140円を、研修室3及び研修室4については、1時間当たり200円を利用した時間に乗じた額とする。

2 宿泊使用料 1人1泊当たり（当日午後3時から翌日午前11時まで）

区分	小・中学生	高校生	大人（18才以上）
市内	1,100円	1,600円	2,100円
市外	1,600円	2,100円	2,700円



備考

冷暖房設備を使用する場合は、1人当たり150円を加算する。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市東部地域観光関連施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第48号

綾部市東部地域観光関連施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市東部地域観光関連施設の設置及び管理に関する条例（平成元年綾部市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

セ ン タ ー 使 用 料

時 間 使用区分	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全 日)
	午前8時30分 ～正午	正午 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前8時30分 ～午後10時
イ ベ ン ト ル ー ム	円 1,900	円 2,600	円 4,500	円 3,200	円 7,700
休 憩 室	500	600	1,100	800	1,900
研 修 室	500	600	1,100	800	1,900
ミーティング ル ー ム	500	600	1,100	800	1,900
郷 土 料 理 実 習 室	700	900	1,600	1,100	2,700

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

あやべ温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第49号

あやべ温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あやべ温泉の設置及び管理に関する条例（平成8年綾部市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

温 泉 使 用 料

1 入浴施設

区 分	使 用 料
一 般	円 600
小学生以下	300

2 宿泊料（1人1泊当たり）

区 分	休日前以外の日	休 日 前
一 般	円 6,600	円 7,700
小学生以下	4,400	4,950
3歳以下	無料	無料

備考 休日前とは、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日及び市長が別に定める日をいう。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

あやべ山の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第50号

あやべ山の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あやべ山の家の設置及び管理に関する条例（平成25年綾部市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

山 の 家 使 用 料

1 各室使用料

時 間 使用区分	(午前半日) 午前9時 ～正午	(午後半日) 正午 ～午後5時	(昼間1日) 午前9時 ～午後5時	(夜間半日) 午後5時 ～午後9時	(全 日) 午前9時 ～午後9時
本 館 (1室につき)	円 400	円 500	円 900	円 500	円 1,400
研 修 館	1,300	1,700	3,000	1,700	4,700

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。

2 宿泊料

区 分	料 金 (1人1泊当たり)
一 般 (18歳以上)	円 3,300
高 校 生 以 下	2,640
小 学 生 以 下	1,980
3 歳 以 下	無料

3 テニスコート使用料

使 用 料	備 考
1面につき1時間当たり 500円	中学生以下は、左記使用料の半額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市農村婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第51号

綾部市農村婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市農村婦人の家の設置及び管理に関する条例（昭和61年綾部市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

婦 人 の 家 使 用 料

時 間 使用区分	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全 日)
	午前8時30分 ～正午	正午 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前8時30分 ～午後10時
農産加工室	円 700	円 900	円 1,600	円 1,100	円 2,700
調理実習室	700	900	1,600	1,100	2,700
研 修 室	500	600	1,100	800	1,900
学 習 室	400	500	900	600	1,500
健 康 管 理 増 進 室	1,300	1,700	3,000	2,100	5,100

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあつてはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市農業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第52号

綾部市農業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市農業振興センターの設置及び管理に関する条例（昭和63年綾部市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

セ ン タ ー 使 用 料

時 間 使用区分	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全 日)
	午前8時30分 ～正午	正午 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前8時30分 ～午後10時
集落営農推進室 兼健康管理室	円 1,300	円 1,700	円 3,000	円 2,100	円 5,100
農 業 教 室	800	1,000	1,800	1,300	3,100
中 会 議 室 兼 図 書 室	500	700	1,200	900	2,100
小 会 議 室	400	500	900	600	1,500
農 産 物 加 工 研 究 室	700	900	1,600	1,100	2,700

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあつてはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

ふるさと味あやべ工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第53号

ふるさと味あやべ工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ふるさと味あやべ工房の設置及び管理に関する条例（平成2年綾部市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

あ や べ 工 房 使 用 料

時間 使用区分	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全日)
	午前8時30分 ～正午	正午 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前8時30分 ～午後10時
自給農産加工室	円 700	円 900	円 1,600	円 1,100	円 2,700
創作活動室	400	500	900	700	1,600
多目的研修室	400	500	900	700	1,600

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。



綾部市二王公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第54号

綾部市二王公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市二王公園の設置及び管理に関する条例（平成6年綾部市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

公 園 使 用 料

1 二王公園管理棟

時 間 使用区分	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全 日)
	午前8時30分 ～正午	正午 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前8時30分 ～午後10時
研 修 室 1	円 400	円 400	円 800	円 800	円 1,600
研 修 室 2	円 400	円 400	円 800	円 800	円 1,600

備考

- 1 冷暖房設備を使用する場合、使用料の2分の1の額を加算する。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

2 テニスコート

使 用 料	備 考
テニスコート1面につき1時間当たり 500円	中学生以下は、左記使用料の半額とする。

3 グラウンドゴルフ場

使 用 料	備 考
1人当たり 600円	中学生以下は、左記使用料の半額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第55号

綾部市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例（平成3年綾部市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

セ ン タ ー 使 用 料

時間 使用区分		(午前半日) 午前8時30分 ～正午	(午後半日) 正午 ～午後5時	(昼間1日) 午前8時30分 ～午後5時	(夜間半日) 午後5時 ～午後10時	(全 日) 午前8時30分 ～午後10時
		円	円	円	円	円
大 会 議 室		1,300	1,700	3,000	2,100	5,100
和 室	2室使用	800	1,000	1,800	1,400	3,200
	1室使用	400	500	900	700	1,600
小 会 議 室		400	500	900	700	1,600
調 理 実 習 室		700	900	1,600	1,100	2,700

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市豊里コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第56号

綾部市豊里コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市豊里コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成6年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

セ ン タ ー 使 用 料

時 間 使用区分		(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全 日)
		午前8時30分 ～正午	正午 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前8時30分 ～午後10時
集 会 室		円 1,300	円 1,700	円 3,000	円 2,100	円 5,100
会 議 室		700	900	1,600	1,200	2,800
和 室		400	500	900	700	1,600
図 書 室		500	700	1,200	900	2,100
調 理 実 習 室		700	900	1,600	1,100	2,700
農 産 加 工 室		700	900	1,600	1,100	2,700
多 目 的 ホ ー ル	全 面 使 用	2,600	3,400	6,000	4,000	10,000
	2 分 の 1 使 用	1,300	1,700	3,000	2,000	5,000

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市物部営農指導センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第57号

綾部市物部営農指導センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市物部営農指導センターの設置及び管理に関する条例（平成13年綾部市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

セ ン タ ー 使 用 料

時 間 使用区分	(午前半日) 午前8時30分 ～正午	(午後半日) 正午 ～午後5時	(昼間1日) 午前8時30分 ～午後5時	(夜間半日) 午後5時 ～午後10時	(全 日) 午前8時30分 ～午後10時
地域営農対策室	円 1,300	円 1,700	円 3,000	円 2,100	円 5,100
農業教室(1)	400	500	900	600	1,500
農業教室(2)	400	500	900	600	1,500
農業教室 (1) + (2)	800	1,000	1,800	1,200	3,000
情報収集広報室	500	600	1,100	800	1,900
調理実習室	700	900	1,600	1,100	2,700
加工研究室	700	900	1,600	1,100	2,700

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、2倍とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。
- 3 使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、2倍とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市うずい野農村広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第58号

綾部市うずい野農村広場条例の一部を改正する条例

綾部市うずい野農村広場条例（昭和63年綾部市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

農 村 広 場 使 用 料

（午前半日） 午前8時30分 ～正午	（午後半日） 午後1時 ～午後5時	（夜間半日） 午後5時 ～日没	（全 日） 午前8時30分 ～日没
円 600	円 600	円 600	円 1,800

備考

使用者が市外居住者（法人にあつてはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市以久田野多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第59号

綾部市以久田野多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市以久田野多目的広場の設置及び管理に関する条例（平成12年綾部市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

多 目 的 広 場 使 用 料

（午前半日） 午前8時30分～正午	（午後半日） 午後1時～午後5時	（夜間半日） 午後5時～日没	（全日） 午前8時30分～日没
円 600	円 600	円 600	円 1,800

備考

使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市山家運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第60号

綾部市山家運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市山家運動公園の設置及び管理に関する条例（平成15年綾部市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

運動公園使用料

時間 使用区分	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全日)
	午前8時30分 ～正午	午後1時 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～日没	午前8時30分 ～日没
多目的広場	円 600	円 600	円 1,200	円 600	円 1,800
テニスコート (1面につき)	600	600	1,200	600	1,800

備考

使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部ふれあい牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第61号

綾部ふれあい牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部ふれあい牧場の設置及び管理に関する条例（平成7年綾部市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の表企画研修棟（屋外バーベキューハウス含む。）の項中「70,000円」を「73,400円」に改め、同表馬場用草地の項中「30,000円」を「31,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。



綾部市林業センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第62号

綾部市林業センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市林業センターの設置及び管理に関する条例（昭和57年綾部市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

セ ン タ ー 使 用 料

時 間 使用区分	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全 日)
	午前8時30分 ～正午	正午 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前8時30分 ～午後10時
大 会 議 室	円 1, 9 0 0	円 2, 6 0 0	円 4, 5 0 0	円 3, 2 0 0	円 7, 7 0 0
第 1 会 議 室	5 0 0	7 0 0	1, 2 0 0	9 0 0	2, 1 0 0
第 2 会 議 室	4 0 0	5 0 0	9 0 0	7 0 0	1, 6 0 0
和 室	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2分の1の額を加算する。
- 3 使用者が市外居住者（法人にあつてはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市林業者等健康管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第63号

綾部市林業者等健康管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市林業者等健康管理センターの設置及び管理に関する条例（昭和58年綾部市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

セ ン タ ー 使 用 料

時 間 使用区分	(午前半日) 午前8時30分 ～正午	(午後半日) 正午 ～午後5時	(昼間1日) 午前8時30分 ～午後5時	(夜間半日) 午後5時 ～午後10時	(全 日) 午前8時30分 ～午後10時
大 会 議 室 (トレーニング場)	円 1,300	円 1,700	円 3,000	円 2,100	円 5,100
保 健 相 談 室 (和室)	400	500	900	700	1,600
休 養 室 (和室)	400	500	900	700	1,600
調 理 実 習 室	700	900	1,600	1,100	2,700

備考

- 1 営利を目的とする場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 使用者が市外居住者（法人にあつてはその所在地）である場合の使用料は、基本額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市東部グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 6 4 号

綾部市東部グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市東部グラウンドの設置及び管理に関する条例（平成 6 年綾部市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

グ ラ ウ ン ド 使 用 料

（午前半日） 午前 8 時 3 0 分 ～正午	（午後半日） 午後 1 時 ～午後 5 時	（夜間半日） 午後 5 時 ～日没	（全 日） 午前 8 時 3 0 分 ～日没
円 6 0 0	円 6 0 0	円 6 0 0	円 1 , 8 0 0

備考

使用者が市外居住者（法人にあってはその所在地）である場合の使用料は、基本額の 2 倍の額とする。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第65号

綾部市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

綾部市農業集落排水施設条例（平成7年綾部市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前から継続している農業集落排水施設の使用に係る使用料で、施行の日から平成31年11月30日までの間にその額が確定するものについては、改正後の第16条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

綾部市駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 6 6 号

綾部市駐車場条例の一部を改正する条例

綾部市駐車場条例（平成 1 1 年綾部市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。  
別表中

普通駐車	基本料金	駐車 1 回 1 時間まで 1 台につき	円 1 5 0	を
普通駐車	基本料金	駐車 1 回 1 時間まで 1 台につき	円 2 0 0	に、
定期駐車	1 か月（月の初日から末日まで。月の途中からの使用については、申込日からその月の末日まで） 1 台につき		5, 5 0 0	を
定期駐車	1 か月（月の初日から末日まで。月の途中からの使用については、申込日からその月の末日まで） 1 台につき		5, 8 0 0	に

改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 6 7 号

綾部市下水道条例の一部を改正する条例

綾部市下水道条例（平成 6 年綾部市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 0 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前から継続している公共下水道の使用に係る使用料で、施行の日から平成 3 1 年 1 1 月 3 0 日までの間にその額が確定するものについては、改正後の第 2 0 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

綾部市特定地域生活排水処理事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第68号

綾部市特定地域生活排水処理事業条例の一部を改正する条例

綾部市特定地域生活排水処理事業条例（平成14年綾部市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前から継続している浄化槽の使用に係る使用料で、施行の日から平成31年11月30日までの間にその額が確定するものについては、改正後の第15条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

綾部市簡易水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第69号

綾部市簡易水道条例の一部を改正する条例

綾部市簡易水道条例（昭和45年綾部市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第23条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第27条第5号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
（水道使用料に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日前から継続している水道の使用に係る使用料で、施行の日から平成31年11月30日までの間にその額が確定するものについては、改正後の第23条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。



綾部市上水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第70号

綾部市上水道給水条例の一部を改正する条例

綾部市上水道給水条例（昭和44年綾部市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第25条の2第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第30条第6号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第33条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（水道使用料に関する経過措置）

2 この条例の施行の日前から継続している水道の使用に係る使用料で、施行の日から平成31年11月30日までの間にその額が確定するものについては、改正後の第25条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

綾部市立病院の使用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第71号

綾部市立病院の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市立病院の使用料等に関する条例（平成2年綾部市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 7 2 号

綾部市議会委員会条例の一部を改正する条例

綾部市議会委員会条例（平成 3 年綾部市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「企画財政部（秘書事務を除く。）、総務部」を「市長公室、企画総務部」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正前の綾部市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）に規定する総務教育建設委員会の委員長、副委員長及び委員は、それぞれ改正後の綾部市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する総務教育建設委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとし、改正後の条例の規定による委員会の委員の任期は、それぞれ改正前の条例の規定による委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、改正前の条例に規定する総務教育建設委員会において閉会中の継続審査又は継続調査を行うことと議決されている事件については、それぞれ改正後の条例に規定する総務教育建設委員会に引き継ぐものとする。

綾部市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第73号

綾部市市税条例等の一部を改正する条例

(綾部市市税条例の一部改正)

第1条 綾部市市税条例(昭和37年綾部市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第8条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第8条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第10条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第10条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第11条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改める。

に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第11条の3第4項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第5項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第6項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第9項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第21条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第21条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第21条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円

	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

附則第 2 1 条第 7 項を同条第 4 項とする。

附則第 2 1 条の 2 第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改める。

(綾部市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 綾部市市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 9 年綾部市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、綾部市市税条例附則第 2 0 条の次に 5 条を加える改正規定（同条例附則第 2 0 条の 6 第 2 項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第 2 1 条第 1 項の改正規定中「初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 4 4 4 条第 3 項に規定する」を「平成 1 8 年 3 月 3 1 日までに初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 3 0 条第 1 項」を「法附則第 3 0 条」に、「平成 3 1 年度分」を「当該軽自動車が最初の法第 4 4 4 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して 1 4 年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第 3 条 綾部市市税条例等の一部を改正する条例（平成 3 0 年綾部市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、綾部市市税条例第 3 9 条第 1 項の改正規定中「及び第 1 1 項」を「、第 1 1 項及び第 1 3 項」に改め、同条に 3 項を加える改正規定中「3 項」を「8 項」に改め、同改正規定（同条第 1 0 項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第 1 2 項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第 1 2 項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

1 3 第 1 0 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 7 5 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 1 0 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 1 5 日前までに、これを市長に提出しなければならない。

- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条を次のように改める。

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中綾部市市税条例第80条を第80条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第81条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第82条から第84条まで及び第86条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中綾部市市税条例第12条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第26条第1項の改正規定並びに同条例附則第22条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条中綾部市市税条例附則第11条の2第14項の改正規定及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中綾部市市税条例第82条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中綾部市市税条例第11条第1項及び第3項並びに第39条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中綾部市市税条例第12条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第19条及び第22条の改正規定並びに同条例附則第6条の4の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日

附則第 2 条第 3 項中「第 1 2 項」を「第 1 7 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中綾部市市税条例第 2 3 条の改正規定並びに同条例附則第 8 条の 4、第 1 0 条及び第 1 0 条の 2 の改正規定並びに次条第 2 項から第 4 項までの規定は、平成 3 1 年 6 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の綾部市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 3 1 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 0 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 2 3 条並びに附則第 8 条の 4 及び第 1 0 条の 2 の規定は、平成 3 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 1 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 2 3 条第 1 項及び附則第 1 0 条の 2 の規定の適用については、平成 3 2 年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 3 条第 1 項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 3 1 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
附則第 1 0 条の 2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 3 1 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は綾部市市税条例等の一部を改正する条例（平成 3 1 年綾部市条例第 7 3 号）附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第 1 条の規定による改正前の綾部市市税条例附則第 1 0 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第 1 0 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 7 第 2 項に規定する特



例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

綾部市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年4月1日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第74号

綾部市介護保険条例の一部を改正する条例

綾部市介護保険条例（平成12年綾部市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「33,500円」を「27,920円」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,920円」とあるのは「42,800円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「27,920円」とあるのは「53,970円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の第3条第2項から第4項の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

綾部市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 号

綾部市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

綾部市市税の減免に関する規則（昭和 6 1 年綾部市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号の表を次のように改める。

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1 級から 4 級までの各級
聴覚障害		2 級から 4 級までの各級
平衡機能障害		3 級及び 5 級
音声機能障害		3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由		1 級から 3 級までの各級
下肢不自由		1 級から 6 級までの各級
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級及び 5 級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級から 3 級までの各級
	移動機能	1 級から 6 級までの各級
心臓機能障害		1 級、 3 級及び 4 級
じん臓機能障害		1 級、 3 級及び 4 級
呼吸器機能障害		1 級、 3 級及び 4 級
ぼうこう又は直腸機能障害		1 級、 3 級及び 4 級
小腸の機能障害		1 級、 3 級及び 4 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 4 級までの各級
肝臓機能障害		1 級から 4 級までの各級

第 4 条第 1 項第 2 号の表視覚障害の項中「第 4 項症」を「第 6 項症」に改め、同表上肢不自由の項中「第 3 項症」を「第 6 項症」に改め、同表下肢不自由及び体幹不自由の項中「又は」を「及び」に改め、同表に次のように加える。

肝臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
--------	--------------------

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項の規定による精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている者のうち国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の精神障害と同程度の障害を有する者  
第4条第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市助産施設及び母子生活支援施設徴収金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月11日

綾部市長 山崎善也

### 綾部市規則第3号

#### 綾部市助産施設及び母子生活支援施設徴収金に関する規則の一部を改正する規則

綾部市助産施設及び母子生活支援施設徴収金に関する規則（平成27年綾部市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別記様式」を「様式第1号」に改める。

別表の1の表備考を次のように改める。

#### 備考

- 1 C1階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項

及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び第82条第1項

3 妊産婦の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 「単身世帯」…扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）

(2) 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。

(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

4 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所

得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの((2)に掲げる者を除く。)

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

なお、上記の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、その旨を記載した申請書(様式第2号)を提出するものとする。

#### 5 助産の実施については次のとおりである。

(1) 入所妊産婦が次に該当するときは、助産の実施を行わないものとする。

その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあっては、20%、C階層にあっては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあっては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

別表の2の表備考を次のように改める。

#### 備考

- 1 C1階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割

(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び第82条第1項

- 3 次の(1)又は(2)に該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦とみなし、その者の前年の所得が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)に該当する場合にあつては27万円を、(2)に該当する場合にあつては35万円を控除するものとする。

- (1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）
- (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が



500万円以下であるもの

なお、上記の（１）又は（２）に該当する者は、その旨を記載した申請書（様式第２号）を提出するものとする。

別記様式を様式第１号とし、同様式の次に次の１様式を加える。

様式第2号（別表第1、別表第2関係）

年 月 日

綾部市助産施設及び母子生活支援施設徴収金における  
寡婦（夫）控除のみなし適用申請書

綾部市長 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私は、綾部市助産施設及び母子生活支援施設徴収金に係る所得の額の計算において、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けたいので、事実を確認できる書類を添えて下記のとおり申請します。

私は、綾部市助産施設及び母子生活支援施設徴収金に係る所得の額の計算の対象となる年（前年（請求日が1月から6月までの間にある場合は、前々年））の12月31日現在及び申請日現在、次のいずれかに該当していることを申し立てます。（該当番号を○で囲んで下さい。）

- 1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
- 2 1に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるもの
- 3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの

※ 上記の「現在婚姻をしていないもの」の「婚姻」には、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。

※ 上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限ります。

私は、寡婦（夫）控除のみなし適用に関して、綾部市が申請者及び対象となる子の所得の額、世帯の状況及び戸籍の内容を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

※事実を確認できる書類は、次のような書類です。なお、入所申請書の添付書類等で確認できる場合は、別途提出していただく必要はありません。

- ・寡婦（夫）控除のみなし適用の対象となる者本人の戸籍全部事項証明書
- ・寡婦（夫）控除のみなし適用の対象となる者本人の属する世帯の全員の住民票の写し
- ・寡婦（夫）控除のみなし適用の対象となる者本人及び本人の属する世帯の全員の所得証明書（所得及び課税金額が分かるもの）

※注意事項（必ずお読みください。）

- ・みなし適用を受けても、所得の状況等により、適用前と負担額が変わらない場合があります。
- ・寡婦（夫）控除のみなし適用は、本事業のみに用いるものであり、税法上の控除を受けることはできません（みなし適用を受けても、税額そのものは変更になりません。）。
- ・所得、世帯状況等の変更や要件を満たさなくなった場合は、遅延なく変更届を提出してください。
- ・現在、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けている方は、毎年所得状況等確認時に本申請書を提出してください。
- ・虚偽の申請をした場合、みなし適用を取り消すほか、減額分など全額返還していただきます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第4号

綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則（平成18年綾部市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第8条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

様式第1号中「、役員の氏名、生年月日及び住所」を削る。

様式第2号中「定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）」を「登録事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）」に、

「

13	役員の氏名及び住所	を
14	本体施設、本体施設との移動経路等	
15	併設施設の状況等	
16	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	

」

「

13	本体施設、本体施設との移動経路等	に
14	併設施設の状況等	
15	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	

」

改める。

様式第5号中

「

現に受けている指定の有効期間満了日	年 月 日	を
役員の氏名、生年月日及び住所	別添のとおり	

」

「

現に受けている指定の有効期間満了日	年	月	日	に
-------------------	---	---	---	---

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市市民センターの管理及び運営規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第5号

綾部市市民センターの管理及び運営規則

(目的)

第1条 この規則は、綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例（昭和36年綾部市条例第31号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、綾部市市民センター（以下「センター」という。）の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の許可の申請)

第2条 センターを使用しようとする者は、綾部市市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出して許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の申請書が提出されたときはその内容を審査し、条例第4条第2項の規定に抵触しないものについては綾部市市民センター使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用料の減免)

第4条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号の定めにより減額又は免除する。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 一般財団法人綾部市体育協会、綾部市スポーツ少年団本部、小学校体育連盟又は中学校体育連盟が条例別表に定める大競技場又は柔道場（以下「大競技場等」という。）を自ら主催する行事に使用する場合 全額免除
- (2) 綾部市内の幼稚園、小学校若しくは中学校又は主たる者が綾部市内の中学生以下で構成されたスポーツ活動を行う団体が大競技場等を使用する場合 4分の3減額
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校（大学及び前号に規定する学校を除く。）が大競技場等を使用する場合 2分の1減額
- (4) その他市長が特に必要と認める場合 減額又は免除

2 前項による使用料の減免を受けようとする者は、綾部市市民センター使用料減免申請書（様式第3号）を使用の許可の申請と同時に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(特殊な設備等の使用料)

第5条 特殊な設備及び器具の使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用の際に納付するものとする。

(使用料の還付)

第6条 市長は、条例第11条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の使用料について、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額を還付することができる。

還付するとき	還付する割合
自己の責によらない理由で使用できなくなったとき、又は条例第5条第3号の規定により、使用の許可を取り消されたとき	100分の100
使用日の10日前までに使用の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めたとき	100分の50
使用の許可の変更を認められた場合において、既納使用料に過納金が生じたとき	過納金の全部

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、使用部分に収容できる所定人員の範囲内とすること。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (4) 入館者に対し、次条各号に掲げる事項を守らせること。

(入館者の遵守事項)

第8条 センターに入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) センターの内部を不潔にしないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

(指定管理者が管理を行う場合の取扱い)

第9条 条例第16条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第2条及び第3条の規定の適用については、第2条中「(様式第1号)を市長に」とあるのは「(指定管理者が定めるもの)を指定管理者に」と、第3条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「(様式第2号)」とあるのは「(指定管理者が定めるもの)」とする。

2 条例第16条の2第1項の規定によりセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させる場合における第4条、第5条及び第6条の規定の適用については、利用料金についてこれを準用し、第4条第2項中「綾部市市民センター使用料減免申請書(様式第3号)」とあるのは「綾部市市民センター利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの)」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第10条 この規則の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

規 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

特殊設備・器具使用料

使用区分		時間	(昼間半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全 日)
		午前8時30分 ～正午 正午 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前8時30分 ～午後10時	
放送施設	1式	円 1,500	円 3,000	円 1,500	円 4,000	
ワイヤレスアンプ 及びワイヤレスマ イクロホン	1式	1,000	2,000	1,000	2,500	
石油ストーブ	1台	300	600	300	750	
扇風機	1台	200	400	200	500	
電気差込口 (1キロワット未 満)	1口	300	600	300	750	
バレーボール用支 柱及びネット	1式	200	400	200	500	
バスケットゴール	1式	200	400	200	500	
テニス用支柱及び ネット	1式	200	400	200	500	
バドミントン用支 柱及びネット	1式	100	200	100	250	
卓球台	1台	100	200	100	250	
人用椅子	1脚	20	40	20	50	
長机	1脚	50	100	50	130	

この表に定めのないものについては、別に実費を徴収する。



様式第 1 号 (第 2 条関係)

綾部市市民センター使用許可申請書

綾部市長 様	使用責任者の住所	(電話) —
	団 体 名	(電話) —
	氏 名	
使用の日時	年 月 日 (曜日)	午前 時から 午後 時まで
使用の場所	(該当箇所を○で囲む) 1 1 ・大競技場 (全面・—・—) 2 4 ・中央ホール ・柔道場 ・多目的ホール ・地階中会議室 ・地階小会議室 ・調理室 ・和室 1 号 ・和室 2 号	
使用の目的	会議又は行事の名称	
	内 容	
入場料等の徴収	有 (1人 円) 無	予定人員 人
マイク・冷暖房などの使用	・使用する (マイク 本) (ストーブ 台) (エアコン 冷・暖) ・使用しない (その他)	
使用者の行う特別設備	・設置する (内容) ・設置しない	

上記のとおり使用を申請します。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

使用料	施 設	円
	特殊設備	
	冷暖房用具	
	計	
許可条件		

使用の許可	館 長	係 員
年 月 日		
第 号		

様式第2号（第3条関係）

綾部市市民センター使用許可書

第 号 様	使用責任者の 住 所	(電話) —
	団 体 名	(電話) —
	氏 名	
使用の日時	年 月 日 ( 曜日)	午前 時から 午後 時まで 午後
使用の場所	(該当箇所を○で囲む) 1 1 ・大競技場(全面・—・—) 2 4 ・中央ホール ・柔道場 ・多目的ホール ・地階中会議室 ・地階小会議室 ・調理室 ・和室1号 ・和室2号	
使用の目的	会議又は行事の名称	
	内 容	
入場料等の 徴 収	有(1人 円)	予定人員 人
	無	
マイク・冷暖房 などの使用	・使用する(マイク 本) (ストーブ 台) (エアコン 冷・暖) ・使用しない(その他)	
使用者の行う 特別設備	・設置する(内容) ・設置しない	

上記のとおり使用を許可します。

年 月 日

綾部市長



使 用 料	施 設	円
	特殊設備	
	冷暖房用具	
	計	
許 可 条 件		

左記金額を領収しました。

年 月 日

綾部市長



様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所  
氏名又は代表者  
電 話 （ ー ）

綾部市市民センター使用料減免申請書

綾部市市民センターの使用料を下記事由により減免願いたく申請します。

記

- 1 減免を受けようとする理由（具体的に記入）
  
- 2 納付すべき使用料 円
  
- 3 使用料の減免を受けようとする額 円
  
- 4 その他

綾部市市民センターの管理及び運営規則の全部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第6号

綾部市市民センターの管理及び運営規則

綾部市市民センターの管理及び運営規則（平成31年綾部市規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例（昭和36年綾部市条例第31号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、綾部市市民センター（以下「センター」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第2条 センターには、センター長及びその他必要な職員を置くことができる。

（使用許可の申請）

第3条 センターを使用しようとする者は、次の区分に定める期間中に綾部市市民センター使用許可申請書（様式第1号）及びその他必要な書類を市長に提出して許可を受けなければならない。ただし、特別の理由があると認められたときは、当該期間によらないことができる。

使用区分	申請受付期間
競技場又は武道場	使用する日の属する月の2月前から当日まで
研修室・会議室・体力測定室・トレーニング室・健康体力相談室・談話室	使用する日の属する月の2月前から当日まで

（使用の許可）

第4条 市長は、センターの使用を許可したときは、綾部市市民センター使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の許可書を入場するとき又は係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

（使用許可の変更）

第5条 使用者は、センターの使用許可申請の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第6条 使用者は、センターの使用を取り消そうとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(設備器具の使用料)

第7条 条例第8条第2項に規定する設備器具の使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用の際に納付するものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号の定めにより減額又は免除する。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 綾部市綾部公民館が、条例別表第2に定める研修室、会議室、体力測定室を自ら主催する行事に使用する場合 全額免除
- (2) 一般財団法人綾部市体育協会、綾部市スポーツ少年団本部、小学校体育連盟又は中学校体育連盟が条例別表第1に定める競技場又は武道場（以下「競技場等」という。）を自ら主催する行事に使用する場合 全額免除
- (3) 綾部市内の幼稚園、小学校若しくは中学校又は主たる者が綾部市内の中学生以下で構成されたスポーツ活動を行う団体が競技場等を使用する場合 4分の3減額
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校（大学及び前号に規定する学校を除く。）が競技場等を使用する場合 2分の1減額
- (5) その他市長が特に必要と認める場合 減額又は免除

2 前項による使用料の減免を受けようとする者は、綾部市市民センター使用料減免申請書（様式第3号）を使用の許可の申請と同時に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(使用料の還付)

第9条 市長は、条例第10条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の使用料について、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額を還付することができる。

還付するとき	還付する割合
自己の責によらない理由で使用できなくなったとき	100分の100
使用日の10日前までに使用の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めたとき	100分の50
第6条の規定により、使用許可の変更を認められた場合において、既納使用料に過納金が生じたとき	過納金の全額

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 条例、規則及び係員の指示に従うこと。
- (2) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食・喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙、ピン、釘打ち等をしないこと。

- (5) 許可を受けた設備器具又は備え付け物品以外のものを使用しないこと。
- (6) センターの管理上、支障を来すような行為をしないこと。
- (7) 入場人員は、市長が別に定める収容定数を超えないこと。
- (8) センター内外の秩序を保つため、必要に応じて整理員を配置すること。
- (9) 入場者に対し、前項に掲げる事項及び係員の指示することを守らせること。
- (10) その他市長の指示する事項に従うこと。

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入場を拒否し、又は退場を命  
じることができる。

- (1) 感染症の疾病がある者
- (2) めいていしている者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は、他人の迷惑になる物品若しくは動物（身体障害者補助  
犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬を除く。）の類を携帯  
する者

(保護者の同伴)

第12条 中学生以下の者が、センターを使用するときは、当該使用者の保護者又はこ  
れに準じる者が同伴しなければならない。

(係員の立入り)

第13条 使用者は、市長から管理上係員の立入りを求められたときは、拒んではならな  
い。

(事故報告)

第14条 使用者は、施設、付属設備、器具その他の工作物を破損し、又は滅失したとき  
は直ちに市長に届け出なければならない。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例（平成31年綾部市条  
例第3号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 この規則によるセンターの使用許可手続その他の準備行為については、この規則の施  
行日前においても行うことができる。

別表（第7条関係）

## 設 備 器 具 使 用 料

使用区分		時間	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(午後夜間)	(全 日)
		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午前9時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午後1時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時	
バレーボール用 支柱及びネット	1 式	円 200	円 200	円 400	円 200	円 400	円 500	
テニス用支柱及 びネット	1 式	200	200	400	200	400	500	
バドミントン用 支柱及びネット	1 式	100	100	200	100	200	250	
バスケットボー ド	1 面	100	100	200	100	200	250	
卓球台	1 台	100	100	200	100	200	250	
卓球フェンス	1 台	20	20	40	20	40	50	
ゲームクロック	1 台	100	100	200	100	200	250	
24秒・30秒 計	1 台	100	100	200	100	200	250	
競技場 及び 武道場	電気差込 口	1 口	300	300	600	300	600	750
	一人用椅 子	1 脚	20	20	40	20	40	50
	長机	1 脚	50	50	100	50	100	130

## 備考

- この表に定める使用時間以外の時間に利用した場合の使用料は、この表に定める時間に加えて使用した場合に限り無料とする。
- この表に定めのないものについては、実費を徴収する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

綾部市市民センター使用許可申請書

綾部市長 様	団 体 名		
	住 所		
	責任者氏名		
使用の日時 (該当する場所を ○で囲む)	年 月 日	・午前半日 ・午後半日 ・昼間1日 ・夜間半日 ・午後夜間 ・全 日 午前・午後 時から午前・午後 時まで	
使用の場所	1 階	・武道場（全面・2分の1） ・研修室 ・体力測定室 ・健康体力相談室 ・会議室 ・トレーニング室 ・談話室	
	2 階	・競技場（全面・2分の1・4分の1） ・指導員室 ・放送室	
使用の目的		予定 人員	人
冷暖房の使用	・使用する ・使用しない	入場料等の徴収	・有（ 円/人） ・無
設備等の使用	・使用する（内容） ・使用しない		
使用者の行う 特別設備	・設置する（内容） ・設置しない		

上記のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
氏 名  
連絡先

使 用 料	使用の場所	円	領収印
	冷暖房	円	
	設備器具	円	
	計	円	
許可条件		別紙・なし	

使用の許可		
年	月	日
第 号		



様式第 2 号（第 4 条関係）

綾部市市民センター使用許可書

様	団 体 名		
	住 所		
	責任者氏名		
使用の日時 (該当する場所を ○で囲む)	年 月 日	・午前半日 ・午後半日 ・昼間 1 日 ・夜間半日 ・午後夜間 ・全 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで	
使用の場所	1 階	・武道場（全面・2分の1） ・研修室 ・体力測定室 ・健康体力相談室 ・会議室 ・トレーニング室 ・談話室	
	2 階	・競技場（全面・2分の1・4分の1） ・指導員室 ・放送室	
使用の目的		予定 人員	人
冷暖房の使用	・使用する ・使用しない	入場料等の徴収	・有（ 円/人） ・無
設備等の使用	・使用する（内容） ・使用しない		
使用者の行う 特別設備	・設置する（内容） ・設置しない		

上記のとおり許可します。

年 月 日

綾部市長



使用料	使用の場所	円	領収印
	冷暖房	円	
	設備器具	円	
	計	円	
許可条件	別紙・なし		

左記の金額を領収しました。

年 月 日

綾部市長



様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所  
氏 名  
(代表者名)

綾部市市民センター使用料減免申請書

綾部市市民センター使用料を下記の理由により減免願いたく申請します。

記

- 1 減免を受けようとする場所
- 2 減免を受けようとする理由（具体的に記入）
- 3 納付すべき使用料 円
- 4 使用料の減免を受けようとする額 円
- 5 その他

綾部市スポーツ推進委員に関する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第7号

綾部市スポーツ推進委員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定により、スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のために組織の育成を図ること。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツの行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (6) 住民一般に対し、スポーツに関する理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導、助言を行うこと。

2 前項に規定する委員の分担する地域又は事項は、市長が別に定める。

(定数)

第3条 委員の定数は、21人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の理由があるときは、その任期中においても委員の委嘱を解くことができる。

3 委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 委員は、相互の連絡を密にし、協力しなければならない。

2 委員は、法令その他の規程に従い、職務の遂行に努めなければならない。

3 委員は、その職を傷つけ又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市運動施設の管理及び運営規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第8号

綾部市運動施設の管理及び運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾部市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成11年綾部市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 綾部市運動施設（以下「運動施設」という。）に必要な職員を置くことができる。

(使用許可の申請)

第3条 条例第3条第1項の規定により運動施設の使用許可を受けようとする者は、次の区分に定める期間中に綾部市運動施設使用許可申請書（様式第1号）及びその他必要な書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、当該期間によらないことができる。

使用区分	申請場所	申請受付期間
綾部市総合運動公園	綾部市総合運動公園 市	使用する日の属する月の2月前から当日まで
綾部市第1市民グラウンド	市	使用する日の属する月の2月前から当日まで
綾部市第2市民グラウンド	市	使用する日の属する月の2月前から当日まで
綾部市湊垣グラウンド	市	使用する日の属する月の2月前から当日まで
綾部市田野グラウンド	市	使用する日の属する月の2月前から当日まで
綾部市西部グラウンド	市	使用する日の属する月の2月前から当日まで
綾部市高津グラウンド	高津コミュニティセンター	使用する日の属する月の2月前から当日まで

綾部市市民プール	市 綾部市市民プール	専用使用をする場合は、使用期日の10日前まで 団体及び個人使用をする場合は、使用する日
綾部市丸山スポーツ公園	綾部市丸山スポーツ公園	使用する日まで
高倉公園	市	使用する日の属する月の2月前から当日まで

(使用許可の順位)

第4条 使用の許可は、申込みの順位によるものとする。ただし、希望者が多数あるときは、抽選により決定し許可する。

(使用許可の抽選)

第5条 前条の抽選は、申込者立会いのもとに市長が定める日に行う。

(使用の許可)

第6条 市長は、運動施設の使用を許可したときは、綾部市運動施設使用許可書(様式第2号)、綾部市市民プール使用券(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

2 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、前項の許可書又は使用券を入場のとき又は係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用許可の変更)

第7条 使用者は、運動施設の使用許可申請の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 運動施設の使用変更許可の申請は、次の期間にしなければならない。

使用区分	申請期間
運動施設を使用する場合	使用の日の10日前まで

(使用許可の取消し)

第8条 使用者は、運動施設の使用を取り消そうとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(設備器具の使用料)

第9条 条例第6条第2項に規定する設備器具の使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用の際に納付するものとする。

(使用料の減免)

第10条 条例第7条の規定による使用料の減額又は免除は、綾部市市民プール及び綾部市丸山スポーツ公園を除き、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号の定めにより減額又は免除する。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 一般財団法人綾部市体育協会、綾部市スポーツ少年団本部、小学校体育連盟又は中学校体育連盟が自ら主催する行事に使用する場合 全額免除

- (2) 綾部市内の幼稚園、小学校若しくは中学校又は主たる者が綾部市内の中学生以下で構成されたスポーツ活動を行う団体が使用する場合 4分の3減額
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校（大学及び前号に規定する学校を除く。）が使用する場合 2分の1減額
- (4) その他市長が特に必要と認める場合 減額又は免除

2 前項による使用料の減免を受けようとする者は、綾部市運動施設使用料減免申請書（様式第4号）を使用の許可の申請と同時に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（使用料の還付）

第11条 市長は、条例第8条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の使用料について、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額を還付することができる。

還付するとき	還付する割合
自己の責によらない理由で使用できなくなったとき	100分の100
使用日の10日前までに使用の取消を申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めたとき	100分の50
第9条の規定により、使用の許可の変更を認められた場合において、既納使用料に過納金が生じたとき	過納金の全額

（使用者の遵守事項）

第12条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食・喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可なくして壁・柱等にはり紙をし、又はピン・釘打ち等をしないこと。
- (4) 許可を受けた設備器具又は備え付け物品以外のものを使用しないこと。
- (5) 運動施設の管理上、支障を来すような行為をしないこと。
- (6) その他市長の指示する事項に従うこと。

2 専用使用の場合において、使用者は前項に掲げる事項のほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた専用の範囲を守ること。
- (2) 運動施設内外の秩序を保つため、必要な整理員を配置すること。
- (3) 入場者に対し、前項に掲げる事項及び係員の指示することを守らせること。

（入場の制限）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 感染症の疾病がある者
- (2) めいていしている者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は、他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯す

る者

- (4) 管理上必要な指示に従わない者  
(保護者等の同伴)

第14条 小学生以下の者が、綾部市市民プールを個人使用するときは、保護者又はこれに準ずる者が同伴しなければならない。

(係員の立入り)

第15条 使用者は、市長から管理上係員の立入りを求められたときは、拒んではならない。

(事故報告)

第16条 使用者は、建物、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(指定管理者が管理を行う場合の取扱い)

第17条 条例第15条第1項の規定により指定管理者に運動施設の管理を行わせる場合における第3条、第5条から第8条まで、第13条及び第15条の規定の適用については、第3条中「(様式第1号)及びその他必要な書類を市長に」とあるのは「(指定管理者が定めるもの)及びその他必要な書類を指定管理者に」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条の表中「市」とあるのは「指定管理者が定める場所」と、第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「(様式第2号)」とあるのは「(指定管理者が定めるもの)」と、「(様式第3号)」とあるのは「(指定管理者が定めるもの)」と、第7条、第8条、第13条及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 条例第15条の2第1項の規定により運動施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させる場合における第9条、第10条及び第11条の規定の適用については、利用料金についてこれを準用し、第10条第2項中「綾部市運動施設使用料減免申請書(様式第4号)」とあるのは「綾部市運動施設利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの)」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



別表第1（第9条関係）

## 綾部市総合運動公園設備器具使用料

使用区分	時間	(午前半日)	(午後半日)	(昼間1日)	(夜間半日)	(全日)
		午前9時 ～正午	正午 ～午後5時	午前9時 ～午後5時	午後5時 ～午後9時	午前9時 ～午後9時
体育館放送設備	1式	円 1,500	円 1,500	円 3,000	円 1,500	円 4,000
石油ストーブ	1台	300	300	600	300	750
扇風機	1台	200	200	400	200	500
電気差込口 (1キロワット未 満)	1口	300	300	600	300	750
バレーボール用支柱 及びネット	1式	200	200	400	200	500
バスケットゴール	1式	200	200	400	200	500
テニス用支柱及びネ ット	1式	200	200	400	200	500
バドミントン用支柱 及びネット	1式	100	100	200	100	250
卓球台	1式	100	100	200	100	250
一人用椅子	1脚	20	20	40	20	50
長机	1脚	50	50	100	50	130
ゲームクロック	1台	100	100	200	100	250
24秒・30秒計	1台	100	100	200	100	250

別表第2（第9条関係）

## 綾部市丸山スポーツ公園設備器具使用料

区分	使用料	備考
用具	1セットにつき200円	中学生以下は、左記使用料の半額とする。

様式第1号（第3条関係）

綾部市運動施設使用許可申請書

綾部市長 様	団 体 名			
	住 所			
	責任者氏名			
使 用 施 設				
使 用 の 日 時	年 月 日	午前半日 午後半日 昼間1日 夜間半日 全 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分まで (該当箇所を○で囲む)		
使 用 の 目 的			予 定 人 員	人
使 用 者 の 行 う 特 別 設 備	・設置する(内容) ・設置しない	冷 暖 房 の 使 用	・使用する ・使用しない	
設 備 等 の 使 用	・使用する(内容) ・使用しない	入 場 料 等 の 徴 収	有 (1人 円) 無	

上記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

(電話 — )

氏 名

	施 設	金 額	領 収 印
使 用 料	体 育 館	円	
	第2体育館	円	
	弓 道 場	円	
	あやべ球場	円	
	グラウンド	円	
	テニスコート	円	
	夜間照明	円	
	設 備 器 具	円	
	合 計	円	
	許 可 条 件	別紙・なし	

使 用 の 許 可	
年 月 日	
第 号	

様式第2号（第6条関係）

綾部市運動施設使用許可書

様	団 体 名			
	住 所			
	責任者氏名			
使 用 施 設				
使 用 の 日 時	年 月 日	午前半日 午後半日 昼間1日 夜間半日 全 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分まで （該当箇所を○で囲む）		
使 用 の 目 的			予 定 人 員	人
使 用 者 の 行 う 特 別 設 備	・設置する（内容） ・設置しない	冷 暖 房 の 使 用	・使用する ・使用しない	
設 備 等 の 使 用	・使用する（内容） ・使用しない	入 場 料 等 の 徴 収	有 （1人 円） 無	

上記のとおり申請します。

年 月 日

綾部市長



使 用 料	施 設	金 額	領 収 印
	体 育 館	円	
	第2体育館	円	
	弓 道 場	円	
	あやべ球場	円	
	グラウンド	円	
	テニスコート	円	
	夜間照明	円	
	設備器具	円	
	合 計	円	
許 可 条 件	別紙・なし		

左記の金額を領収しました。

年 月 日

綾部市長



様式第 3 号 (第 6 条関係)

その 1

綾部市市民プール使用券 (個人用)

<p><u>No</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">有 効 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="height: 80px;"> </td> </tr> </table> <p>一 般 中 学 生 使用券控 小学生以下</p> <p>綾部市市民プール</p>	有 効 年 月 日		<p style="text-align: right;">綾部市市民プール使用券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 35%;"><u>No</u></td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有 効 年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 80px;"> </td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">一 般</td> <td style="text-align: right;">3 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>中 学 生</td> <td style="text-align: right;">2 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>小学生以下</td> <td style="text-align: right;">1 5 0 円</td> </tr> </table> <p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 プール入場中は、注意事項を守り係員の指示に従ってください。</li> <li>2 本券は、当日 1 回限り発行当日のみ有効です。</li> </ol> <p style="text-align: right;">綾部市市民プール</p>	<u>No</u>			有 効 年 月 日						一 般	3 0 0 円	中 学 生	2 0 0 円	小学生以下	1 5 0 円
有 効 年 月 日																		
<u>No</u>																		
有 効 年 月 日																		
一 般	3 0 0 円																	
中 学 生	2 0 0 円																	
小学生以下	1 5 0 円																	

その 2

綾部市市民プール使用券 (団体用)

団 体 名							
住 所							
責 任 者 氏 名							
人 数 及 び 使用料	一 般	人	円				
	中 学 生	人	円				
	小学生以下	人	円				
	計	人	円				
納 付 額	パーセント引き	円					
<p>参 考</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">3 0 人以上 1 0 0 人未満</td> <td style="text-align: right;">1 5 パーセント引き</td> </tr> <tr> <td>1 0 0 人以上</td> <td style="text-align: right;">2 0 パーセント引き</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">綾部市市民プール</p>				3 0 人以上 1 0 0 人未満	1 5 パーセント引き	1 0 0 人以上	2 0 パーセント引き
3 0 人以上 1 0 0 人未満	1 5 パーセント引き						
1 0 0 人以上	2 0 パーセント引き						

様式第 4 号（第 6 条、第 9 条関係）

綾部市丸山スポーツ公園使用券

<p><u>No</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">有 効 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="height: 80px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">一 般 使用券控 中学生以下</p> <p>綾部市丸山スポーツ公園</p>	有 効 年 月 日		<p style="text-align: right;">綾部市丸山スポーツ公園使用券</p> <p><u>No</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">有 効 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="height: 80px;"></td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right;">4 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td style="text-align: right;">2 0 0 円</td> </tr> </table> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本券は、当日 1 回限り発行当日のみ有効です。</li> </ul> <p style="text-align: right;">綾部市丸山スポーツ公園</p>	有 効 年 月 日			4 0 0 円	一 般		中学生以下	2 0 0 円
有 効 年 月 日											
有 効 年 月 日											
	4 0 0 円										
一 般											
中学生以下	2 0 0 円										

綾部市丸山スポーツ公園用具使用券

<p><u>No</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">有 効 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="height: 80px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">一 般 使用券控 中学生以下</p> <p>綾部市丸山スポーツ公園</p>	有 効 年 月 日		<p style="text-align: right;">綾部市丸山スポーツ公園用具使用券</p> <p><u>No</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">有 効 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="height: 80px;"></td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right;">2 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>1 セットにつき 一 般</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td style="text-align: right;">1 0 0 円</td> </tr> </table> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本券は、当日 1 回限り発行当日のみ有効です。</li> </ul> <p style="text-align: right;">綾部市丸山スポーツ公園</p>	有 効 年 月 日			2 0 0 円	1 セットにつき 一 般		中学生以下	1 0 0 円
有 効 年 月 日											
有 効 年 月 日											
	2 0 0 円										
1 セットにつき 一 般											
中学生以下	1 0 0 円										

様式第 5 号（第 10 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所  
氏 名  
(代表者名)

綾部市運動施設使用料減免申請書

綾部市運動施設使用料を下記の理由により減免願いたく申請します。

記

- 1 減免を受けようとする施設
- 2 減免を受けようとする理由（具体的に記入）
- 3 納付すべき使用料 円
- 4 使用料の減免を受けようとする額 円
- 5 その他

綾部市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 9 号

綾部市事務分掌規則の一部を改正する規則

綾部市事務分掌規則（昭和 4 6 年綾部市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条を次のように改める。

（課及び担当の設置）

第 2 条 条例第 1 条に規定する公室及び部に、次の課及び担当を置く。

公室及び部	課	担 当
市長公室	秘書広報課	秘書担当、広報・広聴担当
	職員課	職員・人事担当
	防災・危機管理課	防災・危機管理担当
企画総務部	企画政策課	企画調整担当、連携推進担当
	総務課	行政担当、情報管理担当
	財政課	財政担当、行財政改革担当
	税務課	管理担当、市民税担当、固定資産税担当
市民環境部	市民・国保課	戸籍住民担当、国保・高齢者医療担当、福祉医療・年金担当
	市民協働課	市民活動推進担当
	人権推進課	人権福祉センター担当、男女共同参画担当
	環境保全課	管理担当、クリーンセンター担当、環境整備担当、衛生公苑担当
福祉保健部	社会福祉課	地域福祉担当、生活保護担当
	こども支援課	子育て担当、家庭児童・療育担当、物部保育園担当
	障害者支援課	障害者福祉担当、相談支援担当
	高齢者支援課	高齢者福祉担当、企画管理担当、介護保険担当、地域包括支援センター担当
	保健推進課	管理担当、保健推進担当、母子保健担当
農林商工部	商工労政課	商業担当、工業・雇用促進担当
	農林課	管理担当、農業振興担当、林業振興担当、整備担当

定住交流部	定住・地域政策課	定住促進担当、水源の里・地域振興担当
	観光交流課	観光振興担当、交流企画担当
	文化・スポーツ振興課	文化・スポーツ振興担当
建設部	監理課	契約・指導検査担当、管財担当
	建設課	管理担当、土木整備担当、土木維持担当、国・府事業担当
	都市計画課	都市計画担当
	建築課	住宅・空家等対策担当、建築担当

2 市長の事務を委任する規則（昭和26年綾部市規則第22号）第4条に規定する会計課長に係る事務は、企画総務部の所管とする。

第3条第1項中「部に部長（以下「部長」という。）、室に室長」を「公室に公室長（以下「公室長」という。）、同条に規定する部に部長（以下「部長」という。）」に改め、同条第2項中「理事」の次に「、担当部長、危機管理監」を加え、「、防災主幹」を削り、同条第3項中「理事」の次に「、公室長」を、「部長」の次に「、担当部長、危機管理監」を加え、「、室長」及び「、防災主幹」を削る。

第4条第1項中「部長、室長」を「公室長、部長、担当部長、危機管理監」に、「各部、室」を「各公室、部」に改め、同条第4項中「防災主幹及び」を削り、同条第7項中「理事」の次に「、公室長」を加える。

第5条第1項中「部」を「公室及び部」に改め、同条第2項中「部長」を「公室長及び部長」に、「部、室」を「公室、部」に改め、同条第3項中「部長」を「公室長及び部長」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

（市長公室の分掌事務）

第7条 市長公室の分掌事務は次のとおりとする。

秘書広報課

- (1) 市長及び副市長の秘書に関する事。
- (2) 儀式、交際及び渉外に関する事。
- (3) ほう賞及び表彰に関する事。
- (4) 市政の周知に関する事。
- (5) 世論調査、その他世論の聴取に関する事。
- (6) 市勢要覧及び市広報の編集、発行に関する事。
- (7) 報道機関との連絡に関する事。
- (8) その他広報広聴（インターネットホームページを含む。）に関する事。
- (9) 部所管の事務の調整に関する事。

職員課

- (1) 職員の定数及び配置に関する事。
- (2) 職員の任免、服務及び賞罰に関する事。



- (3) 職員の昇給及び昇格に関すること。
- (4) 職員の給与及び退職手当に関すること。
- (5) 職員団体に関すること。
- (6) 職員の退職年金及び退職一時金に関すること。
- (7) 職員の研修に関すること。
- (8) 職員の福利厚生に関すること。
- (9) 職員の共済組合に関すること。
- (10) 職員に対する各種証明書の発行に関すること。
- (11) 市の組織及び行政事務の運営調整に関すること。
- (12) その他人事に関すること。

防災・危機管理課

- (1) 地域防災に関すること。
- (2) 国民の保護に関すること。
- (3) 危機管理に関すること。

(企画総務部の分掌事務)

第8条 企画総務部の分掌事務は次のとおりとする。

企画政策課

- (1) 国・府に関する重要な陳情、要望の調整に関すること。
- (2) 総合計画に関すること。
- (3) 特命事項の調査及び総合調整に関すること。
- (4) 平和施策の推進に関すること。
- (5) 国際交流に関すること。
- (6) 庁内会議に関すること。
- (7) 広域行政の調査及び研究に関すること。
- (8) 部所管の事務の調整に関すること。

総務課

- (1) 法の実例及び判例に関すること。
- (2) 条例、規則及び規程の制定改廃に関すること。
- (3) 議会の招集及び議案に関すること。
- (4) 議会との連絡調整に関すること。
- (5) 特別職の事務引継ぎに関すること。
- (6) 行政区画に関すること。
- (7) 町又は字の区域に関すること。
- (8) 他の部、課に属さない異議申立、訴願、訴訟及び和解に関すること。
- (9) 庁舎及び構内の保守管理並びに庁中取締りに関すること。
- (10) 庁用自動車の管理、運用及び車体検査に関すること。
- (11) 電話交換業務に関すること。
- (12) 他の部、課に属さない行政一般に関すること。
- (13) 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に関すること。

- (14) 電子自治体の企画及び推進に関すること。
- (15) 地域情報化の企画及び推進に関すること。
- (16) 事務能率機器の調査及び研究に関すること。
- (17) 情報システムの開発、調整及び管理運用に関すること。
- (18) 文書管理に関すること。
- (19) 公印の保管に関すること。
- (20) 公告式及び公文書例に関すること。
- (21) 文書その他郵便物件等の收受及び発送に関すること。
- (22) 市公報の発行に関すること。
- (23) 各種統計に関すること。
- (24) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- (25) 日直及び宿直に関すること。

財政課

- (1) 財政の計画等に関すること。
- (2) 予算の編成及び執行統制に関すること。
- (3) 起債に関すること。
- (4) 地方交付税その他交付金に関すること。
- (5) 財政事情の公表に関すること。
- (6) 行財政改革の企画、調整及び実施に関すること。
- (7) その他財政に関すること。

税務課

- (1) 税務行政に関する研究及び企画に関すること。
- (2) 納税思想の普及及び脱税防止に関すること。
- (3) 市税犯則事件に関すること。
- (4) 市税の賦課、納付等の期間延長及び減免に関すること。
- (5) 市税の徴収、徴収猶予及び収納整理に関すること。
- (6) 納税通知書、納入通知書及び督促状の作成並びに発行に関すること。
- (7) 過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (8) 市税の滞納処分に関すること。
- (9) 市税の不納欠損処分及び執行停止に関すること。
- (10) 徴収の委託又は受託に関すること。
- (11) 京都地方税機構との連絡調整に関すること。
- (12) 綾部市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (13) 市税に関する資料の収集及び調査に関すること。
- (14) 課税台帳の整理保管に関すること。
- (15) 課税物件の標識交付に関すること。
- (16) 個人府民税に関すること。
- (17) 市税及び個人府民税の証明に関すること。
- (18) 固定資産の評価に関すること。

(19) 土地、家屋の図面並びに固定資産に関する台帳類の整理保管、閲覧及び縦覧に関すること。

(20) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

第9条市民・国保課の項中第32号を第37号とし、第31号を第36号とし、第30号の次に次の5号を加える。

(31) 子育て支援医療に関すること。

(32) 福祉医療に関すること。

(33) 老人医療に関すること。

(34) 重度障害老人の医療に関すること。

(35) 未熟児養育医療に関すること。

第10条を次のように改める。

(福祉保健部の分掌事務)

第10条 福祉保健部の分掌事務は、次のとおりとする。

社会福祉課

(1) 地域福祉の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に関すること。

(3) 社会福祉法人の認可、指導及び監督に関すること。

(4) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に関すること。

(5) 災害弔慰金・見舞金に関すること。

(6) 日本赤十字社に関すること。

(7) 福祉バスに関すること。

(8) 福祉ホールの管理運営に関すること。

(9) 戦没者の遺族等の援護に関すること。

(10) 簡易児童遊園の管理運営に関すること。

(11) 社会福祉統計（生活保護）に関すること。

(12) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に関すること。

(13) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関すること。

(14) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に関すること。

(15) 要保護者等緊急支援に関すること。

(16) 暮らしの資金に関すること。

(17) 部所管の事務の調整に関すること。

こども支援課

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に関すること。

(2) 母子及び父子・児童の相談及び支援に関すること。

(3) 児童手当・児童扶養手当に関すること。

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に関すること。

(5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に関すること。

(6) 障害児に係る子育て支援に関すること。

(7) 児童虐待の防止に関すること。

- (8) 児童館の管理運営に関すること。
- (9) 公立保育所の管理運営に関すること。

障害者支援課

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に関すること。（児を含む。）
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に関すること。（児を含む。）
- (3) 精神障害者の保健福祉に関すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に関すること。
- (5) 障害者虐待の防止に関すること。
- (6) 障害児者等の手当に関すること。
- (7) 障害福祉団体に関すること。
- (8) 手話通訳等に関すること。
- (9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に関すること。
- (10) 社会福祉統計（障害福祉）に関すること。
- (11) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に関すること。
- (12) 特別児童扶養手当に関すること。

高齢者支援課

- (1) 高齢者の総合対策に関すること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に関すること。
- (3) 社会福祉統計（老人福祉）に関すること。
- (4) 老人福祉施設の管理運営に関すること。
- (5) 高齢者対策推進協議会の運営に関すること。
- (6) 老人福祉団体に関すること。
- (7) 介護保険事業計画の推進に関すること。
- (8) 介護サービス事業者の指導に関すること。
- (9) 地域密着型サービス、居宅介護支援、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援の事業者に係る指定及び指導・監督に関すること。
- (10) 介護保健施設等の整備に関すること
- (11) 介護保険要介護認定に関すること。
- (12) 被保険者の資格管理に関すること。
- (13) 保険料の賦課、収納及び還付に関すること。
- (14) 保険給付に関すること。
- (15) 高額介護サービス費の支給に関すること。
- (16) 低所得利用者負担対策に関すること。
- (17) 介護人材確保対策に関すること。
- (18) 介護給付適正化に関すること。
- (19) 地域支援事業に関すること。
- (20) その他介護保険に関すること。

- (21) 介護予防事業の継続的マネジメントに関する事。
- (22) 地域ケア支援に関する事。
- (23) 高齢者総合相談及び支援事業に関する事。
- (24) 高齢者虐待防止及び権利擁護に関する事。

保健推進課

- (1) 保健福祉センターの管理運営に関する事。
  - (2) 健康づくりに関する事。
  - (3) 各種予防接種に関する事。
  - (4) 母子保健に関する事。
  - (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に定める保健事業に関する事。
  - (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護予防事業に関する事。
  - (7) 健康増進法（平成14年法律第103号）に定める保健事業に関する事。
  - (8) 栄養業務に関する事。
  - (9) 感染症予防に関する事。
  - (10) 精神保健に関する事。
  - (11) 公衆衛生思想の向上に関する事。
  - (12) 保健師業務の総括及び調整に関する事。
  - (13) 動物の飼養に関する事。
  - (14) 犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事。
  - (15) 献血の推進に関する事。
  - (16) 医療機関及び医療関係団体との連携調整に関する事。
  - (17) 市立診療所及び歯科診療所に関する事。
  - (18) その他保健に関する事。
  - (19) 市立病院の入院料及びその他の料金に関する事。
  - (20) 市立病院の協定に関する事。
  - (21) 市立病院の現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。
  - (22) 市立病院の整備計画に関する事。
  - (23) その他市立病院の管理運営に関する事。
- 第12条観光交流課の項の次に次の1項を加える。

文化・スポーツ振興課

- (1) 文化の振興に関する事。
- (2) 文化関係団体の育成及び連絡調整に関する事。
- (3) 社会体育、スポーツ、レクリエーション等の振興に関する事。
- (4) 社会体育施設の管理運営及び整備に関する事。
- (5) 市民センターの管理運営に関する事。
- (6) 研修センターの管理運営に関する事。
- (7) 青少年スポーツの推進に関する事。
- (8) スポーツ推進委員に関する事。

- (9) 社会体育指導者の育成に関すること。
- (10) 社会体育関係団体の育成及び連絡調整に関すること。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市職務代行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 0 号

綾部市職務代行規則の一部を改正する規則

綾部市職務代行規則（昭和 3 6 年綾部市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条及び第 3 条中「企画財政部長」を「市長公室長」に改める。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市教育委員会に対する事務委任及び補助執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第11号

綾部市教育委員会に対する事務委任及び補助執行規則の一部を改正する規則

綾部市教育委員会に対する事務委任及び補助執行規則（昭和31年綾部市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

（3）市史編さんに関する事。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



綾部市公用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第12号

綾部市公用自動車管理規則の一部を改正する規則

綾部市公用自動車管理規則(平成8年綾部市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「部、室、課、館」を「部、課」に改める。

様式第1号及び様式第4号中「総務部長」を「企画総務部長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第13号

綾部市公印規則の一部を改正する規則

綾部市公印規則（昭和28年綾部市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「部・室」を「公室・部」に改める。

第4条第1項中「各部、室」を「公室、部」に改める。

別表中「部・室」を「公室・部」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第14号

綾部市職員職名規則の一部を改正する規則

綾部市職員職名規則（昭和37年綾部市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「理事、部長、次長、室長、参事、課長、防災主幹」を「理事、公室長、部長、担当部長、次長、危機管理監、参事、課長」に、「技師とし、部長、次長、室長、参事、課長、防災主幹」を「技師とし、公室長、部長、次長、危機管理監、参事、課長」に改め、「所属の名を」の次に「、担当部長にあつては、所属及び所管事務の名を」を加える。

第4条中「、衛生技術員」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市職員のき章に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第15号

綾部市職員のき章に関する規則の一部を改正する規則

綾部市職員のき章に関する規則（昭和53年綾部市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総務課長」を「人事担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第16号

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年綾部市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務課」を「人事担当課」に改める。

第7条の2を第7条の3とし第7条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第7条の2 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第8条の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

（1）次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間

（ア）1か月において時間外勤務を命ずる時間において45時間

（イ）1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数

（ア）1年において超過勤務を命ずる時間について720時間

（イ）ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、任命権者が定める期間において任命権者が定める時間及び月数

（2）他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1か月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1か月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち、1か月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6か月

- 2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処、重要な政策に関する例規の立案その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。任命権者が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として任命権者が定める場合も、同様とする。
  - 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6か月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 別表第2第10の項中「3日」を「5日」に改める。
- 様式第1号中「総務課」を「人事担当課」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の規則第7条の2第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5か月の期間」とあるのは、「5か月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。

綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第17号

綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則（平成4年綾部市規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「部長」を「市長公室長」に、「総務課長」を「職員課長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第18号

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則（昭和60年綾部市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「防災主幹、主幹」を「主幹」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

（3）6級 危機管理監、参事

（4）7級 理事、担当部長、消防長、議会事務局長、監査委員事務局長

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第19号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和28年綾部市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「部、室」を「公室、部」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第20号

綾部市職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

綾部市職員等の旅費支給規則（昭和28年綾部市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「総務課」を「人事担当課」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第21号

綾部市会計規則の一部を改正する規則

綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第1条に定める部」を「第1条に定める公室及び部の長」に、「室及び課の長、並びに」を「課の長、同規則第3条に定める担当部長及び危機管理監、並びに」に改める。

第43条中「総務課」を「人事担当課」に改める。

別表第1中

「

保育所措置費負担金等の収納	民生児童課長	〃	
くらしの資金等の収納	福祉課長	〃	

を

「

保育所措置費負担金等の収納	こども支援課長	〃	
くらしの資金等の収納	社会福祉課長	〃	

に、

「

農業集落排水使用料等の収納及び保管	下水道課長及び綾部市水道事業会計規程（平成26年綾部市水道事業管理規程第1号）第2条第2項の規定により企業出納員とされる上水道課長（以下「上水道課長」という。）	〃	
下水道負担金及び使用料等の収納及び保管	〃	〃	
簡易水道分担金及び使用料等の収納及び保管	上水道課長	〃	

を

簡易水道分担金及び使用料等の収納及び保管	綾部市上下水道事業会計規程 (平成26年綾部市水道事業管理規程第1号)第2条第2項の規定により企業出納員とされる上水道課長	”	
----------------------	--	---	--

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市指名委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 2 号

綾部市指名委員会規則の一部を改正する規則

綾部市指名委員会規則（昭和 3 6 年綾部市規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 3 項中「企画財政部長」を「企画総務部長」に改める。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第23号

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則（昭和40年綾部市規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第4号（裏）を次のように改める。

(英)

**口座振替のおすすめ**

◎ 預貯金口座から自動的に払い込まれるので、納期のために金融機関へ行く手間が省け、締め忘れがなくて安心です。

◎ 口座振替による納付をご希望の場合は「口座振替依頼書」の提出が必要です。依頼書は綾部市役所及び綾部市内の右記収納金融機関にあります。

◎ 預貯金口座のある右記収納金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局は全国)の窓口にて、その通帳・お印を ご持参のうえ、お申込みください。

- ◎ 下記の綾部市収納金融機関等で納付してください。  
京都市/京都府/金庫/京都府の国際業務課/定額労働金庫/国営みらい銀行/福山支店/京畿2944地のゆうちょ銀行・郵便局(大塚野、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県)/綾部市役所
- ◎ 下記のコンビニエンスストア/全国各店舗でも納付できます。  
MMKコンビニ/くらひろ/ス/コムニ/エ/ストア/ス/エイト/生活協同/セイ/コー/ート/レ/プレ/ン/ク/アイ/エ/ン/ライ/ー/ヤ/マ/ヤ/マ/ニ/ュー/ヤ/マ/ザ/キ/チ/イ/リ/ー/ス/ト/ア/ハ/セ/ガ/リ/ス/ト/ハ/マ/ナ/ス/タ/ラ/フ/フ/ア/ミ/ニ/ュー/マ/ト/ポ/ラ/ノ/ミ/ニ/ス/ト/ア/フ/ヤ/マ/ザ/キ/ス/ペ/シ/ヤ/ル/バ/ー/ナ/ー/シ/ョ/ウ/ツ/フ/ヤ/マ/ザ/キ/イ/リ/ー/ス/ト/ア/フ/コ/ー/ロ/ン/ソ/ン/ス/ト/ア/100 (50店舗)
- ◎ 下記のスマートフォンアプリでも納付できます。  
ヤフーアプリ/LINE Pay/請求書支払い (50店舗)
- ◎ 住所、氏名等に間違いがありましたら下記お問い合わせ先へご連絡ください。
- ◎ 近隣4町以外(ゆうちょ銀行)で納付される場合には、この納付書はご利用できません。専用用紙(ゆうちょ銀行)は取扱いが必要な場合は下記お問い合わせ先まで請求してください。
- ◎ 郵便手数料・返金等が発生した場合は後日請求させていただきます。
- ◎ コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでは、会社印欄が30円を超えるもの、LINE Pay/請求書支払いでは会社印欄が5万円以上のものはお取扱いができません。  
また、コンビニエンスストアで納付の際は現金のみのお取扱いとなります。
- ◎ コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでは、バーコード文字がないもの、印字されていないものも取扱いができません。
- ◎ スマートフォンアプリで納付された場合は、領収証は発行されません。

お問い合わせ先  
京都府綾部市若竹町8番地01  
綾部市役所 0773-42-3200(代表)

様式第 6 号 (裏) を次のように改める。

この証明書は事検証の返付を受けるのに必要です。大切に保管してください。

表面の証明欄が空白で消字したものは、継続審査対象外の車両あるいは前年度以前部分が未納のため無効です。ご了承ください。

※この証明書は継続検査時に使用される際にお切り離しとなります。

①下記の継続検査機関等で郵付してください。  
 京都銀行/京都北部中央支店/京都府の同業共済組合/近畿労働金庫/四国みらい銀行松山支店/近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県)/後部印役所

②本証のコピーはコンビニエンスストア、コピー・プリント/スリ・コピー/生活彩家/セイコーマート/セブン-イレブン/ライフ/タイニー/クイーン/ファミリーマート/ヤマザキデイリーストア/ハチワラストア/ハマチスタブ/ファミリ-マート/井原/ミニエストア/ヤマザキサービスセンター/シャトル/シャトル/ヤマザキデイリーストア/ローソン/ローソンストア100 (500店舗)

③下記のスマートフォンアプリでも郵付できます。  
 スマートアプリ/LINE Pay 郵便書支払い (500店舗)

④住所・氏名等に間違いがありましてしたら下記お問い合わせへご連絡ください。  
 ◎近畿2府4県以外のゆうちょ銀行で郵付される場合は、この郵便書をご利用できません。市町村印(ゆうちょ銀行私取取扱い)が必要なお場合は下記印面をお知らせください。

⑤郵便手数料・送料等が発生した場合は後日請求させていただきます。  
 ◎コンビニエンスストア及びスマートアプリでは、合計額が300円を超えるもの、LINE Pay 郵便書支払いでは合計額が500円以上のものはお取扱いできません。  
 また、コンビニエンスストアで郵付の際は現金のみのお取扱いとなります。  
 ◎コンビニエンスストア及びスマートアプリでは、バーコード印字がないもの、印字されていないもの、または金額訂正された場合はお取扱いができません。  
 ◎スマートフォンアプリで郵付された場合は、領収証は発行されません。

お問い合わせ先	京都府建設部 若竹町18番地の1 建設部庶務所 0773-42-3280(代表)
---------	---



様式第7号(裏)を次のように改める。

市民税納入申告書 府民税									
送附市長様		年月日提出		班 月分		人 人		人	
退職手当等支払金額		千円		百円		十円		円	
特別徴収税額		税		税		税		税	
府		税		税		税		税	
地方税法第50条の5及び第52条の3第2項の規定により上記のとおり分割課税に係る所得額の納入について申告します。									
(特別徴収義務者)									
住所又は〒									
所在 地									
氏名又は									
名称									
法人番号									
又は									
個人番号									

(注)

記載上の注意事項

- この様式は、英字大文字と数字方式(OCR形式)の様式になっていますので、汚損、破損等のないようにしてください。
- 納入済追加型の納入金額欄の金額は「Y」印付は、記入しないでください。
- 納入金額(1)の欄は、原則として市があらかじめ納入すべき金額を印字しています。
- 書き損じた申告等により予備の様式を使用する場合は、納入金額(2)の欄に納入額を記入してください。
- 金融機関又は、特別徴収義務者が納入金額(1)の欄の金額のみ納入する場合には、徴収証券の料金額(2)の欄の合計額の金額に斜線を入れてください。
- 納入金額(1)の欄は、納入金額(1)の欄と異なる金額を納入する場合は、退職所得分等を納入する場合のみ納入すべき金額を記入してください。その源泉納入金額(1)の欄の金額を斜線で抹消してください。
- 手番印の機軸文字はJIS OCR-Bフォント又はJIS OCR-Bフォントで記入してください。

8) 「法人番号又は個人番号」欄は、特別徴収義務者の法人番号(行政手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第15条に規定する法人番号をいう。)又は個人番号(同条第2項に規定する個人番号をいう。)を記入してください。なお、個人番号を記入する場合は、左欄を1文字空けて記入してください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

総務市民税課税務課課長  
課 部 市 役 所  
政 部 総 行  
京 部 北 都 居 用 金 庫  
京 部 丹 の 西 典 業 協 同 組 合  
近 畿 農 林 水 産 振 興 局  
關 西 み ら い 社 行 福 知 山 支 店  
ゆ う ち ら ゆ 銀 行 ・ 郵 便 局  
( 近 畿 2 附 1 県 取 扱 )

様式第14号を次のように改める。

様式第14号

(住所)		納付(納入)通知書								
(氏名又は名称)  様		年 月 日  綾 部 市 長 印  あなたは、下記法律の規定により、下記納税者の滞納市税及び滞納処分費につき、下記金額の第二次納税義務を負うこととなりましたので、納付の期限までに納付してください。								
第 二 次 納 税 義 務 者	住 (居) 所						氏 名 又 は 名 称			
納 税 者	住 (居) 所						氏 名 又 は 名 称			
滞納市税等	年度	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	督促手数料	滞納処分費	備 考	
		別紙のとおり		円	円	円	円	円		
上記納税者の滞納市税及び滞納処分費につき、あなたが第二次納税義務者として納付すべき金額			納付の期限			納付場所				
			年 月 日			綾部市役所 京都銀行 京都北都信用金庫 京都丹の国農業協同組合 ゆうちょ銀行(郵便局) 近畿労働金庫 関西みらい銀行福知山支店				
上記滞納市税等の全額			あなたがこの第二次納税義務を課されることの根拠となる法律の規定				地方税法第11条の 該当			
備 考										

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第41号（裏）を次のように改める。

（裏）

1 納付場所

- ◎京都銀行
- ◎京都北都信用金庫
- ◎京都丹の国農業協同組合
- ◎近畿労働金庫
- ◎関西みらい銀行福知山支店
- ◎ゆうちょ銀行・郵便局
- ◎綾部市役所（※閉庁日を除く毎週木曜日は午後7時まで納付できます。）
- ◎納付書裏面に記載のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリ（※バーコードの印字がある納付書に限ります。）

2 ゆうちょ銀行・郵便局のご利用について

ゆうちょ銀行・郵便局で近畿2府4県を除く地域から納付される方は、ゆうちょ銀行払込取扱票又は現金書留若しくは簡易書留で税目、通知書番号を記載して納付してください。

3 納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、次の計算により延滞金が加算されます。

延滞金 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）で計算した金額。

この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

4 不服の申立て

この督促状の記載事項に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過する日と、地方税法第19条の4に規定する日とのいずれか早い日までに市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第44号(裏)を次のように改める。

(裏)  
この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税及び府民税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 1 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例及び京都府府税条例の規定によって課されたものです。
- 2 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 3 税 率 均等割 市民税 3,500円 府民税 2,100円 (府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)  
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
証 券 外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託 以 外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%
投資信託等 外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	0.2%	0.15%

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から33年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額  
ただし、居住年が平成26年から33年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

区 分	市民税	府民税
前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)	3/5	2/5
前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)		

○寄附金税額控除

- ①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金  
(①の寄附金額-2千円)×10%
  - ②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金  
(AとBの合計額を税額控除)  
A (②の寄附金額-2千円)×10%  
B (②の寄附金額-2千円)×[90-(0~45)×1.021] %
  - ③京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金  
京都府 (③の寄附金額-2千円)×4%  
綾部市 (③の寄附金額-2千円)×6%
- \*京都府、綾部市ともに条例指定している場合は  
(③の寄附金額-2千円)×10%  
(注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- ①合計課税所得金額が200万円以下の場合  
ア又はイのいずれか少ない金額の5%(市民税3%、府民税2%)  
ア 人的控除額の差の合計額  
イ 合計課税所得金額
- ②合計課税所得金額が200万円を超える場合  
アからイを控除した金額(5万円未満の場合は、5万円)の5%(市民税3%、府民税2%)  
ア 人的控除額の差の合計額  
イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

4 納 期

期 別	納 期				納 期 限
第1期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日		
第2期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日		
第3期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日		
第4期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日		

(注) 市・府民税額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金…… 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料… 督促状1通につき100円

6 滞 納 処 分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第331条第1項第1号)

7 不 服 の 申 立 て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納 付 場 所

- 綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫○関西みらい銀行福知山支店
- 下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。

(50音順)

- 下記のスマートフォンアプリでも納付できます。

(50音順)

9 お 問 い 合 わ せ 先 等

綾部市 部 課 担 当

- ・住所、氏名等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。



様式第47号(裏)を次のように改める。

(裏)

この税金の課税の根拠などについて

- この「納税通知書」による 年度分の市民税及び府民税の課税の根拠等は次のとおりです。
- 1 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例及び京都府府税条例の規定によって課されたものです。
  - 2 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
  - 3 税 率 均等割 市民税 3,500円 府民税 2,100円(府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)  
所得割 市民税 6% 府民税 4%(総合課税分)

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から33年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から33年までである、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)				
市民税	3/5	府民税	2/5	

○配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
証 券 外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託 以 外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
投 資 信 託 等 外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

○寄附金税額控除

①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金

(①の寄附金額-2千円)×10%

②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

(AとBの合計額を税額控除)

A (②の寄附金額-2千円)×10%

B (②の寄附金額-2千円)×[90-(0~15)×1.021]%

※Bの下線部分は、寄附者に適用される所得税の限界税率

※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度

③京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金

京都府 (③の寄附金額-2千円)×4%

綾部市 (③の寄附金額-2千円)×6%

※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は

(③の寄附金額-2千円)×10%

(注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

①合計課税所得金額が200万円以下の場合

ア又はイのいずれか少ない金額の5%(市民税3%、府民税2%)

ア 人的控除額の差の合計額

イ 合計課税所得金額

②合計課税所得金額が200万円を超える場合

アからイを控除した金額(5万円未満の場合は、5万円)の5%

(市民税3%、府民税2%)

ア 人的控除額の差の合計額

イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

4 納 期

期 別	納 期		納 期 限
第1期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第2期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第3期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第4期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日

(注) 市・府民税額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金…… 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。))中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料… 督促状1通につき100円

6 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第331条第1項第1号)

7 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納付場所

○綾部市役所○京都銀行○京都北部信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫○関西みらい銀行福知山支店

○下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。

(50音順)

○下記のスマートフォンアプリでも納付できます。

(50音順)

9 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

・住所、氏名等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。

・領収書は5年間保存してください。

・この通知書では納付できません。

様式第48号(裏)を次のように改める。

(裏)  
この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税及び府民税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 1 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例及び京都府府税条例の規定によって課されたものです。
- 2 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 3 税 率 均等割 市民税 3,500円 府民税 2,100円(府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)  
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から33年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額  
ただし、居住年が平成26年から33年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と「97,500円」を「136,500円」として計算した金額  
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)  
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

	市民税	府民税
	3/5	2/5

○配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
証 券 外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託 以 外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
証 券 外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

○寄附金税額控除

①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金

(①の寄附金額-2千円)×10%

②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

(AとBの合計額を税額控除)

A (②の寄附金額-2千円)×10%

B (②の寄附金額-2千円)×[90-(0~45)×1.021] %

\*Bの下線部は、寄附者に適用される所得税の限界税率

\*Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度

③京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金

京都府 (③の寄附金額-2千円)×4%

綾部市 (③の寄附金額-2千円)×6%

\*京都府、綾部市ともに条例指定している場合は

(③の寄附金額-2千円)×10%

(注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

①合計課税所得金額が200万円以下の場合

ア又はイのいずれか少ない金額の5% (市民税3%、府民税2%)

ア 人的控除額の差の合計額

イ 合計課税所得金額

②合計課税所得金額が200万円を超える場合

アからイを控除した金額(5万円未満の場合は、5万円)の5%

(市民税3%、府民税2%)

ア 人的控除額の差の合計額

イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

4 納 期

期 別	納 期		納 期 限
第1期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第2期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第3期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第4期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日

(注) 市・府民税額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金…… 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料… 督促状1通につき100円

6 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第331条第1項第1号)

7 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納付場所

○綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫○関西みらい銀行福知山支店

○下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。

(50音順)

○下記のスマートフォンアプリでも納付できます。

(50音順)

9 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

様式第51号(裏)を次のように改める。

(裏)

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の固定資産税及び都市計画税の課税の根拠等は次のとおりです。

1. 課税の根拠 地方税法及び綾部市市税条例の規定により、本市に所在する固定資産に対して固定資産税が課税されます。また、地方税法及び綾部市市税条例により本市の用途地域内に所在する土地及び家屋に対して都市計画税が課税されます。
2. 納税義務者 年1月1日現在の固定資産の所有者です。
3. 税 率 固定資産税 課税標準額×1.5% 都市計画税 課税標準額×0.1%

4. 納期

期 別	納 期					
第1期分	年	月	日から	年	月	日まで
第2期分	年	月	日から	年	月	日まで
第3期分	年	月	日から	年	月	日まで
第4期分	年	月	日から	年	月	日まで

口座振替日は納期限となります。(全期前納分は第1期と同じ。)

なお、納期限が休日その他政令で定める日のときは、その翌日が納期限となります。

5. 延滞金・督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金……納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年14.6% (納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合 (当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合 (以下「特例基準割合」という。)) が年7.3%の割合に満たない場合には、その年 (以下「特例基準割合適用年」という。)) 中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合) とします。) で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料…督促状1通につき100円

6. 滞納処分

督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。

7. 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

8. 納付場所

京都銀行／京都北都信用金庫／京都丹の国農業協同組合／近畿労働金庫／関西みらい銀行福知山支店／近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局 (大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県)／綾部市役所

次のコンビニエンスストア全国各店舗 (50音順)

次のスマートフォンアプリ (50音順)

9. ゆうちょ銀行のご利用について

ゆうちょ銀行で近畿2府4県を除く地域から納付される方は、専用用紙 (ゆうちょ銀行払込取扱票) で納付してください。

10. お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

(注) ○ 住所、氏名 (名称) 等の間違いやご不明な点がございましたらご連絡ください。

○ 領収書は5年間保存してください。

○ この通知書では納付できません。



様式第59号を次のように改める。

様式第59号

軽自動車税廃車申告書兼標識返納書  
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

年 月 日

綾部市長 様

次のとおり申告及び標識の返納をします。

申告の理由	種 別			
廃 車	原動機付自転車	小型特殊自動車		
<input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 盗難・紛失 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 第一種 (0.05L以下) <input type="checkbox"/> 第二種乙 (0.09L以下) <input type="checkbox"/> 第二種甲 (0.125L以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ( )	標識番号	
			廃車年月日	年 月 日

納 税 義 務 者	所有者	住 所 又 所 在 地	〒	主たる定置場				1 左記所有者の住所又は所在地と同じ							
		(フリガナ)		車 名				型式及び年式		原動機の型式番号					
		氏 名 又 名 称	Ⓜ					型 年式							
		生 年 月 日	年 月 日	電話番号		車台番号		型式認定番号		総排気量又は定格出力					
	使用者	住 所 又 所 在 地	〒	標識返納の有無				標識返納がない場合その理由							
		(フリガナ)		1 有		イ 盗難 ロ 紛失 ハ 破損 ニ その他( )									
		氏 名 又 名 称	Ⓜ	2 無		(具体的に: )									
	届出者	住 所 又 所 在 地	〒	盗難届出				届 出 年 月 日		年 月 日		被害年月日		年 月 日	
		(フリガナ)						届 出 警 察 署		警察署				交番・駐在所	
		氏 名 又 名 称						受 理 番 号							
電 話 番 号															

様式第60号(表)を次のように改める。  
様式第60号

(表)

世帯識別	
------	--

様

年度 軽自動車税納税通知書

年度の軽自動車税を下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

綾部市長

印

標 識 番 号	種 別	税 額	所 有 者 名	通 知 書 番 号
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		台	円	/ ページ

納期限の日に下記口座から振り替えさせていただきます。

金融機関名			
支 店 名			
口 座 番 号		種 別	
口座名義人			

期 別	年度 全期分
納期限	年 月 日

納 付 場 所	綾部市役所	指定金融機関	京都銀行
	収納代理金融機関	京都北都信用金庫 京都丹の国農業協同組合 近畿労働金庫 関西みらい銀行福知山支店 ゆうちょ銀行・郵便局	
	コンビニエンスストア		
	スマートフォンアプリ		

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の規定に基づき作成された様式については、当分の間、同様式中「関西アーバン銀行福知山支店」とあるのは「関西みらい銀行福知山支店」と読み替えて使用することができる。

綾部市福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 4 号

綾部市福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市福祉事務所設置条例施行規則（平成 4 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条第 2 項中「民生児童課、福祉課」を「社会福祉課、こども支援課、障害者支援課」に改める。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 5 号

綾部市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

綾部市生活保護法施行細則（平成 1 2 年綾部市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 8 号及び第 3 条第 3 項中「兼医療扶助決定調書」を削る。  
様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号 (第 2 条関係)

保護変更申請書 (傷病届)

年 月 日									
綾部市福祉事務所長 様									
					住所 申請者 氏名 ④ 利用者との関係				
下記のとおり、生活保護法による保護の変更 (医療扶助) を申請します。									
患者氏名			居住地						
世帯主氏名			現在受けている扶助			生・住・教・医・その他			
病 状	受診先					受診 (予定)		年 月 日	
	住 所					社保の有 無		健・日・共・無	
決 裁 事 務 処 理	所長	課長	担当長			第 号 開始・停廃止・変更決定理由 医療券 (入・外)・調剤券発行 続柄 氏名 期 間 他法負担 ( 無) 委 託 医療機関 調剤薬局			
	担当								
年 月分		年 月分		年 月分		年 月分		年 月分	
確認 月 日 (病名・主訴等)		確認 月 日 (病名・主訴等)		確認 月 日 (病名・主訴等)		確認 月 日 (病名・主訴等)		確認 月 日 (病名・主訴等)	
印		印		印		印		印	
医療	統計	医療	統計	医療	統計	医療	統計	医療	統計

様式第 39 号中「福祉課 保護担当」を「社会福祉課 生活保護担当」に、「0773-42-3280 内線：249」を「0773-42-4257」に改める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市清山荘の管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第26号

綾部市清山荘の管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市清山荘の管理及び運営規則（昭和62年綾部市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中、「100円」を「150円」に、「1,000円」を「1,500円」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

市章 清山荘使用料回数券 11枚つづり 1,500円 綾部市清山荘
市章 清山荘使用料回数券 入館料 150円 綾部市長 <span style="float: right;">印</span>
注意 1 市長印の無いものは、無効です。 2 再発行はいたしません。 3 料金の払戻しはいたしません。

市章 清山荘使用料回数券 入館料 150円 綾部市長 <span style="float: right;">印</span>
注意 1 市長印の無いものは、無効です。 2 再発行はいたしません。 3 料金の払戻しはいたしません。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。



綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第27号

綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例施行規則（平成27年綾部市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「卒業した日」の次に「（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した日）」を加える。

第9条第1項第1号中「卒業したとき」の次に「（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了したとき）」を加える。

様式第1号中「卒業した日」の次に「（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した日）」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市障害児者の障害福祉サービスに関する支給基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第28号

綾部市障害児者の障害福祉サービスに関する支給基準を定める規則の一部を改正する規則

綾部市障害児者の障害福祉サービスに関する支給基準を定める規則（平成19年綾部市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

【介護給付支給基準】

サービスの種類	支給量を定める単位	支給量						
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
居宅介護 身体介護中心	時間/月	14	16	20	31	46	63	29
居宅介護 通院介護（身体介護を伴う場合）中心	時間/月	—	16	20	31	46	63	29
居宅介護 家事援助中心	時間/月	29	32	41	64	95	130	60
居宅介護 通院介護（身体介護を伴わない場合）中心	時間/月	29	32	41	64	95	130	60
重度訪問介護	時間/月	—	—	—	117	146	207	—
行動援護	時間/月	—	—	31	42	55	72	39
同行援護	時間/月	53						
重度障害者等包括支援	単位/月	—	—	—	—	—	83,040	—
短期入所	日/月	10						
生活介護	日/月	—	—	当該月の日数から8を差し引いた日数			—	—
療養介護	日/月	—	—	—	—	当該月の日数		—
施設入所支援	日/月	—	—	当該月の日数				—

別表第 2 中

「

就労継続支援 B 型	日 / 月	1 か月の日数から 8 を差し引いた日数
------------	-------	----------------------

を

」

「

就労継続支援 B 型	日 / 月	1 か月の日数から 8 を差し引いた日数
就労定着支援	日 / 月	各月の日数
自立生活援助	日 / 月	各月の日数

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第29号

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第32号を次のように改める。

様式第32号（第38条関係）

京都府京都市				納付通知書			
口座番号	加入者名	会社 名称	加入者名	納付 区分	納付 区分	会社 金額	加入者 金額
設中機関 番号	納付 番号	種別	種別	種別	種別	種別	種別
指定口座 番号	追加 番号	追加 番号	追加 番号	追加 番号	追加 番号	追加 番号	追加 番号

納付書				京都府京都市			
口座番号	加入者名	種別	追加 番号	納付 番号	納付 区分	納付 区分	納付 区分
納付者氏名	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別
金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別
納付者	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別
納付者	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別
納付者	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別
納付者	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別

納付書				京都府京都市			
口座番号	加入者名	種別	追加 番号	納付 番号	納付 区分	納付 区分	納付 区分
納付者氏名	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別
金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別
納付者	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別
納付者	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別
納付者	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別
納付者	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別

納付書				京都府京都市			
口座番号	加入者名	種別	追加 番号	納付 番号	納付 区分	納付 区分	納付 区分
納付者氏名	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別
金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別
納付者	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別
納付者	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別
納付者	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別
納付者	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別

納付書				京都府京都市			
口座番号	加入者名	種別	追加 番号	納付 番号	納付 区分	納付 区分	納付 区分
納付者氏名	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別
金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別
納付者	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別
納付者	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別
納付者	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別
納付者	金額	種別	種別	種別	種別	種別	種別

様式第 33 号（表）中「納付場所、延滞金」を「延滞金」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

- 1 納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、次の計算により延滞金が加算されます。

延滞金 綾部市国民健康保険条例第23条及び附則第5項に規定する額

- 2 不服の申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府国民健康保険審査会に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。



綾部工業団地・交流プラザの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 0 号

綾部工業団地・交流プラザの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部工業団地・交流プラザの管理及び運営規則（平成 8 年綾部市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 1 1 条関係）

設 備 使 用 料

使用区分	時 間	（ 昼 間 半 日 ）	（ 昼 間 1 日 ）	（ 夜 間 半 日 ）	（ 全 日 ）
			午前 9 時～ 午後 1 時 午後 1 時～ 午後 5 時	午前 9 時～  午後 5 時	午後 5 時～  午後 9 時
多目的ホール		円 1, 3 5 0	円 2, 7 0 0	円 1, 3 5 0	円 4, 0 5 0
会 議 室		3 0 0	6 0 0	3 0 0	9 0 0

附 則

この規則は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市農林業者労働災害共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第31号

綾部市農林業者労働災害共済条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市農林業者労働災害共済条例施行規則（昭和52年綾部市規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「上記の者」を「上記の方」に、「記録されていない者に係るもの」を「記録されていない方」に、「関西アーバン銀行福知山支店」を「関西みらい銀行福知山支店」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の綾部市農林業者労働災害共済条例施行規則の規定に基づき作成された様式については、当分の間、同様式中「関西アーバン銀行福知山支店」とあるのは「関西みらい銀行福知山支店」と読み替えて使用することができる。

綾部市林業センター管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第32号

綾部市林業センター管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市林業センター管理及び運営規則（昭和57年綾部市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

設 備 使 用 料

時 間 使用区分	(午前半日) 午前8時30分 ～正午	(午後半日) 正午 ～午後5時	(昼間1日) 午前8時30分 ～午後5時	(夜間半日) 午後5時 ～午後10時	(全 日) 午前8時30分 ～午後10時
マイクロホン 器 具 一 式	円 600	円 600	円 1,200	円 600	円 1,800

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市簡易水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第33号

綾部市簡易水道条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市簡易水道条例施行規則（昭和50年綾部市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

綾部市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第34号

綾部市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市火災予防条例施行規則（昭和37年綾部市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3号様式から第5号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第6号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「にあつては」を「にあつては」に改める。

第7号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「にあつては」を「にあつては」に改める。

第8号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「にあつては」を「にあつては」に改める。

第9号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「にあつては」を「にあつては」に改める。

第10号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第11号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「にあつては」を「にあつては」に改める。

第12号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「にあつては」を「にあつては」に改める。

第13号様式及び第13号の2様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第14号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「にあつては」を「にあつては」に改める。

第15号様式（正）様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第17号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「にあつては」を「にあつては」に改める。

第22号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第35号

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年綾部市規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「105,290円」を「165,150円」に、「57,190円」を「70,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,650円」を「82,580円」に、「28,600円」を「35,400円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

綾部市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 6 号

綾部市病院事業会計規則の一部を改正する規則

綾部市病院事業会計規則（平成 2 6 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。  
別表（第 1 4 条関係）中

「

--

補助金		
	府補助金	

を

」

「

--

補助金		
	国庫補助金	
	府補助金	

に、

」

「

--

分会計補助金		
	一般会計補助金	災害の復旧その他特別な理由により収益的支出を負担することを目的とするもの

を

」

「

--

他会計補助金		
	一般会計補助金	災害の復旧その他特別な理由により収益的支出を負担することを目的とするもの

に、

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



綾部市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 7 号

綾部市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

綾部市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 8 年綾部市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 2 委員長の任期は、1 年とするものとする。ただし、委員長に欠員が生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とするものとする。
- 3 委員長は、これを再任することができるものとする。

第 9 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「委員会の会議は、委員長が招集する。この」を「前項の」に改め、「取扱い」の次に「（審議対象としない場合にあつては、その理由を含む。）」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、当該会議に係る前条第 1 項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条を第 1 3 条とし、第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。  
（運営上の留意事項）

第 1 2 条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式中

「

提出者所属名	意見提出日 年 月 日	※ 2 整理番号
提出者職氏名	※ 1 意見取りまとめ者受付 年 月 日	
※ 1 意見取りまとめ者氏名	※ 2 受 付 年 月 日	

を

」

「

提出者所属名	意見提出日 年 月 日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付 年 月 日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受 付 年 月 日	
(意見取りまとめ者を経由する場合) 意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い 記名 ・ 匿名		

に

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に委員長である者の任期は、この規則による改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して1年を超えない範囲において消防長の定める日までの期間とする。

助産施設に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 8 号

助産施設に関する規則の一部を改正する規則

助産施設に関する規則（昭和 4 4 年綾部市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「綾民」及び「平成」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第 26 号

綾部市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成 28 年綾部市告示第 17 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中

「

過 去 の 受 給 の 有 無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したこ とが ある・ない
--------------------	---

を

」

「

過 去 の 受 給 の 有 無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したこ とが ある・ない		
申 請 者 と 生 計 を 一 に す る 子 の 氏 名 等 (注 8 参 照)	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	年 月 日
	個人番号		
	住所（別居の場合）		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する ・ しない		

に、

」

「

8 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名  
押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

を

」

「

8 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一に  
する子がいる場合に記載してください。

(1) 現に扶養する 20 歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。

(2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（（※）  
民法（明治 29 年法律第 89 号）上の婚姻をいう。）

に、

9 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名  
押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

」

「

3 その他市長が必要と認める書類

を

「

3 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。）であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

に

4 その他市長が必要と認める書類

」

改める。

様式第3号中

「

所 要 費 用	入学料	円、	受講料	円	合計額	円
---------	-----	----	-----	---	-----	---

を

」

「

所 要 費 用	入学料	円、	受講料	円	合計額	円
申請者と生計を一にする子の氏名等 (注5参照)	(フリガナ)		生年月日	年	月	日
	氏名					
	個人番号					
	住所（別居の場合）					
申請者の地方税法上の扶養親族に該当する・しない						

に、

」

「

5 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

を

」

「

5 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。

(2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）

に、

6 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

」

「

- (3) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書
- (4) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書
- (5) その他市長が必要と認める書類

を

」

「

- (3) 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。）であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類
- (4) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書
- (5) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書
- (6) その他市長が必要と認める書類

に、

」

「

- (3) 文部科学省が発行する合格証書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

を

」

「

- (3) 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。）であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類
- (4) 文部科学省が発行する合格証書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

に

」

改める。

#### 附 則

この告示は、平成31年3月6日から施行する。

綾部市告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年3月8日

綾部市長 山 崎 善 也

1 名 称

湊垣町自治会

2 規約に定める目的

本会は、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区 域

本会の区域は次に掲げる区域とする。

- (1) 綾部市湊垣町岩神、蛭子谷、大坪、奥ノ谷、カトカ、木寺、久田、荒神段、小白、郷久、高尾、高野、段京、林ノ下、馬場、樋ノ口、湊垣、古川、三社田、ミマヤ、森ヶ井戸、藪下、横田までの全域
- (2) 綾部市湊垣町角19番地の2、同27番地の1、同27番地の2、同27番地の3、同28番地の2、同28番地の3、同28番地の4
- (3) 綾部市湊垣町茶木原20番地の1、20番合地
- (4) 綾部市中山町城山43番地の2

4 主たる事務所

綾部市湊垣町高野9番地の1（湊垣町公民館）に置く。

5 代表者

綾部市湊垣町藪下15番地  
能 勢 了

6 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任

無し

7 代理人

無し

8 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による

9 認可年月日

平成31年2月28日

綾部市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年3月20日

綾部市長 山 崎 善 也

1 名 称

夕陽ヶ丘自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 保有資産の維持管理
- (5) 体育・文化・福祉等の向上に関する事
- (6) 防犯・防災並びに生活環境の向上
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事

3 区 域

本会の区域は、以下に定める区域とする。

井倉町 下山 27番地の3

宮代町 明知 26番地の11、26番地の12、26番地の14、26番地の15、26番地の16、26番地の24、26番地の26、26番地の28、26番地の28、26番地の29、26番地の30、26番地の32、26番地の36、26番地の38、27番地の11、27番地の14、27番地の16、27番地の17、27番地の18、27番地の21、27番地の24、27番地の26、27番地の29、27番地の30、27番地の31、27番地の32

岡町 長田 25番地の1、27番地の1、45番地の1

岡町 中沢 41番地

岡町 山田 1番地の1、1番地の3、3番地の2、5番地の1、5番地の4、6番地の1、6番地の3、6番地の4、8番地の4、9番地の1、9番地の2、9番地の12、11番地の5、14番地の3、14番地の4、14番地の5、14番地の6、14番地の8、14番地の9、17番地の3、20番地、20番地の1、20番地の8、20番地の9、21番地の9、21番地の10、21番地の14、21番地の15、21番地の16、21番地の17、21番地の18、21番地の19、21番地の20、26番地の1、27番地の4、29番地の1、32番地の6、34番地の5、35番地の4、36番地、36番地の6、36番地の7

岡町 下山 1番地の8、24番地、24番地の5、24番地の6、24番地の10、24番地の11、25番地の11、25番地の13、25番地の30、25番地の67、26番地の4、26番地の5、26番地の6、26番地の7、26番地の9、27番地、27番地の1、27番地の6、27番地の11、27番地の13、27番地の15、27番地の21、27番地の23、27番地の25、27番地の26、27番地の27、27番地の28、27番地の34、27番



地の40、27番地の42、27番地の43、27番地の44、27番地の45、27番地の47、27番地の50、27番地の57、27番地の60、27番地の65、27番地の70、27番地の71、27番地の75、27番地の76、27番地の79、27番地の80、27番地の81、27番地の82、27番地の83、27番地の84、27番地の86、27番地の88、27番地の95、27番地の113、27番地の114、27番地の115、27番地の120、27番地の122、27番地の123、27番地の129、27番地の130、27番地の131、27番地の134、27番地の135、27番地の137、27番地の139、27番地の140、27番地の141、27番地の144、27番地の145、27番地の146

岡町 塚 71番地の1、72番地の1、72番地の3、72番地の4、72番地の5、72番地の6、72番地の7、72番地の8、72番地の9、72番地の10、72番地の11、46番地、72番地の13、73番地、75番地

岡町 四ツ尾下 1番地、2番地の1、2番地の3、2番地の4、2番地の6、5番地、5番地の2、5番地の4、5番地の6、5番地の7、6番地の6、6番地の9、6番地の13、6番地の20、18番地の11、14番地、18番地の10、18番地の46、25番地の2、25番地の3、25番地の4、26番地の2、26番地の3、27番地の2、28番地、29番地の3、30番地、31番地、32番地の1、32番地の6、32番地の7、32番地の8

上延町 蛭子 28番地、29番地の1、37番地の44、37番地の45、37番地の60、37番地の61、37番地の64、37番地の65、37番地の73、37番地の76、37番地の77、37番地の81

上延町 沢 31番地、33番地の5、33番地の6、33番地の7、42番地の1、42番地の3、42番地の4、44番地の2、44番地の5、46番地の1、47番地の1、47番地の2、47番地の10、47番地の15、49番地の3、49番地の16、49番地の2、49番地の10、52番地、52番地の5、52番地の14

上延町 前田 38番地の1、38番地の3、38番地の6、38番地の13、40番地、41番地の2、41番地の9、42番地の1、42番地の3

4 主たる事務所

綾部市岡町下山25番地の7に置く。

5 代表者

綾部市四ツ尾下32番地の6

井 東 孝

6 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任

無し

7 代理人

無し

8 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による

9 認可年月日

平成31年3月28日

綾部市告示第 29 号

綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する要綱（平成 19 年綾部市告示第 128 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 22 日

綾部市長 山崎 善也

第 5 条第 1 項第 1 号中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 17 条の 12 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

別表の 1 の表中「定款又は寄附行為及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書又は条例等」に、

「

	⑧ 当該申請に係る資産の状況 ⑨ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑩ 法第 78 条の 2 第 4 項各号に該当しない旨の誓約書 【様式 6-1】 ⑪ 役員等氏名 【様式 6-1】 ⑫ 事業所 介護・医療連携推進会議構成員一覧【様式 9】	を
--	--	---

を

」

「

	⑧ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑨ 法第 78 条の 2 第 4 項各号に該当しない旨の誓約書 【様式 6-1】 ⑩ 事業所 介護・医療連携推進会議構成員一覧 【様式 9】	に
--	---	---

に

改め、別表の 2 の表中「定款又は寄附行為及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書又は条例等」に、

「

	⑩ 当該申請に係る資産の状況 ⑪ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑫ 法第 78 条の 2 第 4 項各号に該当しない旨の誓約書 【様式 6-1】 ⑬ 役員等氏名 【様式 6-1】	を
--	--	---

を

」

	⑩ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑪ 法第78条の2第4項各号に該当しない旨の誓約書 【様式6-1】	に
--	---	---

改め、別表の3の表中「定款又は寄附行為及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書又は条例等」に、

「

	⑨ 当該申請に係る資産の状況 ⑩ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑪ 法第78条の2第4項各号に該当しない旨の誓約書 【様式6-1】 ⑫ 役員等氏名 【様式6-1】 ⑬ 運営推進会議構成員一覧 【様式8】	を
--	---	---

「

	⑨ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑩ 法第78条の2第4項各号に該当しない旨の誓約書 【様式6-1】 ⑪ 運営推進会議構成員一覧 【様式8】	に
--	--	---

改め、別表の4の表中「定款又は寄附行為及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書又は条例等」に、

「

	⑨ 当該申請に係る資産の状況 ⑩ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑪ 法第78条の2第4項各号及び法第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書 【様式6-2】 ⑫ 役員等氏名 【様式6-2】 ⑬ 運営推進会議構成員一覧 【様式8】	を
--	---	---

「

	⑨ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑩ 法第78条の2第4項各号及び法第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書 【様式6-2】 ⑪ 運営推進会議構成員一覧 【様式8】	に
--	--	---

改め、別表の5の表中「定款又は寄附行為及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書

又は条例等」に、

「

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 当該申請に係る資産の状況</li> <li>⑨ 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容</li> <li>⑩ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・病院等との連携体制及び支援体制の概要</li> <li>⑪ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>⑫ 法第78条の2第4項各号及び法第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書 【様式6-2】</li> <li>⑬ 役員等氏名 【様式6-2】</li> <li>⑭ 介護支援専門員一覧 【様式7】</li> <li>⑮ 運営推進会議構成員一覧 【様式8】</li> </ul>	
--	---	--

を

「

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容</li> <li>⑨ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・病院等との連携体制及び支援体制の概要</li> <li>⑩ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>⑪ 法第78条の2第4項各号及び法第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書 【様式6-2】</li> <li>⑫ 介護支援専門員一覧 【様式7】</li> <li>⑬ 運営推進会議構成員一覧 【様式8】</li> </ul>	
--	--	--

に

改め、別表の6の表中「定款又は寄附行為及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書又は条例等」に、

「

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 当該申請に係る資産の状況</li> <li>⑨ 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容</li> <li>⑩ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・病院等との連携体制及び支援体制の概要</li> <li>⑪ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>⑫ 法第78条の2第4項各号及び法第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書 【様式6-2】</li> <li>⑬ 役員等氏名 【様式6-2】</li> <li>⑭ 介護支援専門員一覧 【様式7】</li> <li>⑮ 運営推進会議構成員一覧 【様式8】</li> </ul>	
--	---	--

を

「

<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容</li> <li>⑨ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・病院等との連携体制及び支援体制の概要</li> <li>⑩ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>⑪ 法第78条の2第4項各号及び法第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書 【様式6-2】</li> <li>⑫ 介護支援専門員一覧 【様式7】</li> <li>⑬ 運営推進会議構成員一覧 【様式8】</li> </ul>
--

に

改め、別表の7の表中「定款又は寄附行為及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書又は条例等」に、

「

<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ 当該申請に係る資産の状況</li> <li>⑩ 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容</li> <li>⑪ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>⑫ 法第78条の2第4項各号に該当しない旨の誓約書 【様式6-1】</li> <li>⑬ 役員等氏名 【様式6-1】</li> <li>⑭ 介護支援専門員一覧 【様式7】</li> <li>⑮ 運営推進会議構成員一覧 【様式8】</li> </ul>
--

を

「

<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容</li> <li>⑩ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>⑪ 法第78条の2第4項各号に該当しない旨の誓約書 【様式6-1】</li> <li>⑫ 介護支援専門員一覧 【様式7】</li> <li>⑬ 運営推進会議構成員一覧 【様式8】</li> </ul>
---

に

改め、別表の8の表中「定款又は寄附行為及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書又は条例等」に、

「

<ul style="list-style-type: none"> <li>⑬ 当該申請に係る資産の状況</li> <li>⑭ 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容</li> <li>⑮ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>⑯ 法第78条の2第4項各号に該当しない旨の誓約書</li> </ul>
---

を

	<p>【様式 6 - 1】</p> <p>⑰ 役員等氏名 【様式 6 - 1】</p> <p>⑱ 介護支援専門員一覧 【様式 7】</p> <p>⑲ 運営推進会議構成員一覧 【様式 8】</p>
--	---

「

	<p>⑬ 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容</p> <p>⑭ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>⑮ 法第 78 条の 2 第 4 項各号に該当しない旨の誓約書 【様式 6 - 1】</p> <p>⑯ 介護支援専門員一覧 【様式 7】</p> <p>⑰ 運営推進会議構成員一覧 【様式 8】</p>
--	---

に

改め、別表の 9 の表を次のように改める。

9 看護小規模多機能型居宅介護

付表	関係書類
○ 事業所の指定に係る記載事項 【付表 9 - 1】	① 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する診療所であるときを除く。）
○ 事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項 【付表 9 - 2】	② 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 【様式 1 - 2】
	③ 管理者等経歴書 【様式 1 - 3】
	④ 事業所の平面図
	⑤ 設備、備品等に係る一覧表
	⑥ 運営規程
	⑦ 利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要 【様式 4】
	⑧ 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容
	⑨ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・病院等との連携体制及び支援体制の概要
	⑩ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
	⑪ 法第 78 条の 2 第 4 項各号に該当しない旨の誓約書 【様式 6 - 1】
	⑫ 介護支援専門員一覧 【様式 7】
	⑬ 運営推進会議構成員一覧 【様式 8】

別表の 10 の表中「定款又は寄附行為及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書又は条例等」に、

「

	<p>⑦ 当該申請に係る資産の状況</p> <p>⑧ 関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容</p>
--	---

	⑨ 居宅介護サービス計画費の請求に関する事項 ⑩ 法第79条第2項各号に該当しない旨の誓約書 【様式6-3】 ⑪ 役員等氏名 【様式6-3】 ⑫ 介護支援専門員一覧 【様式7】	を
--	---	---

「

	⑦ 関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容 ⑧ 居宅介護サービス計画費の請求に関する事項 ⑨ 法第79条第2項各号に該当しない旨の誓約書 【様式6-3】 ⑩ 介護支援専門員一覧 【様式7】	に
--	--	---

改め、別表の11の表中「定款又は寄附行為及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書又は条例等」に、

「

	⑦ 当該申請に係る資産の状況 ⑧ 関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容 ⑨ 介護予防サービス計画費の請求に関する事項 ⑩ 法第115条の22第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書【様式6-4】 ⑪ 役員等氏名 【様式6-4】 ⑫ 介護支援専門員一覧【様式7】	を
--	--	---

「

	⑦ 関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容 ⑧ 介護予防サービス計画費の請求に関する事項 ⑨ 法第115条の22第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書 【様式6-4】 ⑩ 介護支援専門員一覧 【様式7】	に
--	---	---

改める。

付表1-1中

「

フリガナ	
------	--

事業所	名 称				
	所在地	(郵便番号 - )			
		-----			
	連絡先	電話番号		F A X 番号	
当該事業の実施について定めてある定款又は寄附行為の条文		第 条第 項第 号			

を

「

事業所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 - )			
	連絡先	電話番号		F A X 番号	

に

改める。

付表 2 - 1 中

「

事業所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 - )			
連絡先	電話番号		F A X 番号		
当該事業の実施について定めてある定款又は寄附行為の条文		第 条第 項第 号			

を

「

事業所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 - )			
	連絡先	電話番号		F A X 番号	

に



改める。

付表 3 - 1 中

「

事業所	フリガナ					
	名 称					
	所在地	(郵便番号 - )				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
当該事業の実施について定めてある定款又は寄附行為の条文			第	条第	項第	号

を

「

事業所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 - )			
	連絡先	電話番号		FAX番号	

に

改める。

付表 4 - 1 中

「

事業所	フリガナ					
	名 称					
	所在地	(郵便番号 - )				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
当該事業の実施について定めてある定款又は寄附行為の条文			第	条第	項第	号

を

「

事業所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 - )			

に

連絡先	電話番号	FAX番号
-----	------	-------

改める。

付表4-2中

「

事業所	フリガナ			
	名 称			
	所 在 地	(郵便番号 - )		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
当該事業の実施について定めてある定款又は寄附行為の条文		第	条第	項第 号

を

「

事業所	フリガナ			
	名 称			
	所 在 地	(郵便番号 - )		
	連絡先	電話番号	FAX番号	

に

改める。

付表5-1中

「

事業所	フリガナ			
	名 称			
	所 在 地	(郵便番号 - )		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
当該事業の実施について定めてある定款又は寄附行為の条文		第	条第	項第 号

を

「

事業所	フリガナ			
	名 称			
	所 在 地	(郵便番号 - )		

に

連 絡 先	電話番号	F A X 番 号
-------	------	-----------

改める。

付表 6 中

「

事 業 所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 - )			
	連 絡 先	電話番号		F A X 番 号	
当該事業の実施について定めてある定款又は寄附行為の条文 第 条第 項第 号					

を

「

事 業 所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 - )			
	連 絡 先	電話番号		F A X 番 号	

に

改める。

付表 7 中

「

事 業 所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 - )			
	連 絡 先	電話番号		F A X 番 号	
当該事業の実施について定めてある定款又は寄附行為の条文 第 条第 項第 号					

を

「

事 業 所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 - )			

に

連絡先	電話番号	FAX番号
-----	------	-------

改める。

付表 8 中

「

施設	フリガナ			
	名 称			
	所在地	(郵便番号 - )		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
当該事業の実施について定めてある定款又は寄附行為の条文		第	条第	項第 号

を

「

施設	フリガナ			
	名 称			
	所在地	(郵便番号 - )		
	連絡先	電話番号	FAX番号	

に

改める。

付表 9 中

「

事業所	フリガナ			
	名 称			
	所在地	(郵便番号 - )		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
当該事業の実施について定めてある定款又は寄附行為の条文		第	条第	項第 号

を

「

事業所	フリガナ			
	名 称			
	所在地	(郵便番号 - )		

に

連 絡 先	電 話 番 号	F A X 番 号
-------	---------	-----------

改め、同付表を付表 9 - 1 とし、同付表の次に次の 1 付表を加える。

付表 9-2

看護小規模多機能型居宅介護事業を事業所所在地以外の場所で  
一部実施する場合の記載事項

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ							
	名称							
	所在地	(郵便番号 - )						
	連絡先	電話番号				FAX番号		
建築構造概要	耐火構造物、準耐火構造物等の別							
	居間及び食堂の合計面積		m <sup>2</sup>	適合の可否				
	個室の宿泊室	室	うち床面積6.4 m <sup>2</sup> 以上7.43 m <sup>2</sup> 未満の宿泊室 (病院又は診療所である場合)				室	
	個室以外の宿泊室の合計面積	m <sup>2</sup>	宿泊サービスの利用定員から 個室の定員数を減じた数	人	基準上の 必要数値	m <sup>2</sup> 以上	適合の 可否	
主な揭示事項	営業日							
	営業時間							
	登録定員		人					
	通いサービスの利用定員		人					
	宿泊サービスの利用定員		人					
	利用料		法定代理受領分					
			法定代理受領分以外					
	食事の提供に要する費用							
宿泊に要する費用								
通常の事業実施地域								

備考

- 「受付番号」、「基準上の必要人数」、「適合の可否」及び「基準上の必要数値」欄には、記入しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別途記載した書類を添付してください。

付表 1 0 中

「

事業所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 - )			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
当該事業の実施について定めてある定款又は寄附行為の条文				第 条第 項第 号	

を

「

事業所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 - )			
	連絡先	電話番号		FAX番号	

に

改める。

付表 1 1 中

「

事業所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 - )			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
当該事業の実施について定めてある定款又は寄附行為の条文				第 条第 項第 号	

を

「

事	フリガナ				
	名 称				

業 所	所在地	(郵便番号          —                  )			
	連絡先	電話番号		FAX番号	

に

改める。

様式 1 - 1 を次のように改める。

様式 1 - 1 削除

様式 6 - 1 及び様式 6 - 2 中

「

記

役員等名簿			
ふりがな 氏名	生年月日	ふりがな 住 所	押印
	役職名・呼称	T E L                  F A X	

を

備考 当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び事業所を管理する者について記入・押印してください。

削る。

様式 6 - 3 中

「

記

役員等名簿
-------



ふりがな氏名	生年月日	ふりがな住所		押印
	役職名・呼称	TEL	FAX	

を

備考 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入・押印してください。」

削る。

様式6-4中

記

役員等名簿				
ふりがな氏名	生年月日	ふりがな住所		押印
	役職名・呼称	TEL	FAX	

を


備考 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者  
 しい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業  
 務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するも  
 のと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入・押印してください。」

削る。

様式第 1 号中

「 (2) その他特記事項

【添付書類】

- 1 登記簿謄本及び定款（写し）又は寄付行為（写し）
- 2 役員一覧表（様式 1 - 1）
- 3 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（様式 1 - 2）
- 4 就業規則
- 5 管理者等経歴書（様式 1 - 3）
- 6 従業員一覧表（様式 1 - 4）
- 7 事業所の位置図
- 8 事業所の図面
- 9 賃貸借契約書（写し）、不動産登記簿謄本
- 10 備品リスト（様式自由）
- 11 建築基準確認済証
- 12 資産を証明する書類（決算調書及び銀行残高証明書）
- 13 利用者見込数の積算書類（様式自由）
- 14 収支予算書兼償還計画書（様式 1 - 5）
- 15 資金計画の状況（様式 1 - 6）
- 16 運営規程（案）、重要事項説明書（案）、契約書（案）
- 17 介護サービス計画、サービス提供記録の様式
- 18 非常災害対策計画
- 19 苦情処理対応マニュアル
- 20 事故防止・事故発生対応マニュアル
- 21 衛生管理・感染症対策マニュアル

「 (2) その他特記事項

【添付書類】

- 1 登記簿謄本又は条例等
- 2 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（様式1-2）
- 3 就業規則
- 4 管理者等経歴書（様式1-3） に
- 5 従業員一覧表（様式1-4）
- 6 事業所の位置図
- 7 事業所の図面
- 8 備品リスト（様式自由）
- 9 建築基準確認済証
- 10 利用者見込数の積算書類（様式自由）
- 11 収支予算書兼償還計画書（様式1-5）
- 12 資金計画の状況（様式1-6）
- 13 運営規程（案）、重要事項説明書（案）、契約書（案）
- 14 介護サービス計画、サービス提供記録の様式
- 15 非常災害対策計画
- 16 苦情処理対応マニュアル
- 17 事故防止・事故発生対応マニュアル
- 18 衛生管理・感染症対策マニュアル 』

改める。

#### 附 則

この告示は、平成31年3月22日から施行する。

綾部市告示第 3 0 号

綾部市森林整備地域活動支援交付金交付要綱（平成 1 4 年綾部市告示第 1 0 3 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 3 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成 1 4 年 3 月 2 9 日付け 1 3 林政企第 1 1 8 号。農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）」、森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用（平成 1 4 年 3 月 2 9 日付け 1 3 林政企第 1 1 9 号。林野庁長官通知。以下「実施要領の運用」という。）」を「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成 3 0 年 3 月 3 0 日付け 2 9 林政経第 2 4 9 号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）」に改める。

第 2 条第 1 項中「次に掲げる協定」を「実施要領別表 1 の I の 2 の 1 の（2）の①のイ、②のイ及び③のイの規定に基づく協定」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項を削る。

第 4 条の表中

「

	2 不在村森林所有者が所有する森林	7, 0 0 0 円（GPS による境界確定を行った森林にあっては、1 5, 5 0 0 円）を 1 に定める交付単価に加えた交付単価	を
施業集約化の促進		1 5, 0 0 0 円	

を

「

	2 不在村森林所有者が所有する森林	7, 0 0 0 円（GPS による境界確定を行った森林にあっては、1 5, 5 0 0 円）を 1 に定める交付単価に加えた交付単価	に
	3 間伐促進	1 5, 0 0 0 円	

に

」

改める。

第5条中「対象行為完了後遅滞なく」を「毎年度」に、「実施要領の運用第1の2の(3)、第2の2の(3)、第3の3又は第4の3」を「実施要領別表1のIの2の1の(2)の⑥のア」に改める。

第7条中「実施要領の運用第1の2の(7)のア、第2の2の(7)のア、第3の6の(1)又は第4の6の(1)に掲げる事項が発生した場合は」を「実施要領別表1のIの2の1の(2)の⑦のアの規定に基づき」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成31年3月22日から施行し、改正後の綾部市森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、平成30年度分の交付金から適用する。

綾部市告示第 3 1 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 3 項の規定に基づき、平成 3 1 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次により縦覧に供する。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧の場所 綾部市役所総務部税務課
- 2 縦覧の期間 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 5 月 3 1 日まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く)
- 3 縦覧の時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市告示第 3 2 号

地縁による団体「大島町東自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及び内容

代表者を 綾部市大島町沓田 9 番地 大 島 良 治 に変更する。

2 変更年月日

平成 3 1 年 3 月 2 3 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 3 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、平成 3 1 年 3 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 平成 3 1 年度綾部市一般会計予算
- 2 平成 3 1 年度綾部市市立診療所等特別会計予算
- 3 平成 3 1 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計予算
- 4 平成 3 1 年度綾部市国民健康保険特別会計予算
- 5 平成 3 1 年度綾部市介護保険特別会計予算
- 6 平成 3 1 年度綾部市後期高齢者医療特別会計予算
- 7 平成 3 1 年度綾部市駐車場特別会計予算
- 8 平成 3 1 年度綾部市簡易水道特別会計予算
- 9 平成 3 1 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計予算
- 1 0 平成 3 1 年度綾部市上水道事業会計予算
- 1 1 平成 3 1 年度綾部市下水道事業会計予算
- 1 2 平成 3 1 年度綾部市病院事業会計予算
- 1 3 平成 3 0 年度綾部市一般会計補正予算（第 7 号）
- 1 4 平成 3 0 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 5 平成 3 0 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 6 平成 3 0 年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 7 平成 3 0 年度綾部市簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 8 平成 3 0 年度綾部市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 9 平成 3 0 年度綾部市地域排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 2 0 平成 3 0 年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 2 1 平成 3 0 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 3 号）



綾部市告示第 3 4 号

綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、市内において社会福祉法人等が実施する社会貢献活動並びに民間の社会福祉施設（以下「施設」という。）における利用者の処遇及び福祉サービスの質の向上を促進し、もって地域において全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生き、共に支え合う社会の実現を図るため、社会福祉法人等に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱（平成 1 6 年京都府告示第 7 0 4 号。以下「府要綱」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業であって、綾部市内に所在する施設で実施するものとする。

- (1) 地域包括ケア推進事業
- (2) 地域課題解消事業
- (3) 災害対応力向上事業
- (4) 小規模法人等活動サポート事業

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体からの委託を受けて実施する事業及び国、地方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金その他の給付金（この要綱に基づく補助金及び前項各号に掲げる事業を対象として京都府及び他市町村が交付する補助金を除く。）の交付を受けて実施する事業については、補助金の交付の対象としない。

(補助金交付の要件)

第 4 条 事業実施法人等が補助金の交付を受けるためには、府要綱第 4 条に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

(補助対象事業等)

第 5 条 補助対象事業、補助対象事業の基準額（以下「補助基準額」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表に定めるところとする。

2 一の社会福祉法人等が第 3 条第 1 項各号に掲げる事業のうち 1 又は 2 以上の事業を一

の年度において実施する場合における補助基準額の合計額については、336万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助対象事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた社会福祉法人等(以下「補助事業者」という。)が、補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ綾部市地域共生社会実現サポート事業補助事業変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者が、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ綾部市地域共生社会実現サポート事業補助事業中止(廃止)申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金事業実績報告書(様式第5号)を補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の処分)

第12条 補助事業者は、府要綱第14条第1項に定める期間を経過する日以前に、同項

の規定により処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときには、綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金に係る取得財産処分承認申請書(様式第7号)により市長に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年3月28日から施行する。  
(綾部市民間保育所等補助金交付要綱の一部改正)
- 2 綾部市民間保育所等補助金交付要綱(昭和51年綾部市告示第37号。以下「旧要綱」という。)の一部を次のように改正する。  
第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。  
(経過措置)
- 3 この告示による改正前の旧要綱の規定に基づき、平成29年度に補助を受けて実施した旧要綱第3条に規定する事業(民間社会福祉施設サービス向上補助金交付要綱の一部を改正する告示(平成30年京都府告示第559号。以下「府改正要綱」という。)による改正前の民間社会福祉施設サービス向上補助金交付要綱別表第2の5の項に係る部分に限る。)で、引き続き平成30年度以降において実施するものについては、平成39年度まで、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な読み替えは、府改正要綱附則第3項の定めるところによる。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率
1 地域包括ケア 推進事業	1施設当たり44万円と対 象経費の実支出額とを比較 していずれか少ない方の額	報償費、旅費、役務費、需 用費、委託費、使用料及び	4分の1以内
2 地域課題解消 事業		賃借料その他市長が特に 必要と認める経費	4分の1以内
3 災害対応力向 上事業		報償費、旅費、需用費、役 務費、使用料及び賃借料、 備品購入費その他市長が 特に必要と認める経費	4分の1以内
4 小規模法人等 活動サポート事 業	1施設当たり40万円と対 象経費の実支出額とを比較 していずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、委 託費、使用料及び賃借料 その他市長が特に必要と 認める経費	4分の1以内

備考 一の施設において補助対象事業の欄に掲げる1から3までの事業のうち複数の事業を実施する場合の補助基準額は、それぞれの事業に係る対象経費の実支出額の合計額と44万円とを比較していずれか少ない方の額とする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者の住所

申請者の名称

代表者氏名

印

年度綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額

事業区分	補助対象経費	交付申請額
地域包括ケア推進事業	円	円
地域課題解消事業		
災害対応力向上事業		
小規模法人等活動サポート事業		
合 計		

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業に係る予算書（見込書）の抄本
- (3) 人材確保・苦情解決等の取組に係る関係書類
- (4) 前年度の資金収支計算書又は内部留保額が分かる書類
- (5) 小規模法人等活動サポート事業を申請する場合は、小規模法人等であることが分かる書類
- (6) その他参考になる書類

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

綾部市長



年度綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金について、下記のとおり交付決定しましたので、通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

(内訳)

事業区分	交付決定額
地域包括ケア推進事業	円
地域課題解消事業	
災害対応力向上事業	
小規模法人等活動サポート事業	
合 計	

2 交付の条件

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者の住所

申請者の名称

代表者氏名

印

年度綾部市地域共生社会実現サポート事業補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内訳

事業区分	変更前補助対象経費	変更前交付決定額	変更後補助対象経費	変更交付申請額
地域包括ケア推進事業	円	円	円	円
地域課題解消事業				
災害対応力向上事業				
小規模法人等活動サポート事業				
合 計				

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業に係る予算書（見込書）の抄本
- (3) その他参考になる書類

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者の住所  
 申請者の名称  
 代表者氏名 印

年度綾部市地域共生社会実現サポート事業補助事業  
 中止（廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金に係る補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）する事業の内訳

事業区分	補助金交付決定の額	中止（廃止）の時期
地域包括ケア推進事業	円	
地域課題解消事業		
災害対応力向上事業		
小規模法人等活動サポート事業		
合 計		

3 添付資料

中止（廃止）に係る関係書類



様式第5号（第10条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者の住所

申請者の名称

代表者氏名



年度綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金に係る実績を下記のとおり報告します。

記

1 実績報告額

事業区分	補助金交付決定額	補助対象経費	補助金額
地域包括ケア推進事業	円	円	円
地域課題解消事業			
災害対応力向上事業			
小規模法人等活動サポート事業			
合 計			

2 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 補助事業に係る決算書（見込書）の抄本
- (3) その他参考になる書類

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者の住所  
申請者の名称  
代表者氏名 ㊟

年度綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金に係る消費税及び  
地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた上記補助事業に  
関する 年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定しましたので、綾  
部市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱に基づき、報告します。

記

- 1 補助金額  
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕  
入控除税額  
円
- 4 補助金返還相当額  
円

注 別紙として積算の内訳を添付してください。

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

綾部市長 様

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名 ㊟

年度綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金に係る取得  
財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった上記補助事業  
に関し、下記の財産を処分したいので、綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金交  
付要綱に基づき、承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処 分 の 方 法
- 4 処 分 の 理 由

綾部市告示第 3 5 号

綾部市工作物の設置等のための造成行為に関する指導要綱を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市工作物の設置等のための造成行為に関する指導要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市における太陽光発電施設をはじめとする工作物の設置等のために行う土地の造成において、市及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の秩序ある発展と安全で災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工作物等 土地に定着する工作物のうち、建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)第 2 条に定める建築物以外のものをいう。
- (2) 造成行為 前号に定める工作物等の設置のために土地の区画若しくは形状を変更する行為又は土地利用に当たって雨水流出が別に定める基準以上となる行為をいう。ただし、都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為を除く。
- (3) 事業者 造成行為を行おうとする者又は造成行為を行う者をいう。
- (4) 工事施行者 事業者から造成行為に関する設計、施工、監理その他工事等を請け負った者又は当該請負工事の下請負をする者をいう。
- (5) 造成区域 造成行為をする土地の区域をいう。
- (6) 造成計画 造成行為の計画をいう。
- (7) 公共施設 都市計画法第 4 条第 1 4 項に規定する施設をいう。
- (8) 近隣住民 造成区域に隣接する土地若しくは当該土地に存する建築物を所有する者、当該建築物に居住する者又は当該土地若しくは建築物において事業を営む者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、この要綱に基づき事業者に対して必要な助言又は指導を行うものとする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、安全で災害に強いまちづくりを推進し、造成行為の実施による周辺環境への影響を軽減するため、自らの責任と負担において必要な措置を講じるとともに、この要綱の目的を達成するために市が行う施策に協力しなければならない。

(適用範囲)

第5条 この要綱は、本市の区域において行う造成区域の面積が1,000平方メートル以上の造成行為を施行する事業者に対し適用する。ただし、区画又は形状の変更を伴わない造成行為の場合は、適用する造成区域の面積を3,000平方メートル以上とする。

2 造成行為の完了後1年以内に隣接して造成行為が行われる場合は、一体的な造成行為としてこの要綱を適用する。

(適用除外)

第6条 次に掲げる造成行為については、この要綱を適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体等が行うもの
- (2) 造成行為に関して他法令の許可等を受けて行うもの
- (3) 災害復旧及びその対策のために必要な応急措置として行うもの
- (4) 仮設工作物等の設置に伴う造成行為で1年以内に除却又は復旧が見込まれるもの
- (5) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が認めたもの

(近隣住民等への説明)

第7条 事業者は造成計画の周知を図るため、造成計画について、次に掲げる者に対して、説明会の開催その他の方法によって、説明しなければならない。

- (1) 近隣住民
- (2) 造成区域に属する地区の自治会の代表者
- (3) 造成計画に対して利害を有する者で市長が必要と認める者

(造成計画の協議)

第8条 事業者は、造成行為を行う前に、別に定めるところにより市長に造成計画について協議しなければならない。

(覚書の締結)

第9条 市長は、前条の協議が成立したときは、事業者と覚書を締結するものとする。

(工事完了の届出)

第10条 事業者は、造成計画協議書に基づく工事が完了したときは、別に定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(公共施設の整備及び引継ぎ等)

第11条 事業者は、公共施設の整備を施行するときは、当該公共施設(その用に供する土地を含む。以下同じ。)の整備及びその引継ぎに関し、当該公共施設の管理者又は当該公共施設を引継ぎ管理することとなる者と、あらかじめ協議の上、施行しなければならない。

2 前項の整備は、原則事業者の負担において施行しなければならない。

3 事業者は、公共施設の引継ぎが完了するまでの間、事故防止に留意し、適正な維持管理に努めなければならない。この場合において、当該公共施設の整備又は管理に瑕疵があったときは、事業者の責任において補修を行わなければならない。

(土地利用計画)

第12条 事業者は、造成区域周辺に土地を所有し又は取得を計画している場合及び造成区域と併せ一体的な計画が見込まれる土地がある場合は、造成区域のみに着目することなく、これら全体の土地利用計画を明確にし、安全で災害に強いまちづくりのため総合

的な土地利用が図れるよう市長と協議しなければならない。

(環境の保全)

第13条 事業者は、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に努めなければならない。

(災害等の防止)

第14条 事業者及び工事施行者は、造成区域及びその周辺地域における地形、地質、過去の災害の状況等に関する調査を事前に行い、がけ崩れ、土砂の流出、出水、浸水、地盤の沈下その他造成行為に起因する災害を防止するため、別に定める基準により必要な措置を講じなければならない。

2 事業者及び工事施行者は、造成行為の実施に起因する災害が発生し、又は発生しようとしているときは、これを防止し、拡大することのないよう迅速に適切な措置を講じなければならない。

(公害の防止)

第15条 事業者及び工事施行者は、造成行為の施工に当たり生じる騒音及び振動並びに施工後に生じる日照に関する障害、電波障害、通風障害その他周辺地域の生活環境に及ぼす影響の軽減に努め、当該造成行為によりこれらの障害、影響が発生したとき及び造成行為の工事等により公共施設に障害が発生したときは、迅速に適切な措置を講じなければならない。

(文化財の保護)

第16条 事業者は、文化財等の区域及び周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する土地並びにその周辺において造成行為を行う場合は、あらかじめ綾部市教育委員会と協議し、適切な措置を講じなければならない。

(治水対策)

第17条 事業者は、造成区域及びその周辺地域において、雨水排水の流出を抑制するため、別に定める基準により必要な措置を講じなければならない。

(法令遵守)

第18条 事業者は、造成計画をこの要綱及び関係法令に適合するよう計画しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成31年3月28日から施行し、平成31年7月1日以後に着工する造成行為から適用する。

綾部市告示第 3 6 号

綾部市不当要求行為等対策委員会設置要綱（平成 1 6 年綾部市告示第 1 2 7 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条第 2 項中「総務部長」を「企画総務部長」に改める。  
別表中「総務部長」を「企画総務部長」に、「企画財政部長」を「市長公室長」に改める。

附 則

この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 37 号

綾部市地域総合整備資金貸付要綱（平成 8 年綾部市告示第 17 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 28 日

綾部市長 山崎 善也

第 2 条第 1 項第 3 号中「5 人以上」を「1 人以上」に改め、同項第 4 号中「1 億円以上」を「1 千万円以上」に改め、同項第 5 号中「3 年以内」を「5 年以内」に改め、同条第 2 項第 2 号中「第 4 項に定める風俗関連営業」を「第 5 項に定める性風俗関連特殊営業」に改める。

第 4 条第 1 項中「2 千万円以上」を「3 百万円以上」に、「7 億 5 千万円」を「10 億 5 千万円」に、「11 億 2 千万円」を「15 億 7 千万円」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 貸付対象事業一件当たりの貸付額は、貸付対象費用から国庫補助金等の額を控除した額（用地取得費は設備投資の総額の 3 分の 1 の額を限度として算定する。）の 35 パーセントを限度とする。

第 4 条第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 貸付対象事業一件当たりの試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。）に対する貸付額は、当該貸付対象事業一件当たりの貸付額の総額の 20 パーセント（貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては 50 パーセント）未満とする。

4 地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）において実施される貸付対象事業に係る第 1 項の適用については、当分の間、同項中「10 億 5 千万円」とあるのは「13 億 1 千万円」と、「15 億 7 千万円」とあるのは「19 億 6 千万円」とする。

第 6 条中「3 年以内」を「5 年以内」に改める。

第 11 条中「第 5 号、第 6 号、第 8 号、第 9 号又は第 10 号」を「第 3 号、第 5 号又は第 6 号」に改める。

第 18 条を第 19 条とし、第 15 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（事情変更による決定の取消し）

第 15 条 市長は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた



申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とすることとする。

3 前項の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

様式第8号中「平成」を削る。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市告示第 38 号

綾部市税等口座振替収納事務取扱要領（平成 15 年綾部市告示第 12 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 28 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 項中「、下水道事業受益者負担金、農業集落排水施設使用料、浄化槽使用料」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 下水道事業受益者負担金、農業集落排水施設使用料及び浄化槽使用料に係る平成 30 年度の収入及び支出については、なお従前の例による。

綾部市告示第 39 号

綾部市障害者自立支援医療特別対策費支給事業実施要綱（平成 19 年綾部市告示第 138 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 28 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 2 号及び第 3 号中 「明治  
大正  
昭和  
平成」 を削る。

様式第 4 号中 「綾部市役所福祉課  
電話番号 0773-42-3280  
住 所 〒623-8501  
綾部市若竹町 8 番地の 1」 を削る。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第40号

綾部市障害児者日常生活用具給付事業実施要綱（平成12年綾部市告示第27号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

別表第1中

その他福祉用具	用具代の実費（年額60,000円まで）	身体障害者。重度又は最重度の知的障害者 難病患者等 （6歳以上）	障害者のために専用開発された用具であり、障害者の自立を促進し、又は介護者の負担の軽減を図ることができ、あるいはリハビリ訓練等の効果を上げることができるもの	—	及び
エアコンディショナー	150,000円	身体障害2級以上。（体温調節機能に障害があり、自ら体温調整をすることが困難で室温の調整をする必要があると医師が認めた者）	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	10年	を
削り、					
盲人用体温計（音声式）	9,000円	視覚障害2級以上 （6歳以上）	視覚障害児者が容易に使用し得るもの	5年	を
盲人用体温計（音声式）	9,000円	視覚障害2級以上 （6歳以上）	視覚障害児者が容易に使用し得るもの	5年	に
盲人用血圧計（音声式）	15,000円	視覚障害2級以上 （18歳以上）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	

」

改める。

別表第 2 中「（その他福祉用具については、給付費用の 5 割）」を削り、「その他福祉用具については、給付費用の 5 割。ストーマ用装具及び紙オムツについては、0 円」を「ストーマ用装具及び紙オムツについては、0 円」に改める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第41号

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱（平成28年綾部市告示第132号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

第4条第1項第2号中「50,000円」を「30,000円」に「300,000円を限度」を「180,000円を限度」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市告示第42号

綾部市資源ごみ回収補助金交付要綱（平成10年綾部市告示第36号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

題名中「資源ごみ」を「資源」に改める。

第1条から第6条までの規定中「資源ごみ」を「資源」に改める。

第7条中「3円」を「5円」に改める。

第8条第1項、第9条及び第10条中「資源ごみ」を「資源」に改める。

様式第1号から様式第6号までの規定中「資源ごみ」を「資源」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市告示第43号

綾部市工業団地工業用地譲受人選考委員会規程（平成12年綾部市告示第32号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

別表中

「

委員	企画財政部長
	総務部長

を

」

「

委員	企画総務部長
----	--------

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。



綾部市告示第 4 4 号

綾部市中小企業生産設備リース導入支援助成金交付要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条第 3 項第 1 号中「平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日」を「平成 3 3 年 1 2 月 3 1 日」に改める。

様式第 1 号中

「

綾部市中小企業生産設備リース導入支援助成金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

」

「

綾部市中小企業生産設備リース導入支援助成金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

なお、綾部市が綾部市中小企業生産設備リース導入支援助成金の交付決定に必要な市税の情報を閲覧することに同意します。

」

改め、「(5) 市税の完納証明書」を削る。

附 則

この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条第 3 項第 1 号の規定は、平成 3 1 年 1 月 1 日以降においてリースを開始した生産設備から適用する。

綾部市告示第 4 5 号

綾部市上下水道料金の口座振替収納事務取扱要綱（昭和 4 9 年綾部市告示第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

題名中「上下水道料金」を「上下水道料金等」に改める。

第 1 条中「上下水道料金」を「上下水道料金等」に改める。

第 2 条（見出しを含む。）中「上下水道料金」を「上下水道料金等」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（ 5 ）綾部都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例（平成 6 年綾部市条例第 2 1 号）

第 6 条に規定する負担金

第 3 条中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改め、同条第 5 号中「関西アーバン銀行福知山支店」を「関西みらい銀行福知山支店」に改める。

第 4 条中「上下水道料金」を「上下水道料金等」に改める。

第 6 条第 1 項中「。以下「依頼書」という。」を削り、「（様式第 2 号。以下「申込書」という。）」を「（様式第 2 号）又は下水道事業受益者負担金口座振替依頼書（様式第 1 号の 2）及び下水道事業受益者負担金口座振替申込書（様式第 2 号の 2）」に改め、「、申込書」の次に「（前項に規定する上下水道料金口座振替申込書（様式第 2 号）及び下水道事業受益者負担金口座振替申込書（様式第 2 号の 2）をいう。以下同じ。）」を、「、依頼書」の次に「（前項に規定する上下水道料金口座振替依頼書（様式第 1 号）及び下水道事業受益者負担金口座振替依頼書（様式第 1 号の 2）をいう。以下同じ。）」を加える。

第 7 条第 1 項中「上下水道料金」を「上下水道料金等」に改める。

第 8 条第 1 項中「綾部市水道事業会計規程」を「綾部市上下水道事業会計規程」に改め、同項ただし書中「上下水道料金」を「上下水道料金等」に改める。

第 1 0 条から第 1 3 条までの規定中「上下水道料金」を「上下水道料金等」に改める。

様式第 1 号中「綾部市水道事業管理者」を「綾部市長」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第1号の2（第6条関係）

下水道事業受益者負担金口座振替依頼書

年 月 日

金融機関名

御中

依頼人名 (受益者)	フリガナ		
	㊟		
住 所			
電 話 番 号	( )	—	自宅・勤務先
受益者コード (通知書番号)		支払方法	1年分 ・ 期別 ※いずれかに○をつけてください。

綾部市へ支払う下水道事業受益者負担金を、同市制定の口座振替制度により支払うことにしたいので、裏面約定に基づき、下記のとおり依頼します。

記

指 定 預 金 口 座	取扱金融機関名			
	支 店 名			
	種 類	普通預金 ・ 当座預金		
	番 号			
口 座 名 義 人	フリガナ		預 金 お届け印	㊟
	氏 名			
	住 所			
	電話番号	( )	—	自宅・勤務先
口座振替指定日	納付月の末日			

取扱金融機関使用欄

振替指定日

納付月の末日	検印	印鑑照合	受付
--------	----	------	----

約 定

- 1 下水道事業受益者負担金の納入通知書が送付されたときは、貴機関において口座振替指定日に、表記の指定預金口座から納入通知書記載の金額をお支払ください。
- 2 前項の手續について、私は当座勘定取引約定又は普通預金約定に基づいて行う当座小切手の振出及び普通預金の払戻請求書の発行はいたしませんから、貴機関において適宜の方法でお取り扱いください。
- 3 口座振替指定日に指定預金口座の預金が不足することのないように、十分注意します。万一預金不足により口座振替ができないときは、直ちに預金をいたしますが、納入通知書を綾部市長へ返却されても異議ありません。
- 4 綾部市長が口座振替指定日及びその他の事項を変更する場合は、貴機関に通知がありますので、それに基づいてお取り扱いください。
- 5 私の都合により、この取扱いを解約する場合及び表記記載事項に変更がある場合は、貴機関へ通知します。
- 6 貴機関の都合により、この取扱いを解約されても異議ありません。なお、解約される場合及び表記記載事項に変更がある場合は、私と綾部市長とへ御通知ください。
- 7 この取扱いに関し、仮に紛議が生じても、貴機関には迷惑をかけません。

様式第 2 号中「綾部市水道事業管理者」を「綾部市長」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第2号の2（第6条関係）

下水道事業受益者負担金口座振替申込書

年 月 日

綾部市長 様

依頼人名 (受益者)	フリガナ		
	㊟		
住 所			
電 話 番 号	( )	—	自宅・勤務先
受益者コード (通知書番号)		支払方法	1年分 ・ 期別 ※いずれかに○をつけてください。

私が、綾部市へ支払うべき下水道事業受益者負担金を、貴市制定の口座振替制度により支払うことにしたいので、裏面約定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

指 定 預 金 口 座	取扱金融機関名		
	支 店 名		
	種 類	普通預金 ・ 当座預金	
	番 号		
口 座 名 義 人	フリガナ		
	氏 名		
	住 所		
	電話番号	( )	—
口座振替指定日	納付月の末日		



## 約 定

- 1 下水道事業受益者負担金の納入通知書は、口座振替指定日までに、表記の取扱金融機関へお送りください。口座振替指定日に表記の指定預金口座から納入通知書記載の金額を支払います。なお、口座振替済の通知は必要ありません。
- 2 口座振替指定日に、指定預金口座の預金が不足することのないように十分注意します。万一預金不足により口座振替ができないときは、直ちに預金をいたしますが、納入通知書を表記の取扱金融機関から貴市へ返却されても異議はありません。
- 3 口座振替指定日及びその他の事項を変更する場合は、表記の取扱金融機関へ御通知ください。また、口座振替指定日の変更については、私にも御通知ください。
- 4 貴市の都合により、この取扱いを解約されても異議はありません。なお、解約される場合は、私と表記の取扱金融機関とへ御通知ください。

様式第 3 号中「綾部市水道事業管理者」を「綾部市長」に、「上下水道料金の納入通知書等」を「（上下水道料金・下水道事業受益者負担金）の納入通知書等」に改める。

様式第 4 号中「上下水道料金口座振替」を「上下水道料金等口座振替」に、「綾部市水道事業管理者」を「綾部市長」に、「綾部市水道事業収納取扱金融機関」を「収納取扱金融機関」に、「上下水道料金の」を「（上下水道料金・下水道事業受益者負担金）の」に改める。

様式第 5 号中「上下水道料金振替」を「上下水道料金等振替」に、「綾部市水道事業出納取扱金融機関」を「出納取扱金融機関」に、「綾部市水道事業収納取扱金融機関」を「収納取扱金融機関」に、「上下水道料金の」を「（上下水道料金・下水道事業受益者負担金）の」に改める。

様式第 6 号中「上下水道料金」を「上下水道料金等」に、「綾部市水道事業管理者」を「綾部市長」に改める。

様式第 7 号中「上下水道料金」を「上下水道料金等」に改める。

様式第 8 号中「綾部市水道事業管理者の権限を行う者」を削り、「下記の水道使用料」を「下記の上下水道使用料等」に改め、

「（連絡先） 綾部市上下水道部上水道課 電話 0773-42-1815」を削り、

「  
水道使用料 を  
」

「  
に  
」

改め、

「（綾部市上下水道部上水道課 → 取扱金融機関）」を削る。

#### 附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。



綾部市告示第46号

綾部市特殊標章及び身分証明書の交付に関する要綱（平成19年綾部市告示第23号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

第18条中「総務課」を「防災担当課」に改める。

別表第2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第2、様式第3号及び様式第4号の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

綾部市告示第53号

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成9年綾部市条例第7号）第9条第1項の規定に基づき、平成31年度綾部市一般廃棄物処理計画を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

1 一般廃棄物処理計画の基本計画

廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

2 計画処理区域

綾部市全域を計画処理区域とする。

3 一般廃棄物の排出の状況

区 分	内 訳	数 量
ごみ関係	可燃ごみ	7,400 t
	不燃ごみ	950 t
	資源物(びん)	280 t
	〃(缶類)	80 t
	〃(ペットボトル)	80 t
	〃(白色トレイ)	2 t
	〃(衣類)	150 t
	粗大ごみ	500 t
	家電4品目	90 件
	有害ごみ(乾電池・蛍光管)	20 t
	泥	20 t
	計	9,572 t
し尿関係	し尿	8,100 kl
	し尿浄化槽汚泥	18,400 kl
	計	26,500 kl

4 一般廃棄物の処理主体

区 分	内 訳	収 集 運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分
ごみ関係	可燃ごみ	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)	
	不燃ごみ	綾部市(委託)		綾部市(直営・委託)
	資源物(びん)	綾部市(委託)		綾部市(売却・委託)
	〃(缶類)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(売却)
	〃(ペットボトル)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(委託)
	〃(白色トレイ)	綾部市(委託)		綾部市(委託)
	〃(衣類)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(委託)
	粗大ごみ	綾部市(直営)		綾部市(直営・委託)
	家電4品目	綾部市(直営)		製造業者
	有害ごみ(乾電池・蛍光管)	綾部市(委託)		綾部市(委託)
	泥	綾部市(直営)		綾部市(直営)
	有害鳥獣	福知山市(直営)	福知山市(直営)	綾部市(直営・委託)
	事業系一般廃棄物	事業者	綾部市(直営・委託)	
し尿関係	し尿	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)
	浄化槽汚泥	許可業者	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)

ごみ及びし尿の収集委託業者は、株式会社エフ・イーサービス及び早田グループ株式会社との2業者とする。

5 処理計画

【ごみ関係】

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

- (ア) 分別収集の徹底
- (イ) 地域集団回収の促進

イ 再資源化の数量及び方法

区 分	数 量	方 法
び ん	280 t	売却・処理委託
缶 類	80 t	売却
ペットボトル	80 t	売却・処理委託
白色トレイ	2 t	処理委託
衣 類	150 t	処理委託
集団回収	1,050 t	各地域で実施
計	1,642 t	

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数 量
可燃ごみ	5,400 t
不燃ごみ	450 t
資源物(び ん)	280 t
〃 (缶 類)	80 t
〃 (ペットボトル)	80 t
〃 (白色トレイ)	2 t
〃 (衣 類)	150 t
粗大ごみ	60 t
家電4品目	12 件
有害ごみ(乾電池・蛍光管)	20 t
泥	20 t
計	6,542 t

イ 収集区域の範囲及び収集回数

可燃ごみ	別表1	不燃ごみ	別表2
衣 類	別表3	資源物	別表4
有害ごみ	別表4	粗大ごみ	別表5
家電4品目	別表5	泥	別表6

ウ 収集の方法

可燃ごみ	ステーション方式	不燃ごみ	ステーション方式
衣 類	ステーション方式	資源物	ステーション方式
有害ごみ	ステーション方式	粗大ごみ	戸別収集方式
家電4品目	戸別収集方式	泥	戸別収集方式

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施設名	綾部市クリーンセンター		
所在地	綾部市野田町須知山110番地の10		
型式	固形燃料製造施設	可燃ごみ固形燃料化方式	
公称能力	固形燃料製造施設	50 t / 16 h	

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数 量
株式会社 エフ・イーサービス	2, 700 t
早田グループ 株式会社	2, 700 t
直接搬入	2, 000 t
計	7, 400 t

ウ 製造するごみ固形燃料の量 4, 100 t

エ 搬出するごみ、固形燃料の搬出先等

搬出するごみ、固形燃料	搬 出 量	搬 出 先
ごみ固形燃料	4, 100 t	兵庫県姫路市
木 類	220 t	三重県伊賀市 兵庫県たつの市
布 団 類	80 t	三重県伊賀市 京都府南丹市
有害鳥獣	50 t	京都府福知山市
刈 草・街路樹	100 t	京都府南丹市

(4) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

①処分場名 綾部市最終処分場  
 所在地 綾部市野田町須知山110番地の10  
 全体容量 78, 000 m<sup>3</sup>  
 残余容量 800 m<sup>3</sup>

②処分場名 綾部市第2最終処分場  
 所在地 綾部市野田町須知山33番1  
 全体容量 46, 000 m<sup>3</sup>  
 残余容量 45, 810 m<sup>3</sup>

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量及び年間埋立量

区 分	数 量	
株式会社 エフ・イーサービス	220 t	
早田グループ 株式会社	220 t	
直 営	覆 土	500 t
	中間処理残渣	500 t
	汚泥残渣	70 t
	粗大ごみ	25 t
	泥	20 t
直 接 搬 入	460 t	
福知山市 (中間処理残渣)	5 t	
年 間 埋 立 容 量	3, 500 m <sup>3</sup>	

ウ 埋立計画

埋立方法 セル方式

【し尿関係】

(1) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数	量
し 尿		8, 1 0 0 kl
浄 化 槽 汚 泥		1 8, 4 0 0 kl
計		2 6, 5 0 0 kl

イ 収集区域の範囲及び収集回数

し 尿 く み 取 り 別表 7～8

浄 化 槽 汚 泥 綾部市全域随時

ウ 収集の方法

戸別収集方式

(2) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施 設 名 綾部市衛生公苑  
 所 在 地 綾部市里町久田 2 1 番地の 1 7  
 型 式 好気性消化処理方式  
 公 称 能 力 6 0 kl/日

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数	量
株式会社エフ・イーサービス		1 5, 9 0 0 kl
早田グループ株式会社		1 0, 6 0 0 kl
計		2 6, 5 0 0 kl

ウ 残渣の量及び処分方法

残 渣 の 量 1 0 0 m<sup>3</sup>

処 分 方 法 埋立処分

【生活排水処理】

浄化槽で処理する区域及び人口

市内一円 7, 1 4 2 人

集落排水で処理する区域及び人口

西八田 東八田 物部東部 志賀郷 豊里東部 口上林 高槻 山家 吉美 物部 高谷  
 地区

4, 6 3 1 人

コミュニティ・プラントで処理をする区域及び人口

栗橋地区 9 8 人

下水道で処理する区域及び人口

中筋・綾部・吉美地区の一部 1 5, 1 7 5 人

【その他】

住民に対する広報・啓発活動

※ 年間の収集日程表及びごみ分別表（別紙 9）を各戸配布

6 処理計画適用開始期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

(別表1)

1 可燃ごみ

(2019年4月1日～2020年3月31日)

曜日	収 集 地 域
月・木	山家地区 口上林地区 中上林地区 奥上林地区 寺町東 寺町西 上野町 上野団地 綾部合同宿舎 田野町 野田町 並松町 紫水ヶ丘
火・金	東本町 西本町 上町 本町4・5・6・7・8丁目 広小路 新広小路 宮代町 明知町 田町 新町 新宮町 幸通 駅前 月見町 天神町 南西町 北西町 中ノ町 川糸町 綾中町 若松町 西町団地 西新町 青野町 弥生団地 井倉新町団地 東・中・西神宮寺 相生町 グランブルー グンゼ 味方町 市役所

【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】

曜日	収 集 地 域
月・木	物部地区 志賀郷地区 豊里地区 吉美地区 井倉町 プレシラス 七百石(大谷)
火・金	東八田地区 西八田地区 中筋地区

【収集委託業者 早田グループ(株)】

年末特別収集日

月・木コース 12月29日(日)

火・金コース 12月30日(月)

(別表2)  
2 不燃ごみ

(2019年4月1日～2020年3月31日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
												Aエリア 奥上林地区 山家地区
3	8	5	3	7月31日	4	2	6	4	8	5	4	寺町東 寺町西 田野町 上野町 上野団地 綾部合同宿舎 田町 新宮町 新町 東・中・西神宮寺 月見町 西町団地 紫水ヶ丘 並松町 野田町 味方町
												Bエリア 中上林地区 口上林地区
17	22	19	17	21	18	16	20	18	22	19	18	川糸町 東本町 西本町 上町 本町4・5・6・7・8丁目 明知町 北西町 南西町 若松町 中ノ町 西新町 天神町 幸通 広小路 新広小路 相生町 宮代町 駅前 青野町 弥生団地 井倉新町団地 綾中町 グランブルー グンゼ 市役所

【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
												Aエリア 吉美地区 豊里地区 物部地区 志賀郷地区
3	8	5	3	7月31日	4	2	6	4	8	5	4	井倉町 プレシラス 七百石(大谷)
												Bエリア 東八田地区 西八田地区 中筋地区
17	22	19	17	21	18	16	20	18	22	19	18	

【収集委託業者 早田グループ(株)】

(別表3)

3 衣類収集

(2019年4月1日～2020年3月31日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
												Aエリア 奥上林地区 山家地区
10	15	12	10	7	11	9	13	11	15	12	11	寺町東 寺町西 田野町 上野町 上野団地 綾部合同宿舎 田町 新宮町 新町 東・中・西神宮寺 月見町 西町団地 紫水ヶ丘 並松町 野田町 味方町
												Bエリア 中上林地区 口上林地区
24	29	26	24	28	25	23	27	25	29	26	25	川糸町 東本町 西本町 上町 本町4・5・6・7・8丁目 明知町 北西町 南西町 若松町 中ノ町 西新町 天神町 幸通 広小路 新広小路 相生町 宮代町 駅前 青野町 弥生団地 井倉新町団地 綾中町 グランブルー ゲンゼ

【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
												Aエリア 吉美地区 豊里地区 物部地区 志賀郷地区
10	15	12	10	7	11	9	13	11	15	12	11	井倉町 プレシラス 七百石(大谷)
												Bエリア 東八田地区 西八田地区 中筋地区
24	29	26	24	28	25	23	27	25	29	26	25	

【収集委託業者 早田グループ(株)】



(別表4)

## 4 資源及び有害ごみ

(2019年4月1日～2020年3月31日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域 及 び 業 者 名	
												【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】	【収集委託業者 早田グループ(株)】
2	7	4	2	7月31日	3	1	10月31日	11月29日	12月27日	1月31日	3	上町 東本町 西本町 本町4・5・6・7・8丁目 明知町 宮代町	井倉町 プレシラス タ陽ヶ丘
3	8	5	3	1	4	2	1	3	7	4	4	相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 西町団地	高津町 岡町
4	9	6	4	2	5	3	6	4	8	5	5	青野町	大島町東 大島町中 大島町西 鳥ヶ坪
5	10	7	5	6	6	4	7	5	9	6	6	綾中町 川糸町 野田町 並松町 グランブルー ゲンゼ	延町 上延町 安場町
9	14	11	9	8	10	8	8	6	10	7	10	弥生団地 井倉新町団地 北西町 南西町 駅前 新町 田町 新宮町	上位田 中位田 下位田 旭ヶ丘 栗上 栗橋 栗揚
11	16	13	11	9	12	10	12	10	14	13	12	月見町 東・中・西神宮寺	栗町 豊里 小西 石原 小貝 湯殿 私市東 私市
12	17	14	12	16	13	11	14	12	16	14	13	上野町 田野町 綾部合同宿舎 上野団地	館 今田 高谷 上市 岸田 西坂 白道路
16	21	18	17	20	17	16	15	13	17	18	17	若松町 寺町東 寺町西 市役所	志賀郷地区全域 七百石(大谷)
17	22	19	18	21	18	17	19	17	21	19	18	奥上林地区全域 弓削 大町	岡倉 栗町(大谷・大野) 大畠 鍛冶屋 中 日向 本城奥 下市 須波伎 新庄
18	23	20	19	22	19	18	20	18	22	20	19	第一区 石橋 馬場 山田 竹原 瀬尾谷 片山 旭町 大町(大杉) 遊里 清水 睦志 辻 水梨 市野瀬 市志	有岡町 里町 多田町 高倉町 小呂町 星原町
19	24	21	23	23	20	24	21	19	23	21	24	浅原 小田 西屋 神谷 日置谷 殿 引地 真野 寺町 東山町 鷹栖町(奈留)	上八田 七百石(大日) 中筋 岡安 湊垣
23	28	25	25	27	24	25	22	20	24	25	26	西原町 鷹栖町(長瀬) 口上林地区全域	中山 安国寺 新町 中町 上町 鐘鑄場 高槻 大石 愛宕 七百石
25	30	27	26	29	26	29	26	24	28	27	27	橋上町 広瀬町 釜輪町 戸奈瀬町 上原町 下原町 下替地町 和木町 鷹栖町	内谷 大野 延近 門 久保 施福寺 小嶋 黒谷 八代 下八田 あやべ台
26	31	28	30	30	27	30	28	26	30	28	31	紫水ヶ丘 味方町	鳥居野 野瀬 下村 中川原 大又 見内 桜が丘一丁目 桜が丘二丁目

(別表5)

5 粗大ごみ

(2019年4月1日～2020年3月31日)

4月5日	6月28日	上町、東本町、西本町、本町4・5・6・7・8丁目、明知町、宮代町、相生町、幸通、中ノ町、広小路
9月20日	12月6日	新広小路、西新町、天神町、西町団地、紫水ヶ丘、味方町
4月12日	7月5日	グランブルー、グンゼ、青野町、綾中町、川糸町、野田町、並松町、井倉町、プレシラス
9月27日	12月13日	
4月19日	7月12日	弥生団地、井倉新町団地、北西町、南西町、駅前、新町、田町、新宮町、月見町、東・中・西神宮寺
10月4日	12月20日	上野町、田野町、綾部合同宿舎、上野団地、若松町、寺町東、寺町西
4月26日	7月19日	中筋1地区(大島町東、大島町中、大島町西、高津町)
10月11日	12月27日	
5月10日	7月26日	中筋2地区(岡町、延町、鳥ヶ坪、上延町、安場町、夕陽ヶ丘)
10月18日	2月7日	
5月17日	8月2日	豊里地区全域
10月25日	2月14日	
5月24日	8月9日	物部地区全域 志賀郷地区全域
11月1日	2月21日	
5月31日	8月23日	吉美地区全域 西八田地区全域
11月8日	2月28日	
6月7日	8月30日	東八田地区全域
11月15日	3月6日	
6月14日	9月6日	山家地区全域 口上林地区全域
11月22日	3月13日	
6月21日	9月13日	中上林地区全域 奥上林地区全域
11月29日	3月27日	

(別表6)

6 泥 (収集地域 綾部地区及び中筋地区)

(2019年4月1日～2020年3月31日)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
綾部地区1	8	13	10	8	5	9	15	11	9	14	10	9
綾部地区2	22	27	24	22	26	24	28	25	23	27	25	23

綾部地区1	並松町 上町 東本町 西本町 寺町東 寺町西 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 野田町 南西町 北西町 川糸町 綾中町 若松町 西町団地 田町 新町 新宮町 青野町 弥生団地 井倉新町団地 グランブルー グンゼ 味方町 紫水ヶ丘
-------	--

綾部地区2	本町4・5・6・7・8丁目 広小路 新広小路 宮代町 明知町 幸通 駅前 月見町 天神町 中ノ町 西新町 東・中・西神宮寺 相生町 井倉町 プレシラス 中筋地区全域
-------	---

綾部地区1は西町、田町を含む西町筋から東側の地域

綾部地区2は西町、田町を含まない西町筋から西側の地域

(別表7)

# 平成31年度 エフ・イーサービスし尿収集日程表

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
2	8	4	2	2	3	2	6	3	7	4	3	野田町、並松町 上町、寺町東
3	9	5	3	6	4	3	7	4	8	5	4	広小路、新広小路、田町 西神宮寺、西本町、中神宮寺 相生町、本町7・8丁目
4	10	6	4	7	5	8	8	5	9	6	5	新宮町、新町、北西町 天神町、若松町、川糸町 綾中町
9	14	7	9	8	10	9	12	6	10	7	10	本町4・5・6丁目、南西町 駅前、東神宮寺、中ノ町 幸通、西新町
10	15	11	10	9	11	10	13	10	15	12	11	宮代町、明知町、岡町、延町 上延町、夕陽ヶ丘、烏ヶ坪
11	16	12	11	16	12	16	14	11	16	13	12	井倉町、弥生団地 大島町、高津町、安場町
12	17	13	17	21	13	17	15	12	17	14	17	青野町
16	21	18	18	22	18	18	20	13	21	18	18	寺町西(1組~26組及び31組~)
17	22	19	24	26	19	24	21	17	22	19	19	月見町、東本町 味方町(1組及び18組~21組)
18	23	20	25	27	20	25	25	18	23	20	25	味方町(2組~17組)
24	24	26	29	28	26	28	26	19	29	21	26	田野町
25	29	27	30	29	27	29	27	20	30	27	27	上野町、寺町西(27組~30組)
26	30	28	31	30	30	30	28	25	31	28	30	紫水ヶ丘

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
1	7	3	1	1	2	1	1	2	6	3	2	奥上林地区全域
8	13	10	8	5	9	7	5	9	14	10	9	口上林地区全域 中上林地区(一区、真野 浅原、小田、引地、西屋)
15	20	17	16	13	17	15	11	16	20	17	16	中上林地区 (一区、真野、浅原、小田 引地、西屋を除く)
22	27	24	22	19	24	21	18	23	27	25	23	山家地区(西原、旭町、和 木、下替地、上原、下原)
23	28	25	23	20	25	23	19	24	28	26	24	山家地区(広瀬、鷹栖、東 山、橋上、釜輪、戸奈瀬)

### ◎ お願い事項

- くみ取券の取扱いは下記のことにご注意してください。
  - 事前に細かい単位の券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
  - 当日くみ取口付近のよく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。券が出ていない時は、くみ取りを行いませんので、ご注意ください。
  - くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
  - 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要となります。ご準備をお願いします。
- 随時くみ取りの申込み方法について
  - 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑(TEL 4 2 - 1 5 0 0)へお申込みください。
  - 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。
- くみ取りの登録内容に変更が生じた場合  
綾部市衛生公苑(TEL 4 2 - 1 5 0 0) 市民・国保課戸籍住民担当(4 2 - 3 2 8 0内線 2 6 3)へ変更届を提出してください。
- 窓口業務時間について  
土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までに、綾部市衛生公苑にお問い合わせください。
- その他
  - 日程以外のくみ取りは特別な場合以外ではできませんので、ご注意ください。
  - 収集日当日は、作業通路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
  - バケツ1杯のきれいな水の準備をお願いします。  
(ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。)
  - 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
  - 下水道、浄化槽、農業集落排水等への接続及び家屋の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ取り及び清掃を実施してください。

(別表8)

## 平成31年度 早田グループし尿収集日程表

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
10	15	12	10	9	10	10	12	10	15	12	11	栗上、栗町
11	16	13	11	13	11	11	13	11	16	13	12	栗橋、栗揚 栗町大谷、栗町大野
12	17	14	12	14	12	15	14	12	17	14	13	上、中、下位田、旭ヶ丘
18	23	20	19	22	19	21	21	19	23	20	23	豊里
26	31	28	31	30	30	31	29	27	31	3/2	31	里町

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
1	7	4	1	1	2	1	1	2	6	3	3	延近、門、久保、鳥居野 小嶋
2	8	5	2	2	3	2	5	3	7	4	4	中川原、下村、大又、見内 野瀬、下八田町
3	9	6	3	5	4	3	6	4	8	5	5	高槻、黒谷、八代、大石 施福寺
4	10	7	4	6	5	4	7	5	9	6	6	中山、内谷、大野、愛宕
5	13	10	5	7	6	8	8	6	10	7	9	小西、鍛冶屋、中、日向 本城奥
9	14	11	9	8	9	9	11	9	14	10	10	内久井、金河内、坊口 西方、仁和
15	20	17	16	19	13	16	15	13	20	17	17	岡倉、館、今田、大島
16	21	18	17	20	17	17	19	17	21	18	18	岡安、淵垣、中筋、七石
17	22	19	18	21	18	18	20	18	22	19	19	志賀郷、志賀、向田 別所、篠田
19	24	21	23	23	20	23	22	20	24	21	24	西坂、新庄
22	27	24	24	26	24	24	25	23	27	25	25	安国寺、新町、中町 上町、鐘鑄場
23	28	25	25	27	25	25	26	24	28	26	26	有岡町、多田町、小呂町、星原町 高倉、上八田
24	29	26	26	28	26	29	27	25	29	27	27	石原、小貝、湯殿、私市東、私市
25	30	27	30	29	27	30	28	26	30	28	30	上市、下市 須波伎、岸田、白道路

## ◎ お願い事項

- くみ取券の取扱いは下記のことにご注意してください。
  - 事前に細かい単位の券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
  - 当日くみ取口付近のよく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。券が出ていない時は、くみ取りを行いませんので、ご注意ください。
  - くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
  - 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要となります。ご準備をお願いします。
- 随時くみ取りの申込み方法について
  - 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑（TEL 4 2 - 1 5 0 0）へお申込みください。
  - 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。
- くみ取りの登録内容に変更が生じた場合  
綾部市衛生公苑（TEL 4 2 - 1 5 0 0）市民・国保課戸籍住民担当（4 2 - 3 2 8 0 内線 2 6 3）へ変更届を提出してください。
- 窓口業務時間について  
土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までに、綾部市衛生公苑にお問い合わせください。
- その他
  - 日程以外のくみ取りは特別な場合以外ではできませんので、ご注意ください。
  - 収集日当日は、作業通路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
  - バケツ1杯のきれいな水の準備をお願いします。  
(ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。)
  - 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
  - 下水道、浄化槽、農業集落排水等への接続及び家屋の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ取り及び清掃を実施してください。



綾部市告示第54号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

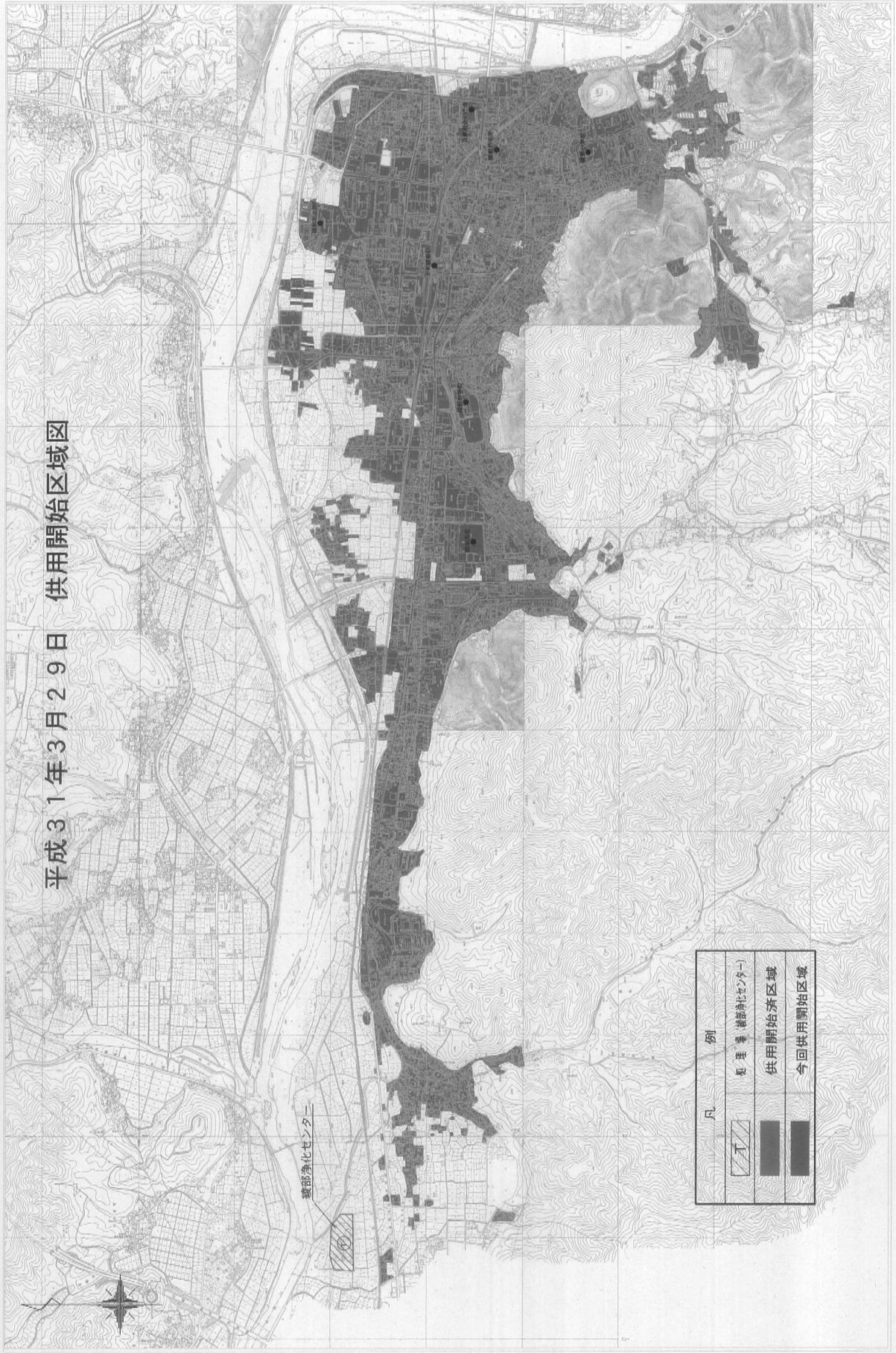
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

平成31年 3月29日

綾部市長 山崎善也

- |   |                            |                                     |
|---|----------------------------|-------------------------------------|
| 1 | 供用を開始すべき年月日                | 平成31年 3月29日                         |
| 2 | 下水を排除すべき区域                 | 青野町の一部、井倉新町の一部、井倉町の一部、上野町の一部、田野町の一部 |
| 3 | 供用を開始しようとする排水施設の位置         | 青野町の一部、井倉新町の一部、井倉町の一部、上野町の一部、田野町の一部 |
| 4 | 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 | 分流式                                 |
| 5 | 下水の処理を開始すべき年月日             | 平成31年 3月29日                         |
| 6 | 下水を処理すべき区域                 | 青野町の一部、井倉新町の一部、井倉町の一部、上野町の一部、田野町の一部 |
| 7 | 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称 |                                     |
|   | (1) 位置                     | 高津町横枕8番地                            |
|   | (2) 名称                     | 綾部浄化センター                            |

平成31年3月29日 供用開始区域図





綾部市告示第55号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、平成31年度固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により公示する。

平成31年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 5 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 8 条第 8 項の規定に基づき、綾部市収納代理金融機関を定めた告示（平成 1 3 年綾部市告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

「株式会社関西アーバン銀行福知山支店」を「株式会社関西みらい銀行福知山支店」に改める。

綾部市告示第 5 7 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 8 条第 8 項の規定に基づき、綾部市水道事業の収入取扱金融機関を次のように改める。

平成 3 1 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

「株式会社関西アーバン銀行福知山支店」を「株式会社関西みらい銀行福知山支店」に改める。

綾部市告示第58号

綾部市下水道事業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定

地方公営企業法（昭和27年法律292号）第27条ただし書き並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第3項の規定に基づき、綾部市下水道事業の業務に係る現金の収納の一部及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定する。

平成31年 4月 1日

綾部市長 山 崎 善 也

事 出納事務取扱金 融機関又は 収納取扱金融機関の別	指定した者	取扱店舗
出納取扱金融機関	京都北都信用金庫	本店、支店、出張所
収納取扱金融機関	株式会社 京都銀行	本店、支店、出張所
収納取扱金融機関	京都丹の国農業協同組合	本店、支店
収納取扱金融機関	近畿労働金庫	本店、支店
収納取扱金融機関	株式会社 関西みらい銀行	福知山支店

綾部市告示第59号

綾部市し尿くみ取券売りさばき業務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

平成31年4月1日

綾部市長 山崎善也

1 委託先氏名・住所

氏 名	住 所
村上芳朗	広小路二丁目13-3
平田和生	駅前通17
岸見金一	相生町23-4
林多嘉子	月見町上正屋33
四方和佳子	神宮寺町西谷3
安村弘子	寺町堂ノ前9-1
ツバメ会	井倉町樋ノ元14-1
山内みや子	青野町西ノ後15-13
若宮酒造(株)	味方町薬師前4
雨林洋子	田野町風久呂1-3
八田邦子	綾部市味方町薬師谷300-41
改森基二	西町二丁目115
高本裕幸	本町四丁目1-5
木下和美	本町七丁目69
荻野義則	西町一丁目57-1
永井庸律	岡町斗代25
村上敏夫	大島町沓田11-3
羽室至	岡町弓場4-1
清水由美子	栗町ウケ川30
大島ストアー	豊里町福垣153
四方善次	里町西ノ糸11-6
有限会社空山の里	鍛冶屋町花ノ木6-4
豊里地区自治会連合会事務所	栗町大野1-202
西八田地区自治会連合会事務所	岡安町岡22-1
東八田地区自治会連合会事務所	梅迫町溝尻1-16
山家地区自治会連合会事務所	鷹栖町豊後田32
物部地区自治会連合会事務所	物部町東野46-1
志賀郷地区自治会連合会事務所	志賀郷町北町17
口上林地区自治会連合会事務所	武吉町中井根35
中上林地域振興協議会	八津合町縄手1

氏 名	住 所
奥上林地域振興協議会	故屋岡町三反田 1 5
綾 部 会 館	味方町石風呂 5 0 - 5
栗文化センター	栗町相定 4 7 - 3

- 2 委託期間 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで。

綾部市告示第60号

森林組合法（昭和53年5月1日法律第36号）第100条の2第4項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき、地縁による団体として次のとおり認可されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第10項の規定により告示する。

平成31年4月1日

綾部市長 山 崎 善 也

1 名 称

西方自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 保有森林の維持管理

3 区 域

綾部市西方町全域及び綾部市仁和町天王28番地とする。

4 主たる事務所

綾部市西方町貝尻18番地

5 代表者

綾部市西方町長岡6番地  
竹 原 幸 春

6 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任

無し

7 代理人

無し

8 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による

9 認可年月日

平成31年3月25日

綾部市告示第61号

森林組合法（昭和53年5月1日法律第36号）第100条の2第4項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき、地縁による団体として次のとおり認可されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第10項の規定により告示する。

平成31年4月1日

綾部市長 山 崎 善 也

1 名 称

小呂町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 区域内の住民相互の連絡及び親睦に関する事
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備に関する事
- (3) 防犯・防災並びに生活環境の向上に関する事
- (4) 集会施設の維持・管理に関する事
- (5) 保有資産（保有森林）の維持・管理に関する事
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事

3 区 域

綾部市小呂町の全域とする。

4 主たる事務所

綾部市小呂町長田18番地の5

5 代表者

綾部市小呂町岸ケ下9番地の1  
時 井 憲 明

6 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任

無し

7 代理人

無し

8 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による

9 認可年月日

平成31年3月25日



綾部市告示第62号

綾部市指定ごみ袋の取扱販売業務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

平成31年4月1日

綾部市長 山崎 善也

1 平成31年度 取扱販売店等の名称・所在地

取 扱 販 売 店 等 の 名 称	所 在 地
綾部市役所共済組合売店	綾部市若竹町8-1
雨林たばこ店	綾部市田野町風久呂1-3
おおしま美容室	綾部市本町七丁目62
京都丹の国農業協同組合 本店	綾部市宮代町前田20
ウエルシア綾部宮代店	綾部市宮代町宮ノ下12-1
丸金屋酒店	綾部市相生町23-4
有限会社 お酒のヒラタ	綾部市駅前通17番地
フレッシュバザール綾部幸通り店	綾部市幸通り23番地
バザールタウン綾部アスパ館	綾部市綾中町花ノ木30
バザールタウン綾部ストック館	綾部市西町3丁目
マツモト あやべ店	綾部市宮代町宮ノ下16-2
生鮮&業務スーパー 青野店	綾部市青野町高田76
エフエッチ商店	綾部市青野町西ノ後15-13
仁丹堂薬局	綾部市相生町30-6
生活雑貨 みつおき	綾部市西町二丁目115番地
セブン-イレブン綾部井倉町店	綾部市井倉町南大町2
高山荒物商店	綾部市田町37番地
ファミリーマート綾部駅前通店	綾部市駅前通39番地の2
松田紙店	綾部市西町二丁目93
ミニストップ綾部井倉店	綾部市井倉町西田5番2
ローソン綾部高東分校前店	綾部市川糸町南古屋敷20-4
株式会社 オオツキ綾部店	綾部市味方町アミダジ14-1
ワインショップ高本	綾部市本町四丁目1番地の5
株式会社 古和田電機商会	綾部市駅前通5番地の4
株式会社 サンコード	綾部市井倉町樋ノ元9番地
株式会社 ジュンテンドー綾部店	綾部市青野町西中居30
有限会社 佐々木酒店	綾部市西町二丁目98
寿産業有限会社	綾部市青野町館ノ後56
モリモト薬局	綾部市西町一丁目47番地
モリモト薬局Rivi店	綾部市青野町西ノ後43番地
ローソン綾部西町店	綾部市西町三丁目北大坪19
ライフオート綾部店	綾部市西町三丁目北大坪19番地
株式会社 藤善 綾部店	綾部市青野町東青野59

告 示

取 扱 販 売 店 等 の 名 称	所 在 地
生鮮&業務スーパー 綾部店	綾部市大島町ニ反目9-1
ARワーク株式会社	綾部市安場町打越2-3
きもの・婦人服 はむろ	綾部市岡町弓場4-1
ゴダイドラッグ 綾部店	綾部市大島町畠田10-4
セブン-イレブン綾部高津店	綾部市高津町三反田8-1
セブン-イレブン綾部大島町店	綾部市大島町沓田1-18
ドラッグユタカ 綾部店	綾部市大島町南和田11番地
マルゼン しかた	綾部市里町西ノ糸11-6
綾部広域営農経済センター	綾部市里町敷田1
京都生活協同組合 中丹支部	綾部市桜が丘3丁目5-2
三ツ丸ストア 下八田店	綾部市下八田町下沢11-3
NPO法人 西八田ふれあいサロン	綾部市岡安町大道16
ファミリーマート綾部下八田店	綾部市下八田町大坪8
ローソン綾部湊垣店	綾部市湊垣町高野23-1
株式会社 コメリハードアンドグリーン綾部店	綾部市下八田町堂ノ下13番地1
八木株式会社綾部営業所	綾部市湊垣町古川12番地
セブン-イレブン綾部下八田店	綾部市下八田町角田19番地の1
黒谷和紙協同組合	綾部市黒谷町東谷3
ふれあい弥仙の里	綾部市於与岐町宮ノ下17
片山商店	綾部市広瀬町宮ノ前7
山家ふれあいの駅	綾部市上原町戸尻8-5、8-6
いこいの村栗の木寮	綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地
たかお商店	綾部市十倉名畑町欠戸18-6
大島ストアー	綾部市豊里町福垣153
だるまや	綾部市豊里町福垣155
横田商店	綾部市舘町下舘58-3
株式会社 清水設備工業	綾部市栗町ウケ川30番地
有限会社 空山の里	綾部市鍛冶屋町花ノ木6-4
京美堂	綾部市物部町南前田18
綾部西部地域農業振興係	綾部市新庄町太ヶ鼻8
山本商店	綾部市志賀郷町成田15番地
五泉の里	綾部市五泉町西巻49-3
綾部東部地域農業振興係	綾部市睦合町井谷14
福井薬店	綾部市五津合町荒木47-1
大石商店	綾部市故屋岡町小中下1-2
小西商店	綾部市故屋岡町小中下22
松井屋	綾部市故屋岡町大道20
株式会社 緑土	綾部市睦寄町在の向10

## 綾部市告示第63号

市府民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、くらしの資金償還金、市営住宅使用料、幼稚園保育料、放課後学級負担金、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、介護保険料、簡易水道使用料、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、浄化槽使用料及び上水道使用料の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び第158条の2第6項、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項並びに綾部市会計規則第33条第2項（昭和57年綾部市規則第2号）の規定に基づき告示する。

平成31年4月1日

綾部市長 山崎善也

## 1 委託先

氏名	住所
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号

ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー
LINE Pay 株式会社	東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR 新宿ミライナタワー23階

2 委託の期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

綾部市告示第 6 4 号

犬の登録並びに狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

住 所 京都市下京区西七条掛越町 6 5 番地

氏 名 公益社団法人 京都府獣医師会  
会長理事 清 水 弘 司

2 委託の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

綾部市訓令甲第1号

庁 中 一 般

綾部市特定個人情報取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市特定個人情報取扱規程の一部を改正する訓令

綾部市特定個人情報取扱規程（平成30年綾部市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「総務部長」を「企画総務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

## 綾部市訓令甲第2号

庁 中 一 般

綾部市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

## 綾部市決裁規程の一部を改正する訓令

綾部市決裁規程（昭和36年綾部市訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「「理事」とは、綾部市事務分掌規則（昭和46年綾部市規則第6号）第3条第2項に定める理事を、」を削り、「同条第1項に定める部長」を「綾部市事務分掌規則（昭和46年綾部市規則第6号）第3条第1項に定める公室長及び部長」に改める。

第5条の2中（見出しを含む。）「理事及び」を削る。

第9条及び第9条の2中「理事又は」を削る。

別表第2理事及び部長共通専決事項の項中「理事及び」を削り、同表企画財政部長専決事項の項及び総務部長専決事項の項を次のように改める。

## 市長公室長専決事項

- (1) 行政事務の運営調整に関すること。
- (2) 6か月未満の期間の臨時職員の雇用に関すること。

## 企画総務部長専決事項

- (1) 部課長会議の招集及び議案に関すること。
- (2) 一件50万円未満の予備費の充用及び一件50万円未満の予算の流用に関すること。

別表第3課長共通専決事項の項の次に次の1項を加える。

## 職員課長専決事項

- (1) 職員の身分証明に関すること。
- (2) 3か月を超えない期間の臨時職員の雇用及び配属に関すること。
- (3) 職員の共済組合への加入、脱退、給付その他の手続申請に関すること。
- (4) 職員の軽易な研修に関すること。
- (5) 出勤簿及び出勤状況の確認を行うための情報処理システムで職員課が管理するものの点検に関すること。

別表第3財政課長専決事項の項を削り、総務課長専決事項の項中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第13号までを削り、同項の次に次の1項を加える。

## 財政課長専決事項

- (1) 一件30万円未満の予備費の充用及び一件30万円未満の予算の流用に関すること。

(2) 長期借入金の元利償還に関すること。

別表第3 観光交流課長専決事項の項の次に次の1項を加える。

文化・スポーツ振興課長専決事項

(1) 文化・社会体育関係団体との連絡調整に関すること。

(2) 社会体育施設の一般管理に関すること。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。



綾部市訓令甲第3号

庁 中 一 般

綾部市例規審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市例規審査委員会規程の一部を改正する訓令

綾部市例規審査委員会規程（昭和57年綾部市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「総務部長」を「企画総務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第4号

庁 中 一 般

綾部市行政補完機関運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市行政補完機関運営規程の一部を改正する訓令

綾部市行政補完機関運営規程（昭和53年綾部市訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、理事」を削る。

第5条第2項中「市長部局の部長」を「市長部局の長」に改め、「監査委員事務局長」の次に「、危機管理監」を加える。

第7条第2項中「部長が主宰し」を「各部局の長が主宰し」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第5号

庁 中 一 般

綾部市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

## 綾部市文書取扱規程の一部を改正する訓令

綾部市文書取扱規程（平成12年綾部市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

各課等の記号

区分		記号
市長公室	秘書広報課	秘広
	職員課	職
	防災・危機管理課	防
企画総務部	企画政策課	企政
	総務課	総
	財政課	財
	税務課	税
市民環境部	市民・国保課	市国
	市民協働課	市協
	環境保全課	環
	人権推進課	人
福祉保健部	社会福祉課	社福
	こども支援課	こ支
	障害者支援課	障
	高齢者支援課	高
	保健推進課	保
農林商工部	商工労政課	商
	農林課	農林
定住交流部	定住・地域政策課	定地
	観光交流課	観交

	文化・スポーツ振興課	文ス
建設部	監理課	監理
	建設課	建
	都市計画課	都計
	建築課	建築
会計課		会
消防本部		消
上下水道部	上水道課	上水
	下水道課	下水
議会事務局		議
教育部	学校教育課	学教
	社会教育課	社教
監査委員事務局		監
公平委員会事務局		公委
選挙管理委員会事務局		選
農業委員会事務局		農委

## 附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第6号

庁 中 一 般

綾部市電子計算機利用及び個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市電子計算機利用及び個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令

綾部市電子計算機利用及び個人情報保護管理規程（昭和62年綾部市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務部長」を「企画総務部長」に改める。

第4条第2項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第7号

庁 中 一 般

綾部市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の  
一部を改正する訓令

綾部市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年綾部市訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「総務部長」を「企画総務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第 8 号

庁 中 一 般

綾部市内バス路線対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市内バス路線対策本部設置規程の一部を改正する訓令

綾部市内バス路線対策本部設置規程（平成 1 6 年綾部市訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「企画財政部長」を「市長公室長」に、「総務部長」を「企画総務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第9号

庁 中 一 般

綾部市男女共同参画推進会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市男女共同参画推進会議規程の一部を改正する訓令

綾部市男女共同参画推進会議規程（平成2年綾部市訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「企画財政部長」を「市長公室長」に、「総務部長」を「企画総務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。



綾部市訓令甲第10号

庁 中 一 般

綾部市人事管理委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市人事管理委員会規程の一部を改正する訓令

綾部市人事管理委員会規程（昭和35年綾部市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「理事、企画財政部長、総務部長」を「市長公室長、企画総務部長」に、「総務課長」を「職員課長」に改める。

第5条第2項中「委員長事故あるとき」を「委員長に事故あるとき」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第 1 1 号

庁 中 一 般

綾部市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 綾部市職員服務規程の一部を改正する訓令

綾部市職員服務規程（昭和 5 8 年綾部市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。  
第 9 条第 2 項、第 1 1 条第 4 項及び第 2 2 条中「人事主管課長」を「人事担当課長」に改める。

様式第 3 号中「所属課長」を「所属長」に、「総務課」を「人事担当課」に、「職員、人事担当長」を「担当長」に、「人事担当」を「担当」に改める。

様式第 7 号中

「

所属課長	担当長	任命権者 (人事担当部長)	人事担当部 次 長	総務課長	職員・人事 担当長

を

」

「

任命権者	経 由		人 事 担 当 課		
	所属長	担当長	課 長	担当長	担 当

に

」

改める。

様式第 8 号中「所属課長の意見」を「所属長の意見」に、

「

市 長	副 市 長	人事担当 部 長	人事担当部 次 長	総務課長	職員・人事 担当長	所属課長

を

」

市 長	副 市 長	市長公室長	人事担当 課 長	職員・人事 担当 長	所 属 長	に

改める。

様式第9号中「所属課長の意見」を「所属長の意見」に、

市 長	副 市 長	人事担当 部 長	人事担当部 次 長	総務課長	職員・人事 担当 長	所 属 課 長	を

市 長	副 市 長	市長公室長	人事担当 課 長	職員・人事 担当 長	所 属 長	に

改める。

様式第10号中

市 長	副 市 長	人事担当 部 長	人事担当部 次 長	総務課長	職員・人事 担当 長	所 属 課 長	を

市 長	副 市 長	市長公室長	人事担当 課 長	職員・人事 担当 長	所 属 長	に

改める。

#### 附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第12号

庁 中 一 般

綾部市職員の出勤簿等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員の出勤簿等取扱規程の一部を改正する訓令

綾部市職員の出勤簿等取扱規程（昭和37年綾部市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「人事主管課」を「人事担当課」に改める。

第3条第2項中「総務課」を「人事担当課」に改める。

第5条から第7条までの規定中「人事主管課長」を「人事担当課長」に改める。

様式第2号中「人事主管課長」を「人事担当課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第13号

庁 中 一 般

私有車の公務使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

私有車の公務使用に関する規程の一部を改正する訓令

私有車の公務使用に関する規程（平成10年綾部市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「総務課長」を「人事担当課長」に改める。

様式第2号中「総務課長」を「人事担当課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第14号

序 中 一 般

綾部市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令

綾部市職員のハラスメントの防止等に関する規程（平成12年綾部市訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「総務課」を「職員課」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第15号

序 中 一 般

綾部市職員等からの公益通報の処理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員等からの公益通報の処理に関する規程の一部を改正する訓令

綾部市職員等からの公益通報の処理に関する規程（平成30年綾部市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「総務部長」を「市長公室長」に改め、同条第8項中「職員担当課」を「人事担当課」に改める。

別表中「総務部長」を「市長公室長」に、「企画財政部長」を「企画総務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第16号

庁 中 一 般

綾部市職員安全運転委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員安全運転委員会規程の一部を改正する訓令

綾部市職員安全運転委員会規程（平成4年綾部市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「総務部長」を「企画総務部長」に改める。

第5条第1項中「総務部長」を「企画総務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。



綾部市訓令甲第17号

庁 中 一 般

綾部市職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

綾部市職員被服等貸与規程（昭和50年綾部市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」を「人事担当課長」に改める。

第5条中「総務課長」を「人事担当課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第18号

序 中 一 般

綾部市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

綾部市職員安全衛生管理規程（昭和55年綾部市訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務部長」を「市長公室長」に改め、同条第3項中「（以下「総務課長という。」）を削る。

第8条第2項第2号中「総務課長」を「人事担当課長」に改め、同条第8項中「総務部総務課」を「人事担当課」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第19号

序 中 一 般

綾部市公金管理運用検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

## 綾部市公金管理運用検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令

綾部市公金管理運用検討委員会設置要綱（平成15年綾部市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「企画財政部長」を「企画総務部長」に改める。

別表中

「

副委員長	企画財政部長
------	--------

を

」

「

副委員長	企画総務部長
委員	財務担当部長

に

」

改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第20号

庁 中 一 般

綾部市人権教育・啓発推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

## 綾部市人権教育・啓発推進本部規程の一部を改正する訓令

綾部市人権教育・啓発推進本部規程（平成11年綾部市訓令甲第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「企画財政部長」を「市長公室長」に、「総務部長」を「企画総務部長」に改める。

別表第2中

「

委員	企画政策課長	を
	総務課長	
	防災課長	

」

「

委員	職員課長	に、
	防災・危機管理課長	
	企画政策課長	
	総務課長	

」

「

	民生児童課長	を
	福祉課長	

」

「

	社会福祉課長	に
	こども支援課長	
	障害者支援課長	

」

改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第 2 1 号

庁 中 一 般

綾部市自殺防止対策連絡会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 綾部市自殺防止対策連絡会設置規程の一部を改正する訓令

綾部市自殺防止対策連絡会設置規程（平成 2 0 年綾部市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「福祉課長」を「障害者支援課長」に改める。

別表中

委員	福祉課長	を
	企画政策課長 総務課長	
委員	障害者支援課長	に、
	職員課長	
	企画政策課長	
	民生児童課長	を
	高齢者介護課長	
	社会福祉課長	に
	こども支援課長	
	高齢者支援課長	

改める。

## 附 則

この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 2 2 号

序 中 一 般

綾部市新型インフルエンザ等対策本部及び連絡会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市新型インフルエンザ等対策本部及び連絡会規程の一部を改正する訓令

綾部市新型インフルエンザ等対策本部及び連絡会規程（平成 2 5 年綾部市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 及び別表 2 中「企画財政部長」を「市長公室長」に、「総務部長」を「企画総務部長」に、

「

	教育部長
--	------

を

」

「

	教育部長
	危機管理監

に

」

改める。

附 則

この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第23号

庁 中 一 般

綾部市空家等対策検討委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市空家等対策検討委員会設置規程の一部を改正する訓令

綾部市空家等対策検討委員会設置規程（平成28年綾部市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「企画財政部長」を「市長公室長」に、「総務部長」を「企画総務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。



綾部市訓令甲第 2 4 号

庁 中 一 般

綾部市災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市災害対策本部規程の一部を改正する訓令

綾部市災害対策本部規程（平成 4 年綾部市訓令甲第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「災害が発生したとき」を「、災害が発生し」に改める。

第 4 条中「総務部長」を「危機管理監」に改める。

第 5 条第 2 項中「総務部長、消防長」を「市長公室長、消防長及び危機管理監」に改め、同条第 4 項中「総務部長」を「危機管理監」に改める。

第 9 条第 1 項中「対策本部に、局、室及び部（以下「部等」という。）を置き、部等に」を「対策本部に部を、部に」に改め、同条第 2 項中「部等に局長、室長及び部長（以下「部長等」という。）」を「部に部長」に、「部等に副局長、副市長及び」を「部に」に改め、同条第 3 項中「部長等」を「部長」に改める。

第 1 0 条の見出し中「各部等」を「部」に改め、同条中「各部等」を「部」に、「部長等」を「部長」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「各部局室長及び各班長」を「部長及び班長」に改め、同条第 2 項中「総務部長」を「危機管理監」に改める。

第 1 3 条中「対策室の長」を「部長又は班長」に改める。

第 1 4 条の見出し中「各部」を「部」に改め、同条中「各部長等」を「部長」に改める。

第 1 6 条の見出し中「各部等」を「部」に改め、同条中「各部長等」を「部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市公告第 3 0 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 1 年 3 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 3 1 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 1 年 3 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 3 2 号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公告する。

平成 3 1 年 3 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 3 3 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 1 年 3 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第34号

狂犬病予防法第6条第1項の規定により、所有者の判明しない動物の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

平成31年3月18日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 平成31年3月15日
- 2 捕獲場所 綾部市睦寄町
- 3 動物種 犬
- 4 毛 色 黒茶
- 5 性 別 雄

(注意) 公告期間満了の日の翌日(平成31年3月22日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第 3 5 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

平成 3 1 年 3 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

平成 3 1 年 3 月 1 5 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

綾部市上下水道事業管理規程第1号

綾部市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道部事務決裁規程（昭和50年綾部市水道課管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3上水道課長専決事項の項第8号及び下水道課長専決事項の項第12号中「総務課」を「人事担当課」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。



綾部市上下水道事業管理規程第2号

綾部市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市水道事業会計規程の一部を改正する規程

綾部市水道事業会計規程（平成26年綾部市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

目次中「第104条」を「第104条の2」に改める。

第1条中「綾部市水道事業（以下「水道事業」という。）」を「綾部市水道事業及び綾部市下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」に改める。

第2条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業担当課長」の次に「及び下水道事業担当課長」を加える。

第4条第1項中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改め、同項中「水道事業の業務」を「上下水道事業の業務」に改め、同条第2項中「綾部市水道事業出納取扱金融機関」を「綾部市上下水道事業出納取扱金融機関」に、「綾部市水道事業収納取扱金融機関」を「綾部市上下水道事業収納取扱金融機関」に改める。

第5条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第6条第2項中「（様式第1号）」を削り、同条第3項中「（様式第2号）」を削り、同条第4項中「（様式第3号）」を削る。

第7条及び第8条中「（様式第4号）」を削る。

第9条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第11条中「（様式第4号）」を削る。

第12条中「（様式第3号）」を削る。

第14条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第15条第1項中「（様式第3号）」及び「（様式第1号）」を削る。

第21条第3項及び第4項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第22条中「（様式第1号）」及び「（様式第3号）」を削る。

第23条第1項中「（様式第3号）」を削る。

第24条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第25条第6項及び第26条中「（様式第3号）」を削る。

第27条中「総務課」を「人事担当課」に改め、同条第1号中「（様式第7号）」を削り、同条第2号中「（様式第8号）」を削り、同条第3号中「（様式第9号）」を削り、

同条第4号中「(様式第10号)」を削り、同条第5号中「(様式第11号)」を削り、同条第6号中「(様式第12号)」を削り、同条第7号中「(様式第13号)」を削る。

第28条中「(様式第14号)」、「(様式第15号)」、「(様式第3号)」及び「(様式第2号)」を削る。

第29条第1号中「(様式第16号)」を削り、同条第2号中「(様式第17号)」を削り、同条第3号中「(様式第18号)」を削る。

第30条第1項中「(様式第2号)」及び「(様式第3号)」を削り、同条第2項及び第3項中「(様式第2号)」を削り、同条第4項中「(様式第2号)」を削り、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第31条第3項中「(様式第3号)」、「(様式第1号)」及び「(様式第2号)」を削る。

第33条中「(様式第19号)」を削る。

第35条第1項中「(様式第20号)」を削る。

第41条第2項中「(様式第1号)」を削る。

第43条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、「(様式第3号)」を削る。

第44条中「(様式第3号)」及び「(様式第1号)」を削る。

第45条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第46条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第47条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第51条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第52条中「(様式第10号)」を削る。

第54条中「(様式第16号)」を削る。

第55条中「(様式第21号)」及び「(様式第3号)」を削る。

第57条第1項中「(様式第22号)」及び「(様式第3号)」を削る。

第59条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第62条第3項及び第64条第1項中「(様式第23号)」を削る。

第65条中「(様式第23号)」、「(様式第22号)」及び「(様式第3号)」を削る。

第71条第2号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク ソフトウェア

第73条第1項中「(様式第10号)」及び「(様式第12号)」を削る。

第76条第1項中「(様式第10号)」及び「(様式第12号)」を削る。

第77条ただし書中「(様式第17号)」及び「(様式第18号)」を削る。

第78条第1項及び第80条第2項中「(様式第3号)」を削る。

第96条第1項中「(様式第24号)」を削る。

第100条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第101条中「(様式第3号)」を削る。

第10章中第104条の次に次の1条を加える。

(セグメントの区分)

第104条の2 省令第40条第2項に定める報告セグメントの区分は、下水道事業のうち公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業とする。

第105条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第106条中「綾部市上水道合計残高試算表（様式第25号）」を「合計残高試算表」に改め、「（様式第26号）」を削る。

別表第1中「勘定科目」を「上水道事業勘定科目」に改め、同表に次の1表を加える。

下水道事業勘定科目表  
収益勘定

款	項	目	節	科目区分の説明	
事業収益	営業収益			主たる営業活動から生ずる収益	
		使用料収益		下水道使用料、農業集落排水使用料、特定地域生活排水処理事業使用料	
			使用料収益		
		他会計負担金			
			他会計負担金	収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金	
		受託事業収益			
			受託事業収益		
		その他営業収益			
			手数料		
			雑収益	上記以外の営業収益	
		営業外収益			金融及び販売活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
			受託利息及び配当金		
				預金利息	
				基金利息	
				貸付金利息	

	有価証券利息	
	配当金	
他会計負担金		
	他会計負担金	
他会計補助金		
	他会計補助金	収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの
補助金		
	国庫補助金	
	府補助金	
加入金及び負担金		
	加入金及び負担金	
消費税及び地方消費税還付金		
	消費税及び地方消費税還付金	
長期前受金戻入		
	長期前受金戻入	省令第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
雑収益		
	雑収益	

	特別利益			当年度の経常的収益から除外すべき利益
		固定資産売却益		
			固定資産売却益	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
		過年度収益修正益		
			過年度収益修正益	前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
		その他特別利益		
その他特別利益				

費用勘定

款	項	目	節	科目区分の説明	
事業費用					
	営業費用			主たる営業活動から生ずる費用	
		管渠費 <sup>きよ</sup>			管渠 <sup>きよ</sup> の維持管理に要する費用
			給料	職員の本給	
			手当	職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当	
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額	
			賃金	臨時職員等の賃金	
			報酬	臨時又は非常勤の顧問、職員に対する報酬	

法定福利費	事業主負担の健康保険料、共済組合費、雇用保険料、公務災害補償等
労務災害補償費	
旅費	旅費に関する規程等に基づいて職員等に支給する旅費
諸謝金	
報償費	講師等の謝礼及び奨励金等
被服費	被服類貸与規程に基づいて職員に貸与する被服の購入費
備用品費	事務及び工事用の備品、消耗品費
燃料費	工事用、自動車用及び暖房用の燃料費
光熱水費	電気料金、ガス料金等
印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
通信運搬費	
委託料	施設点検及び作業等の委託に要する費用
手数料	
賃借料	借地料、機器借上料、自動車借上料等
修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する維持請負等の費用

	修繕引当金 繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
	特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
	薬品費	
	材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
	補償金	補償金、賠償金等
	研修費	
	厚生費	
	補助交付金	補助金、交付金
	負担金	関係団体の会費及び負担金等
	工事請負費	工事請負等の費用
	保険料	
	公課費	
	その他引当金繰入額	
	雑費	
ポンプ場費		排水機場等の維持管理に要する費用
	給料	
	手当	
	賞与引当金繰入額	
	賃金	



	報酬	
	法定福利費	
	労務災害補償費	
	旅費	
	諸謝金	
	報償費	
	被服費	
	備用品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	委託料	
	手数料	
	賃借料	
	修繕費	
	修繕引当金 繰入額	
	特別修繕引 当金繰入額	
	薬品費	
	材料費	
	補償金	

	研修費	
	厚生費	
	補助交付金	
	負担金	
	工事請負費	
	保険料	
	公課費	
	その他引当 金繰入額	
	雑費	
処理場費		処理場等の維持管理に要する費用
	給料	
	手当	
	賞与引当金 繰入額	
	賃金	
	報酬	
	法定福利費	
	労務災害補 償費	
	旅費	
	諸謝金	
	報償費	

	被服費	
	備用品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	委託料	
	手数料	
	賃借料	
	修繕費	
	修繕引当金 繰入額	
	特別修繕引 当金繰入額	
	薬品費	
	材料費	
	補償金	
	研修費	
	厚生費	
	補助交付金	
	負担金	
	工事請負費	
	保険料	
	公課費	

	その他引当 金繰入額	
	雑費	
浄化槽費		浄化槽等の維持管理に要する費用
	給料	
	手当	
	賞与引当金 繰入額	
	賃金	
	報酬	
	法定福利費	
	労務災害補 償費	
	旅費	
	諸謝金	
	報償費	
	被服費	
	備用品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	委託料	

	手数料	
	賃借料	
	修繕費	
	修繕引当金 繰入額	
	特別修繕引 当金繰入額	
	薬品費	
	材料費	
	補償金	
	研修費	
	厚生費	
	補助交付金	
	負担金	
	工事請負費	
	保険料	
	公課費	
	その他引当 金繰入額	
	雑費	
雨水事業費		
	給料	
	手当	

	賞与引当金 繰入額	
	貸金	
	報酬	
	法定福利費	
	労務災害補 償費	
	旅費	
	諸謝金	
	報償費	
	被服費	
	備用品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	委託料	
	手数料	
	賃借料	
	修繕費	
	修繕引当金 繰入額	
	特別修繕引 当金繰入額	

	薬品費	
	材料費	
	補償金	
	研修費	
	厚生費	
	補助交付金	
	負担金	
	工事請負費	
	保険料	
	公課費	
	その他引当 金繰入額	
	雑費	
受託事業費		
	給料	
	手当	
	賞与引当金 繰入額	
	賃金	
	報酬	
	法定福利費	
	労務災害補 償費	
	旅費	

	諸謝金	
	報償費	
	被服費	
	備用品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	委託料	
	手数料	
	賃借料	
	修繕費	
	修繕引当金 繰入額	
	特別修繕引 当金繰入額	
	薬品費	
	材料費	
	補償金	
	研修費	
	厚生費	
	補助交付金	
	負担金	



	工事請負費	
	保険料	
	公課費	
	その他引当 金繰入額	
	雑費	
総係費		事業活動の全般に関連する費用
	給料	
	手当	
	賞与引当金 繰入額	
	賃金	
	報酬	審議会委員、嘱託職員等に対する報酬
	法定福利費	
	労務災害補償費	
	旅費	
	諸謝金	講師等の謝礼
	報償費	報償金、奨励金等
	被服費	
	備用品費	
	燃料費	
	光熱水費	

印刷製本費	
通信運搬費	
委託料	
手数料	
賃借料	
修繕費	
修繕引当金 繰入額	
特別修繕引 当金繰入額	
薬品費	
材料費	
補償金	
研修費	職員の研修に要する費用
厚生費	医務、衛生、保健等に要する費用
補助交付金	
負担金	関係団体の会費負担金等
工事請負費	
保険料	事業用財産に対する損害保険料
公課費	
貸倒引当金 繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
その他引当 金繰入額	

	雑費	
減価償却費		省令第13条、第15条又は第16条の規定による償却額
	建物減価償却費	
	建物附属設備減価償却費	
	構築物減価償却費	
	機械及び装置減価償却費	
	車両運搬具減価償却費	
	工具・器具及び備品減価償却費	
	リース資産減価償却費	リース資産等（耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満のものを除く）の償却額
	その他有形固定資産減価償却費	上記以外の有形固定資産の償却額
	特許権減価償却費	
	施設利用権減価償却費	
	リース資産減価償却費	

	ソフトウェア減価償却費	
	その他無形固定資産減価償却費	上記以外の無形固定資産の償却額
資産消耗費		
	固定資産除却費	有形固定資産の除去損又は廃棄損及び撤去費
	たな卸資産減耗費	
その他営業費用		上記以外の営業費用
	雑支出	
営業外費用		
	支払利息及び企業債取扱諸費	金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
	企業債利息	企業債に対する利息
	借入金利息	他会計借入金、一時借入金等に対する利息
	企業債手数料及び取扱諸費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費
	リース利息	
消費税及び地方消費税		
	消費税及び地方消費税	

	その他公課費		
	その他公課費		
	雑支出		
	雑支出		
特別損失			当年度の経常的費用から除外すべき損失
固定資産売却損	固定資産売却損		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
減損損失	減損損失		事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
災害による損失	災害による損失		災害による巨額の臨時損失
臨時損失	臨時損失		
過年度損益修正損	過年度損益修正損		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
その他特別損失			

			その他特別 損失	
	予備費			
		予備費		
			予備費	

資産勘定

区分	款	項	目	科目区分の説明
固定資産	有形固定資産			土地、建物、構築物、機械、器具及び備品等（耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する資産、例えば遊休施設、未稼動設備等を含む。）
		土地		事業用敷地等であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係のあるものを除く。）及び測量費の合計額
			事務所用地	本庁舎用地等専ら事務所のために用いる土地
			施設用地	処理場用地等施設のために用いる土地（施設に附属する事務所の用地を含む。）
			その他用地	
	建物		事務所、作業場、倉庫及び車庫並びに建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備（買収	

		建物を使用するために要した模様替、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。)
	事務所用建物	本庁舎、営業所等専ら事務所の用に供されている建物
	施設用建物	
	その他建物	
建物減価償却累計額		
	事務所用建物減価償却累計額	
	施設用建物減価償却累計額	
	その他建物減価償却累計額	
建物附属設備		
	事務所用建物附属設備	
	施設用建物附属設備	
	その他建物附属設備	
建物附属設備減価償却累計額		
	事務所用建物附属設備	

	減価償却累計額	
	施設用建物 附属設備減 価償却累計 額	
	その他建物 附属設備減 価償却累計 額	
構築物		管渠、人孔などその土地に定着 する土木施設又は工作物
	管路施設	
	ポンプ場施 設	
	処理場施設	
	その他構築 物	
構築物減価 償却累計額		
	管路施設減 価償却累計 額	
	ポンプ場施 設減価償却 累計額	
	処理場施設 減価償却累 計額	
	その他構築 物減価償却	



	累計額	
機械及び装置		機械、装置及びコンベヤ等の運搬設備並びにこれらの付属品
	管路施設用設備	
	ポンプ場施設用設備	
	処理場施設用設備	
	その他機械及び装置	
機械及び装置減価償却累計額		
	管路施設用設備減価償却累計額	
	ポンプ場施設用設備減価償却累計額	
	処理場施設用設備減価償却累計額	
車両運搬具		
	車両運搬具	自動車その他の陸上運搬具
車両運搬具		

減価償却累計額	車両運搬具 減価償却累計額	
工具、器具 及び備品		
	工具、器具 及び備品	機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び電話設備、金庫、机等の備品で耐用年数1年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のもの
工具、器具 及び備品減 価償却累計 額		
	工具、器具 及び備品減 価償却累計 額	
リース資産		
	リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
リース資産 減価償却累 計額		
	リース資産 減価償却累 計額	
建設仮勘定		
	建設仮勘定	有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）
その他有形 固定資産		
	その他有形 固定資産	上記以外の有形固定資産

	その他有形 固定資産減 価償却累計 額	その他有形 固定資産減 価償却累計 額	
無形固定資 産			有償取得した水利権、借地権、 地上権、特許権、施設利用権等
	借地権		
		借地権	土地の上に設定された民法（明 治 2 0 年法律第 8 9 号）第 6 0 1 条に規定する権利
	地上権		
		地上権	民法第 2 6 5 条に規定する権利
	特許権		
		特許権	特許法（昭和 3 4 年法律第 1 2 1 号）第 2 9 条に規定する 権利
	施設利用権		
		施設利用権	電気ガス供給施設利用権（電気 事業者又はガス事業者に対して 電気又はガスの供給施設を設け るために要する費用を負担し、 その施設を利用して電気又はガ スの供給を受ける権利）等
	電話加入権		
電話加入権			
リース資産			
	リース資産	無形固定資産に係るファイナン	

		ス・リース取引におけるリース資産	
ソフトウェア			
	ソフトウェア	コンピュータを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム等で、将来の収益獲得又は費用削減が確実なもの（有機的一体として機能する機械等に組み込まれている物を除く。）	
その他無形固定資産			
	その他無形固定資産	上記以外の無形固定資産	
投資その他の資産			
	投資有価証券		金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
		投資有価証券	
	出資金		
		出資金	
	長期貸付金		
		長期貸付金	
	貸倒引当金		
貸倒引当金		長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの	

	破産更生債権等			
		破産更生債権等	破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であって、1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなもの	
	貸倒引当金			
		貸倒引当金		
	基金			
		基金		
	長期前払消費税			
		長期前払消費税		
	その他投資			
		その他投資	上記以外の投資の性質を有するもの	
	減価償却累計額			
		減価償却累計額		
	流動資産			
		現金・預金		
現金				
			現金	現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手等
預金		貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に期限が到来する普通預金、定期預金等		

		普通預金	
		当座預金	
		定期預金	
未収金			
	営業未収金		営業活動に係る収益の未収入額
		未収下水道 使用料	下水道使用料の未収入額
		未収他会計 負担金	
		未収受託事 業収益	受託事業収入の未収入額
		その他営業 未収金	
	営業外未収 金		営業活動以外に係る収益の未収 入額
		未収受取利 息	預金貸付金利息等の未収入額
		未収他会計 負担金	
		未収他会計 補助金	
		未収補助金	
		未収消費税 及び地方消 費税	
		未収雑収益	
		その他営業	不用品売却代金、賃貸料等の未

		外未収金	収入額
	その他未収金		上記以外の未収金
		その他未収金	
貸倒引当金			
	貸倒引当金		
		貸倒引当金	未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
有価証券			
	有価証券		
		有価証券	一時的所有を目的とする有価証券（差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。）
受取手形			
	受取手形		
		受取手形	通常の業務活動において発生した手形債権
貸倒引当金			
	貸倒引当金		
		貸倒引当金	手形債権の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
貯蔵品			いまだ使用に供されていない材料並びに耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の消耗工具、器具及び備品等（固定資産の建設、改良に使用するため取得されたもので建設仮勘定に

			属するものを除く。)
	原材料		
		原材料	
	その他貯蔵品		
		その他貯蔵品	
短期貸付金			
	一般短期貸付金		
		一般短期貸付金	他会計以外に対する貸付金
	他会計貸付金		
		他会計貸付金	他会計に対する短期貸付金
貸倒引当金			
	貸倒引当金		
		貸倒引当金	短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
前払費用			
	前払費用		
		前払費用	前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に費用となるもの



前払金			
	前払金		物品等の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの
	前払金		
前払消費税及び地方消費税			
	前払消費税及び地方消費税		
仮払金			
	仮払金		
	仮払金		
仮払消費税及び地方消費税			
	仮払消費税及び地方消費税		
未収収益			
	未収収益		
	未収収益	未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの
貸倒引当金			
	貸倒引当金		
	貸倒引当金	貸倒引当金	未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
その他流動資産			
	保管有価証券		
	保管有価証券	保管有価証券	差入保証金の代用として提供を

水道事業管理規定

		券	受けた有価証券で短期間内に返却する見込みのもの
	その他流動資産		
		その他流動資産	上記以外の流動資産

資本勘定

区分	款	項	目	科目区分の説明
資本金	資本金	固有資本金	固定資本金	企業開始の時（地方公営企業法適用の時）における資産の総額から建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債、負債等の合計額を控除した額
			繰入資本金	
		繰入資本金	繰入資本金	建設又は改良に要する資金に充てるため、他会計から出資の目的をもって繰り入れられた金額で、繰戻しを要しないもの
			組入資本金	
		組入資本金	組入資本金	剰余金から資本金に組み入れた額
		剰余金	資本剰余金	再評価積立金

	金	1 1 項及び第 1 2 項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
受贈財産評価額		
	受贈財産評価額	償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
国庫補助金		
	国庫補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた国庫補助金
府補助金		
	府補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた府補助金
分担金及び負担金		
	分担金及び負担金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた分担金及び負担金
寄附金		
	寄附金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
他会計負担金		
	他会計負担金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた他会計負担金
他会計補助金		
	他会計補助金	

	その他資本 剰余金		
		その他資本 剰余金	上記以外の資本剰余金
利益剰余金			
	減債積立金		
		減債積立金	企業債の償還に充てるために積 み立てた額
	利益積立金		
		利益積立金	欠損金を埋めるために積み立て た額
	建設改良積 立金		
		建設改良積 立金	建設又は改良のために積み立て た額
	その他積立 金		
		その他積立 金	
	当年度未処 分利益剰余 金（当年度 未処理欠損 金）		当年度末における繰越利益剰余 金（繰越欠損金）の額に当年度 の純利益（純損益）の金額を加 減した額
繰越利益剰 余金年度末 残高（繰越 欠損金年度 末残高）		前年度未処分利益剰余金（前年 度未処理欠損金）の額から前年 度利益剰余金処分量（前年度欠 損金処理額）を控除して得た繰 越利益剰余金（繰越欠損金）の 額	
当年度純利 益（当年度 純損失）		当年度の損益取引の結果発生し た純利益（純損失額）	

負債勘定

区分	款	項	目	科目区分の説明	
固定負債	企業債	企業債			
			建設改良費等の財源に充てるための企業債	建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）	
			その他企業債	建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）	
	他会計借入金	他会計借入金			
			建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）	
			その他長期借入金	建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）	
	リース債務				

	リース債務		
		リース債務	ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）
引当金			
	特別修繕引当金		
		特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。）
	その他引当金		
		その他引当金	
その他固定負債			
	その他固定負債		
		その他固定負債	上記以外の固定負債
流動負債			借入金等で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に返還又は支払を要するもの
一時借入金			
	一時借入金		
		一時借入金	1年以内に償還期限の到来する借入金
企業債			
	企業債		
		建設改良費	1年以内に償還期限の到来する建

		等の財源に充てるための企業債	設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
		その他企業債	1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
他会計借入金	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
		その他長期借入金	
リース債務	リース債務	リース債務	1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
未払金			特定の契約等により既に確定している短期的債務でまだその支払が終わらないもの（未払費用に属するものを除く。）
	営業未払金	営業未払金	営業活動に係る通常取引により発生する未払金
	営業外未払金	営業外未払	

		金	
		未払消費税 及び地方消 費税	
	その他未払 金		
		その他未払 金	
未払費用			未払利息、未払賃借料等一定の 契約に従い、継続的に役務の提 供を受ける場合、既に提供を受 けた役務の対価の未払額
	未払費用		
		未払費用	
前受金			契約等により既に受け取った対 価のうち、いまだその債務の履 行が終わらないもの
	営業前受金		前受下水道使用料等主たる営業 活動に係る収益の前受額
		営業前受金	
	営業外前受 金		その他主たる営業活動以外から 生ずる収益の前受額
		営業外前受 金	
	その他前受 金		固定資産売却代金等上記以外の 収入の前受額
		その他前受 金	
引当金			



	賞与引当金		
	賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
	修繕引当金		
	修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
	特別修繕引当金		
	特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの
	その他引当金		
	その他引当金		
その他流動負債			預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
	預り金		
	預り保証金		
	預り税金		
	その他預り金		
	預り有価証券		
	預り有価証券		

		仮受消費税 及び地方消 費税		
			仮受消費税 及び地方消 費税	
		その他流動 負債		
			その他流動 負債	
繰延収益				
	長期前受金			
		長期前受金		
			長期前受金	償却資産の取得又は改良に充て るための補助金、負担金その他 これらに類するものの交付を受 けた場合におけるその交付を受 けた金額に相当する額及び償却 資産の取得又は改良に充てるた めに起こした企業債の元金の償 還に要する資金に充てるため一 般会計又はほかの特別会計から 繰り入れを行った場合における その繰入額
	長期前受金 収益化累計 額			
		長期前受金 収益化累計 額		
			長期前受金 収益化累計 額	

様式第 1 号から様式第 26 号までを削る。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市消防長訓令甲第1号

消 防 本 部  
消 防 署

綾部市消防本部課長及び綾部市消防署長専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市消防長 上 原 博 一

綾部市消防本部課長及び綾部市消防署長専決規程の一部を改正する訓令

綾部市消防本部課長及び綾部市消防署長専決規程（昭和60年綾部市消防本部訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第3条管理課長の項第1号中「総務課」を「人事担当課」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

# 教育委員会規則

綾部市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市教育委員会  
教育長 足立 雅和

綾部市教育委員会規則第1号

## 綾部市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

綾部市教育委員会公印規則（昭和56年綾部市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

文化・スポーツ振興課長之印	〃	〃	18ミリメートル
綾部市天文館長之印	〃	〃	18ミリメートル
綾部市図書館長之印	〃	〃	18ミリメートル
綾部市市民センター館長印	〃	〃	18ミリメートル

を

「

綾部市天文館長之印	〃	〃	18ミリメートル
綾部市図書館長之印	〃	〃	18ミリメートル

に、

「

京都府綾部市立東八田幼稚園之印	〃	〃	24ミリメートル
京都府綾部市立東八田幼稚園長之印	〃	てん書	21ミリメートル
京都府綾部市立西八田幼稚園之印	〃	れい書	25ミリメートル
京都府綾部市立西八田幼稚園長之印	〃	〃	20ミリメートル

を

「

京都府綾部市立八田幼稚園之印	〃	〃	24ミリメートル
京都府綾部市立八田幼稚園長之印	〃	てん書	21ミリメートル

に

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

# 教育委員会規則

綾部市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市教育委員会  
教育長 足立 雅和

綾部市教育委員会規則第2号

綾部市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

綾部市教育委員会事務局組織規則（昭和51年綾部市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表教育部の部文化・スポーツ振興課の項を削る。

第3条第1項中「館長、担当長」を「担当長」に、同項第1号中「館長 担当長」を「担当長」に改める。

別表社会教育課の項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 市史に関する事。

別表文化・スポーツ振興課の項を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市公民館の管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市教育委員会  
教育長 足立 雅和

綾部市教育委員会規則第3号

綾部市公民館の管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市公民館の管理及び運営規則（平成11年綾部市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の10項を加える。

- 2 綾部市綾部公民館については、前項の規定にかかわらず、綾部市市民センターの管理及び運営規則（平成31年綾部市規則第6号）（以下「市民センター規則」という。）の規定による。
- 3 綾部市中筋公民館については、第1項の規定にかかわらず、綾部市ふれあいセンターの管理及び運営規則（平成2年綾部市教育委員会規則第1号）（以下「ふれあいセンター規則」という。）の規定による。
- 4 綾部市吉美公民館については、第1項の規定にかかわらず、綾部市農業振興センターの管理及び運営規則（昭和63年綾部市規則第11号）（以下「農業振興センター規則」という。）の規定による。
- 5 綾部市西八田公民館については、第1項の規定にかかわらず、綾部市農村婦人の家の管理及び運営規則（昭和61年綾部市規則第23号）（以下「農村婦人の家規則」という。）の規定による。
- 6 綾部市山家公民館については、第1項の規定にかかわらず、綾部市基幹集落センターの管理及び運営規則（平成3年綾部市規則第2号）（以下「基幹集落センター規則」という。）の規定による。
- 7 綾部市口上林公民館については、第1項の規定にかかわらず、綾部市健康ファミリーセンターの管理及び運営規則（昭和62年綾部市教育委員会規則第1号）（以下「健康ファミリーセンター規則」という。）の規定による。
- 8 綾部市豊里公民館については、第1項の規定にかかわらず、綾部市豊里コミュニティセンターの管理及び運営規則（平成6年綾部市規則第1号）（以下「豊里コミュニティセンター規則」という。）の規定による。
- 9 綾部市物部公民館については、第1項の規定にかかわらず、綾部市物部営農指導センターの管理及び運営規則（平成13年綾部市規則第6号）（以下「物部営農指導センター規則」という。）の規定による。
- 10 綾部市中上林公民館については、第1項の規定にかかわらず、綾部市東部地域観光

関連施設の管理及び運営規則（平成元年綾部市規則第29号）（以下「東部地域観光関連施設規則」という。）の規定による。

- 1 1 綾部市奥上林公民館については、第1項の規定にかかわらず、綾部市林業者等健康管理センター管理及び運営規則（昭和58年綾部市規則第30号）（以下「林業者等健康管理センター規則」という。）の規定による。

第6条に次の10項を加える。

- 2 綾部市綾部公民館については、前項の規定にかかわらず、市民センター規則の規定による。
- 3 綾部市中筋公民館については、第1項の規定にかかわらず、ふれあいセンター規則の規定による。
- 4 綾部市吉美公民館については、第1項の規定にかかわらず、農業振興センター規則の規定による。
- 5 綾部市西八田公民館については、第1項の規定にかかわらず、農村婦人の家規則の規定による。
- 6 綾部市山家公民館については、第1項の規定にかかわらず、基幹集落センター規則の規定による。
- 7 綾部市口上林公民館については、第1項の規定にかかわらず、健康ファミリーセンター規則の規定による。
- 8 綾部市豊里公民館については、第1項の規定にかかわらず、豊里コミュニティセンター規則の規定による。
- 9 綾部市物部公民館については、第1項の規定にかかわらず、物部営農指導センター規則の規定による。
- 10 綾部市中上林公民館については、第1項の規定にかかわらず、東部地域観光関連施設規則の規定による。

- 1 1 綾部市奥上林公民館については、第1項の規定にかかわらず、林業者等健康管理センター規則の規定による。

第7条に次の10項を加える。

- 3 綾部市綾部公民館については、前2項の規定にかかわらず、市民センター規則の規定による。
- 4 綾部市中筋公民館については、第2項の規定にかかわらず、ふれあいセンター規則の規定による。
- 5 綾部市吉美公民館については、第2項の規定にかかわらず、農業振興センター規則の規定による。
- 6 綾部市西八田公民館については、第2項の規定にかかわらず、農村婦人の家規則の規定による。
- 7 綾部市山家公民館については、第2項の規定にかかわらず、基幹集落センター規則の規定による。
- 8 綾部市口上林公民館については、第2項の規定にかかわらず、健康ファミリーセンター規則の規定による。



- 9 綾部市豊里公民館については、第2項の規定にかかわらず、豊里コミュニティセンター規則の規定による。
- 10 綾部市物部公民館については、第2項の規定にかかわらず、物部営農指導センター規則の規定による。
- 11 綾部市中上林公民館については、第2項の規定にかかわらず、東部地域観光関連施設規則の規定による。
- 12 綾部市奥上林公民館については、第2項の規定にかかわらず、林業者等健康管理センター規則の規定による。

様式第1号中

「

使用の場所 (該当する 場所を○ で囲む)	1 階	・中央ホール ・料理教室106号 ・会議室109号	・和室103号・104号 ・和室107号・108号 ・研修室110号・111号 ・応接室
	2 階	・団体活動室202号・203号 ・視聴覚室205号 ・研修室208号	・会議室204号 ・波多野記念室206号・207号 ・展示室209号

を

「

使用の場所 (該当する 場所を○ で囲む)	1 階	・中央ホール ・料理教室106号 ・会議室109号	・和室103号・104号 ・和室107号・108号 ・研修室110号・111号 ・応接室
	2 階	・団体活動室 ・視聴覚室205号 ・研修室208号	・会議室204号 ・波多野記念室206号・207号

に

「

設備の使用	・使用する	・マイク ( 本) 16ミリ 8ミリ 映写機
	・使用しない	・OHP ・スライド ・ビデオ ・カセットテープレコーダー ・レコードプレーヤー ・ピアノ ・その他 ( )

を

「

設備の使用	・使用する	・マイク ( 本) ・ピアノ ・その他 ( )
	・使用しない	

に

改める。

様式第3号中

教育委員会規則

使用の場所 (該当する 場所を○ で囲む)	1 階	・中央ホール ・料理教室106号 ・会議室109号	・和室103号・104号 ・和室107号・108号 ・研修室110号・111号 ・応接室	を
	2 階	・団体活動室202号・203号 ・視聴覚室205号 ・研修室208号	・会議室204号 ・波多野記念室206号・207号 ・展示室209号	

使用の場所 (該当する 場所を○ で囲む)	1 階	・中央ホール ・料理教室106号 ・会議室109号	・和室103号・104号 ・和室107号・108号 ・研修室110号・111号 ・応接室	に
	2 階	・団体活動室 ・視聴覚室205号 ・研修室208号	・会議室204号 ・波多野記念室206号・207号	

設 備 の 使 用	・使用する	・マイク ( 本) 16ミリ 映写機 8ミリ	を
	・使用しない	・OHP ・スライド ・ビデオ ・カセットテープレコーダー ・レコードプレーヤー ・ピアノ ・その他 ( )	

設 備 の 使 用	・使用する	・マイク ( 本) ・ピアノ ・その他 ( )	に
	・使用しない		

改める。

附 則

この規則は、綾部市市民センターの管理及び運営規則（平成31年綾部市規則第6号）の施行の日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第3号の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

## 教育委員会規則

綾部市市民センターの管理及び運営規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市教育委員会  
教育長 足立 雅和

綾部市教育委員会規則第4号

綾部市市民センターの管理及び運営規則を廃止する規則

綾部市市民センターの管理及び運営規則（昭和43年綾部市教育委員会規則第2号）は、  
廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 教育委員会規則

綾部市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市教育委員会  
教育長 足立 雅 和

綾部市教育委員会規則第5号

綾部市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則

綾部市スポーツ推進委員に関する規則（昭和37年綾部市教育委員会規則第2号）は、  
廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 教育委員会規則

綾部市運動施設の管理及び運営規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市教育委員会  
教育長 足立 雅和

綾部市教育委員会規則第6号

綾部市運動施設の管理及び運営規則を廃止する規則

綾部市運動施設の管理及び運営規則（平成11年綾部市教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

# 教育委員会規則

綾部市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

綾部市教育委員会規則第7号

綾部市就学援助規則の一部を改正する規則

綾部市就学援助規則（平成30年綾部市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「平成」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市教育委員会告示第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、平成31年第3回（3月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

平成31年3月25日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 平成31年3月27日（水）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
  - ・議第33号 綾部市教育委員会事務局管理職人事について
  - ・議第34号 綾部市教育委員会公印規則の一部改正について
  - ・議第35号 綾部市教育委員会決裁規程の一部改正について
  - ・議第36号 綾部市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 4 報告事項
  - ・中学3年生の進路状況について
  - ・光明寺二王像重要文化財の指定について
- 5 事務連絡
  - ・各課からの連絡事項

綾部市教育委員会告示第5号

綾部市立学校施設使用許可取扱規程（昭和63年綾部市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月28日

綾部市教育委員会  
教育長 足立 雅和

第4条に次の1項を加える。

2 使用時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び設備等の原状回復に要する時間を含めたものとする。

第5条第1項第2号中「スポーツ活動」の次に「及び文化活動」を加え、同項第3号を次のように改める。

（3）前号以外の綾部市内の中学生以下の使用 免除

第5条第1項に次の1号を加える。

（4）綾部市内のスポーツ活動及び文化活動を行う団体並びに自治会及び公民館の活動に係る使用 2分の1減額

附 則

この告示は、平成31年10月1日から施行する。



綾部市教育委員会教育長訓令甲第 1 号

綾部市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

綾部市教育委員会  
教育長 足 立 雅 和

綾部市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

綾部市教育委員会決裁規程（昭和 5 1 年綾部市教育委員会教育長訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 学校教育課長専決事項の項第 5 号中「総務課」を「人事担当課」に改め、同表文化・スポーツ振興課長専決事項の項を削る。

附 則

この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市教育委員会教育長訓令甲第2号

学校ワードプロセッサ使用規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

綾部市教育委員会  
教育長 足立 雅和

学校ワードプロセッサ使用規程を廃止する訓令

学校ワードプロセッサ使用規程（平成元年綾部市教育委員会教育長訓令甲第2号）は、  
廃止する。

附 則

この訓令は、平成31年3月28日から施行する。

綾部市選挙管理委員会告示第5号

平成31年4月7日執行予定の京都府議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

平成31年3月11日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

選挙管理委員会告示

平成31年4月7日執行  
京都府議会議員一般選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住 所	名 称
1	1	1	綾部市田野町風久呂	風久呂団地入口矢三商店様前畑
2	1	2	綾部市上野町上野5	近畿中国四国農業研究センター西側フェンス
3	1	3	綾部市田野町赤坂	田野町コミュニティセンター法面
4	1	4	綾部市寺町農屋敷	寺町西入口
5	1	5	綾部市上野町221	綾部幼稚園東側
6	1	6	綾部市新町91	綾部市立図書館
7	1	7	綾部市上野町上野169	綾部小学校フェンス
8	1	8	綾部市寺町上石	大谷住宅集会所フェンス
9	1	9	綾部市寺町農屋敷	正暦寺様西側駐車場
10	2	1	綾部市若竹町12	市役所東駐車場北側フェンス
11	2	2	綾部市川糸町丁畠地内	京都府綾部総合庁舎フェンス
12	2	3	綾部市並松町上溝口1	市民センター駐車場消防団綾部分団第2部横
13	2	4	綾部市野田町仲ノ後8-1	消防ポンプ格納庫前
14	2	5	綾部市味方町薬師前16	由比濱好子様宅
15	2	6	綾部市味方町舟ノ上8-1	菱田真人様宅
16	2	7	綾部市味方町薬師谷	紫水ヶ丘団地入口
17	3	1	綾部市若竹町8-1	綾部市役所
18	3	2	綾部市綾中町	大槻洋司様宅横フェンス
19	3	3	綾部市青野町西青野	Chou Chou サクラティエフェンス
20	3	4	綾部市西町三丁目南大坪	綾部市武道館前フェンス
21	3	5	綾部市綾中町花ノ木30	アスパ様北駐車場道路側フェンス
22	3	6	綾部市青野町大塚	桑の苑門扉横フェンス
23	3	7	綾部市青野町大塚	市立病院前入口
24	4	1	綾部市駅前通東石ヶ坪	駅前広場府道側
25	4	2	綾部市相生町17	綾部保育園フェンス
26	4	3	綾部市神宮寺町重代1-1	昭和モータース様事務所横フェンス
27	4	4	綾部市本町七丁目53	旧日交商事(株)綾部整備工場様フェンス
28	4	5	綾部市本町八丁目95	(有)マルゼン様所有地
29	4	6	綾部市神宮寺町西谷	桑井組様作業所前公園
30	5	1	綾部市宮代町	八幡児童公園
31	5	2	綾部市井倉町館2	井倉町児童遊園地
32	5	3	綾部市宮代町前田	京都丹の国農協様本店
33	5	4	綾部市宮代町明知20	綾部中学校グラウンド下
34	5	5	綾部市井倉町梅ヶ畑20	日東精工様玄関前駐車場
35	5	6	綾部市井倉新町北大橋18-1	井倉新町団地3棟東側フェンス
36	5	7	綾部市井倉新町石風呂1	グンゼ研究開発部様フェンス
37	6	1	綾部市岡町斗代	美容室パンビー様横ブロック塀
38	6	2	綾部市延町北在家7	朝倉文芳様宅前
39	6	3	綾部市延町鳥居	小林商店様前ガードレール
40	6	4	綾部市安場町鳴竹12-2	鳴竹集会所
41	6	5	綾部市上延町岩鼻97	上延1号緑地
42	6	6	綾部市大島町二反田11-3	綾部ルネス病院様駐車場フェンス
43	6	7	綾部市大島町大江19	大島町公会堂前ガードレール
44	6	8	綾部市岡町下山27-37	樋口明様宅
45	6	9	綾部市大島町南天田井15-1	山崎モータース様駐車場
46	7	1	綾部市高津町高土井	集落入口市道ガードレール
47	7	2	綾部市高津町荒倉	高津農林組合様農産物集出荷施設横
48	7	3	綾部市高津町三反田	京都協立病院様フェンス
49	7	4	綾部市高津町楮ノ木11-1	丸仁電業(株)様隣
50	7	5	綾部市高津町北川	高津町防火水槽

選挙管理委員会告示

平成31年4月7日執行  
京都府議会議員一般選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住 所	名 称
51	7	6	綾部市高津町藤ノ木	大槻裕成様宅前
52	8	1	綾部市里町敷田	府道綾部インター線四方順市様宅向かい付近
53	8	2	綾部市桜が丘一丁目	嶋田透様宅横フェンス
54	8	3	綾部市有岡町前田25	杉山泰一様宅
55	8	4	綾部市有岡町志庭垣	志庭垣橋横空き地
56	8	5	綾部市多田町鳴田33	参田建夫様宅
57	8	6	綾部市多田町前地	多田町公会堂
58	8	7	綾部市高倉町岡ノ下15-1	四方秀一様宅車庫横
59	8	8	綾部市星原町井の谷1	星原町公会堂下
60	8	9	綾部市小呂町岸ケ下12	渡辺彰様宅隣空き地
61	9	1	綾部市釜輪町乙味井根上	釜輪町公会堂前ガードレール
62	9	2	綾部市釜輪町唐次道ノ上	山家東部簡易水道釜輪加圧ポンプ室フェンス
63	9	3	綾部市戸奈瀬町道ノ下	戸奈瀬町公会堂
64	10	1	綾部市鷹栖町豊後田4	基幹集落センター
65	10	2	綾部市下原町五反田	村上工務店様資材置き場
66	10	3	綾部市上原町戸尻8	山家駅前広場
67	10	4	綾部市下替地町北野	集会所付近防火水槽北側府道法面
68	10	5	綾部市東山町山家	東綾小・中学校グラウンドフェンス
69	10	6	綾部市旭町西ノ内	奥野定夫様宅前空き地
70	10	7	綾部市橋上町梁14-1	橋上町集荷場前
71	10	8	綾部市広瀬町二和橋15	佐々木鉄工所様ブロック塀
72	11	1	綾部市和木町佐々戸	竹原いずみ様宅豚舎跡空き地
73	11	2	綾部市西原町弓矢	西原町公民館横防火水槽
74	11	3	綾部市和木町樋ノ口	市道と戸成2号入り口ガードレール
75	11	4	綾部市和木町野尻	和久一也様宅車庫横山すそ
76	12	1	綾部市上八田町西ノ迫	塩尻早苗様宅西側府道敷
77	12	2	綾部市上八田町泉ヶ丘坂口3	塩尻卓司様宅前防火水槽
78	12	3	綾部市七百石町中山11	慈眼寺様下防火水槽横畑
79	12	4	綾部市七百石町海中	大日バス停前府道敷(府道西側)
80	12	5	綾部市七百石町足縄手	消防詰所向かい側
81	12	6	綾部市七百石町八幡2	大町公会堂
82	12	7	綾部市七百石町湯ノ戸	十倉義様宅東側Y字路空き地
83	13	1	綾部市岡安町土樋ノ元5番地の1	交差点角
84	13	2	綾部市岡安町大道	西八田小学校
85	13	3	綾部市中筋町井根淵1-2	㈱渋谷組様事務所先三差路先
86	13	4	綾部市中筋町鶴ヶ岡	木下商店様横防火水槽
87	13	5	綾部市中筋町野	中筋会館前畑
88	14	1	綾部市下八田町中溝8-9	斎藤明様宅前道路法面
89	14	2	綾部市下八田町柿差32	内藤昇様宅下
90	14	3	綾部市淵垣町藪下6	梅原秋野様宅
91	14	4	綾部市淵垣町古川14	旧北都信用金庫淵垣支店様裏駐車場横空地
92	14	5	綾部市淵垣町三社田	あやべ台入口市道フェンス
93	14	6	綾部市淵垣町横田32	大田豊様宅横畑
94	15	1	綾部市中山町段6	四方克実様宅
95	15	2	綾部市中山町丸段	井上久夫様宅前防火水槽
96	15	3	綾部市安国寺町井根尻9-2	渡邊品江様宅北側畑
97	15	4	綾部市安国寺町下背戸	安国寺公民館前
98	15	5	綾部市安国寺町上背戸	渡辺信和様宅前空き地
99	15	6	綾部市安国寺町宮ノ腰2	大槻幸一様前ガードパイプ
100	16	1	綾部市梅迫町鐘鋳場	八田地区交換機設置前

選挙管理委員会告示

平成31年4月7日執行  
京都府議会議員一般選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住 所	名 称
101	16	2	綾部市梅迫町溝尻	日本交通株式会社梅迫営業所跡地
102	16	3	綾部市上杉町渋市	野間医院様東八田分院筋向い
103	16	4	綾部市上杉町横縄手	大石公民館前空き地
104	16	5	綾部市上杉町中嶋	東八田小学校上り口
105	16	6	綾部市高槻町城ノ腰21	消防ポンプ格納庫前法面
106	17	1	綾部市上杉町ヤボセ	鳥居野グラウンド前
107	17	2	綾部市上杉町道場14-5	京都丹の国農協八田支店様倉庫前府道法面
108	17	3	綾部市上杉町中寺口	施福寺公民館前
109	17	4	綾部市上杉町井ノ迫	鳥居野公会堂前空き地
110	17	5	綾部市上杉町下雉路	吉田建一様宅前空き地
111	17	6	綾部市上杉町坂5-6	エムハウス様横法面
112	17	7	綾部市上杉町門の坪42	旧稲葉製作所様前空き地
113	18	1	綾部市於与岐町レダニ	上野司様宅先三差路空き地
114	18	2	綾部市於与岐町宮ノ下17	弥山会館入口横防火水槽
115	18	3	綾部市於与岐町安ノ坂	中川原作業場
116	18	4	綾部市於与岐町赤道	作業場跡地
117	19	1	綾部市黒谷町東谷3	黒谷資料館跡地
118	19	2	綾部市八代町藤角13-2	八代橋横
119	20	1	綾部市十倉志茂町大農	広瀬建工(有)様所有空き地
120	20	2	綾部市十倉中町上川原65-1	東部グラウンド上り口空き地
121	20	3	綾部市十倉向町仲村	渡辺一成様宅横畑
122	20	4	綾部市十倉名畑町	旧口上林小学校フェンス
123	20	5	綾部市武吉町辻	武吉公民館前広場
124	20	6	綾部市佃町柳ヶ迫33	井上真弓様宅
125	20	7	綾部市忠町小白井	口上林分団第4部詰所東側道路法面
126	20	8	綾部市井根町南ノ前	永井フジ枝様宅前畑
127	21	1	綾部市位田町浦壁61	門信一様宅前庭
128	21	2	綾部市位田町市場	中位田遊園地フェンス
129	21	3	綾部市位田町蓮花寺	芦田定一様宅横資材置き場
130	21	4	綾部市位田町寺町3-1	下位田遊園地前
131	21	5	綾部市位田町坪	旭ヶ丘公会堂前ガードレール
132	22	1	綾部市栗町ガラ	栗文化センターフェンス
133	22	2	綾部市栗町南ユルズ5-1	高橋辰一様宅
134	22	3	綾部市栗町桶底3-1	永井精様宅横ガードレール
135	22	4	綾部市栗町土居ノ内	豊里幼稚園
136	22	5	綾部市栗町北ノ前48	栗上茶業組合ガレージ東側
137	22	6	綾部市位田町岡倉	門数好様北側空地
138	23	1	綾部市豊里町福垣96	豊里警察官駐在所横茶畑
139	23	2	綾部市館町森下10	伊治卓様宅向かい側
140	23	3	綾部市館町シボラ	古和田工作所様横空き地
141	23	4	綾部市今田町元立石	塩見和子様宅前倉庫
142	23	5	綾部市大島町上り戸	大島公会堂前
143	24	1	綾部市小西町内田28	小西茶工場様
144	24	2	綾部市小西町有坪	小西簡易児童遊園地フェンス
145	24	3	綾部市鍛冶屋町茅倉16	元武田小畑診療所様横
146	24	4	綾部市鍛冶屋町六反	六反作業場前
147	24	5	綾部市小畑町中村	梅垣春樹様宅ブロック
148	24	6	綾部市小畑町天野前27	山下信行様宅石垣
149	25	1	綾部市石原町長畑	石原自治会ごみ集積所向かい府道法面
150	25	2	綾部市小貝町峠上通	小貝橋西側三叉路府道敷

選挙管理委員会告示

平成31年4月7日執行  
京都府議会議員一般選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住所	名称
151	25	3	綾部市小貝町所堺6-2	湯殿公会堂前ガードレール
152	25	4	綾部市私市町上野	私市東簡易児童遊園フェンス
153	25	5	綾部市私市町中村段	私市公会堂下ガードフェンス
154	26	1	綾部市物部町横椽	須波伎公民館前
155	26	2	綾部市物部町天野10	防火水槽フェンス
156	26	3	綾部市物部町南前田1	四方菟様宅
157	26	4	綾部市物部町六地藏	下市バス停横空き地
158	26	5	綾部市物部町城山2	坂根昭様宅前庭
159	27	1	綾部市物部町東物部119	岸田児童遊園地
160	27	2	綾部市白道路町下五反田10-1	岸本孝昭様宅横畑
161	27	3	綾部市物部町南樋ノ口31	物部会館フェンス
162	27	4	綾部市物部町西樋ノ口	ふれあい広場フェンス
163	28	1	綾部市西坂町弥谷3	谷口忠夫様宅横防火水槽
164	28	2	綾部市西坂町黒満坪	諏訪神社様前空き地
165	28	3	綾部市西坂町段ノ岡38-1	大槻弘和様宅横防火水槽
166	28	4	綾部市西坂町宮床103-1	奥西坂バス停横空き地
167	28	5	綾部市西坂町堂ノ岡22-1	堂の岡作業場下(中野様宅横)
168	28	6	綾部市西坂町東ノ段37	赤見坂作業場隣田和すみ江様宅
169	29	1	綾部市新庄町北37	石ノ隈バス停裏畑下
170	29	2	綾部市新庄町太ヶ鼻	旧しらはせ理容店様南側空き地
171	29	3	綾部市新庄町柿19-3	永井省三様宅前畑
172	29	4	綾部市新庄町初	奥ポンプ格納庫横
173	30	1	綾部市白道路町鎌倉田28	岡村佳子様宅横
174	30	2	綾部市白道路町谷ノ奥13	平田治様宅横畑
175	30	3	綾部市白道路町深田14	大石將文様宅隣法面
176	30	4	綾部市白道路町桜ヶ坪	俵白道路興農会様倉庫前法面
177	30	5	綾部市白道路町摺鉢田	山岡茂様宅先ガードレール
178	31	1	綾部市志賀郷町家際29	志賀公民館前
179	31	2	綾部市志賀郷町南町15	志賀郷バス停前
180	31	3	綾部市志賀郷町儀市前	下町橋土手
181	31	4	綾部市志賀郷町丁田8	志賀小学校前
182	31	5	綾部市仁和町亀ヶ坪26	塩見吉弘様宅前道路法面
183	32	1	綾部市向田町久保田	岡井保様宅敷地(東側)
184	32	2	綾部市別所町流田5-1	別所停留所前
185	32	3	綾部市別所町小丸山	別所町公会堂前ガードレール
186	32	4	綾部市篠田町クゴノシタ	山添達男様宅向かい府道法面
187	32	5	綾部市篠田町祝田8	篠田集荷場前
188	33	1	綾部市坊口町由里	坊口公会堂前
189	33	2	綾部市坊口町四戸31	京都縦貫道橋脚フェンス
190	33	3	綾部市金河内町辻道27	ほ場整備石碑前
191	33	4	綾部市金河内町筋海	加柴和成様宅横防火水槽フェンス
192	33	5	綾部市内久井町元屋敷	内久井作業場北側畑
193	34	1	綾部市西方町薦ヶ迫	消防ポンプ格納庫横防火水槽フェンス
194	34	2	綾部市西方町味噌尾68	大槻國夫様宅
195	34	3	綾部市西方町貝尻	西方町中央公民館横法面
196	34	4	綾部市西方町家奥19	大槻修様宅
197	34	5	綾部市西方町虫田48	岡本勇様空き地
198	35	1	綾部市睦合町古川	ゲートボール場前空き地
199	35	2	綾部市睦合町念道	第一区公民館前
200	35	3	綾部市睦合町中畑	浅原公民館前

選挙管理委員会告示

平成31年4月7日執行  
京都府議会議員一般選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住所	名称
201	35	4	綾部市睦合町井谷2	寺沢正人様宅
202	35	5	綾部市睦合町下引地	引地公民館空き地
203	36	1	綾部市八津合町清水ノ下	片岡耕之助様宅横防火水槽
204	36	2	綾部市八津合町縄手	観光センター駐車場
205	36	3	綾部市八津合町馬場	馬場集荷場先防火水槽
206	36	4	綾部市八津合町祖里	井上昇様宅向かい市道ガードレール
207	36	5	綾部市八津合町村中	仲嶋孝男様宅横空き地
208	36	6	綾部市五津合町荒木48	岩崎冬子様宅ブロック
209	36	7	綾部市五津合町大田2-2	農産物直売所横法面
210	36	8	綾部市五津合町人道25	弓削作業場前ガードレール
211	37	1	綾部市五津合町ユリ下	清水作業場向かい法面
212	37	2	綾部市五津合町高岸	鎌部稔様宅北側防火用水横
213	37	3	綾部市五泉町西巻	五泉荘向かい道路法
214	37	4	綾部市五泉町田中	市之瀬橋横道路法
215	37	5	綾部市五泉町宮腰20-1	市志公会堂前ガードレール
216	38	1	綾部市睦寄町長野	井長守様宅横畑
217	38	2	綾部市睦寄町段ヶ端	志古田公会堂前法
218	38	3	綾部市睦寄町市場16	小林陽平様宅横の空地
219	38	4	綾部市睦寄町鳥垣	坂尾呂神社様下
220	38	5	綾部市睦寄町堂ノ下14	草壁公民館跡地横
221	38	6	綾部市睦寄町有安1-1	有安公民館前グラウンドフェンス
222	38	7	綾部市睦寄町古井前	古井公民館前防火水槽
223	39	1	綾部市故屋岡町三反田	健康管理センター
224	39	2	綾部市故屋岡町小中13	仲道一彦様横防火水槽
225	39	3	綾部市故屋岡町在中	八代公民館横ガードレール
226	39	4	綾部市故屋岡町平垣	八木博喜様前防火水槽
227	39	5	綾部市故屋岡町神小谷13-5	山崎正治様宅
228	39	6	綾部市光野町イガミ3	志馬嘉門様宅府道向かい側空き地
229	40	1	綾部市光野町前田	光野橋下詰道路縁
230	40	2	綾部市老富町堂ノ下	みのだ橋詰空地
231	40	3	綾部市老富町ヒシリ4-3	老富会館前
232	40	4	綾部市老富町西ガチ10	市茅野作業場



綾部市選挙管理委員会告示第6号

平成31年4月7日執行予定の京都府議会議員一般選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成31年3月12日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

- 1 日 時 平成31年3月29日（金） 午後5時10分
- 2 場 所 綾部市役所 本庁北会議室  
綾部市若竹町8番地の1

綾部市選挙管理委員会告示第7号

土地改良法施行令第6条第1項の規定により行う綾部井堰土地改良区総代選挙の期日、投票時間及び各選挙区において選挙すべき総代の数は、次のとおりである。

平成31年3月17日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 選挙期日      | 平成31年3月24日  |
| 2 | 投票時間      | 正午から午後4時まで  |
| 3 | 選挙すべき総代の数 | 第1選挙区 3人<br>第2選挙区 6人<br>第3選挙区 8人<br>第4選挙区 6人<br>第5選挙区 4人<br>第6選挙区 11人 |

# 選挙管理委員会告示

## 綾部市選挙管理委員会告示第8号

平成31年3月24日執行の綾部井堰土地改良区総代選挙の選挙長、同職務代理者及び選挙立会人を次のとおり選任した。

平成31年3月17日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

### 1 選挙長

選挙区	氏名	住所
第1選挙区	出口春彦	綾部市青野町西青野30番地の1
第2選挙区	四方信行	綾部市位田町市場25番地
第3選挙区	永井善則	綾部市岡町西角29番地
第4選挙区	長澤勝美	綾部市高津町花ノ町3番地の1
第5選挙区	塩見征男	福知山市字観音寺244番地
第6選挙区	大槻重信	福知山市字興493番地

### 2 選挙長職務代理者

選挙区	氏名	住所
第1選挙区	山口昭雄	綾部市青野町西青野43番地
第2選挙区	門醇正	綾部市位田町市場82番地の1
第3選挙区	永井成美	綾部市岡町西角44番地
第4選挙区	栗野哲	綾部市高津町谷尻8番地
第5選挙区	大槻睦夫	福知山市字観音寺277番地の3
第6選挙区	田中清	福知山市字興29番地

3 選挙立会人

選挙区	氏名	住所
第1選挙区	山口 祐二	綾部市青野町西青野49番地
	櫻井 三雄	綾部市青野町西中居54番地の2
第2選挙区	安村 修	綾部市井倉町大將軍1番地
	村上 吉郎	綾部市位田町浦壁10番地
第3選挙区	桑原 直敏	綾部市延町庭苜11番地
	大志万 忠幸	綾部市大島町中地38番地
第4選挙区	大槻 教雄	綾部市高津町古屋敷11番地
	塩見 靖郎	綾部市高津町北川30番地
第5選挙区	玉井 光治	福知山市字観音寺547番地
	玉井 修身	福知山市字観音寺298番地
第6選挙区	小西 博	福知山市字土1045番地
	田中 安博	福知山市字興245番地の2

# 選挙管理委員会告示

## 綾部市選挙管理委員会告示第9号

平成31年3月17日付け綾部市選挙管理委員会告示第8号の一部を次のとおり変更する。

平成31年3月20日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

### 第4選挙区 選挙立会人

変更前	大槻教雄	綾部市高津町古屋敷11番地
変更後	塩見嘉明	綾部市高津町市場8番地

綾部市選挙管理委員会告示第10号

平成31年3月24日執行の綾部井堰土地改良区総代選挙において、当選した当選人の住所及び氏名は次のとおりである。

平成31年3月24日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

第1選挙区

住 所	氏 名
京都府綾部市青野町棗ヶ市26番地	四 方 康 之
京都府綾部市青野町高田63番地の1	藤 山 昌 志
京都府綾部市綾中町中村23番地の1	出 口 勝 巳

第2選挙区

住 所	氏 名
京都府綾部市井倉町館22番地	上 柿 和 彦
京都府綾部市井倉町梅ヶ畑10番地	上 柿 直 一
京都府綾部市井倉町上有行20番地の5	柴 田 信 男
京都府綾部市井倉町大將軍31番地の3	安 村 博
京都府綾部市位田町浦壁75番地	田 中 秀 人
京都府綾部市位田町田岸32番地	村 上 幸 士

第3選挙区

住 所	氏 名
京都府綾部市岡町堺23番地	鬼 口 仁 志
京都府綾部市岡町堂ノ前3番地の1	西 村 虎 三
京都府綾部市延町北在家12番地	梅 原 敏
京都府綾部市延町庭苧1番地の5	高 橋 範 男
京都府綾部市延町北在家31番地の3	森 本 徹
京都府綾部市上延町新庄60番地	四 方 伸 作
京都府綾部市大島町二反目30番地	大 島 公 基
京都府綾部市大島町大江10番地	大 島 基

第4選挙区

住 所	氏 名
京都府綾部市高津町坂本19番地	朝 倉 享
京都府綾部市高津町市ノ坪20番地の5	大 槻 茂 昭
京都府綾部市大島町岡ノ下16番地の1	大 槻 善 雄
京都府綾部市高津町北川46番地の1	大 槻 芳 弘
京都府綾部市大島町南天田井37番地	塩 見 定 男
京都府綾部市高津町古屋敷15番地	高 橋 滝 宏

第5選挙区

住 所	氏 名
京都府福知山市字観音寺460番地	上 原 一 也
京都府福知山市字観音寺552番地の1	大 槻 守 男
京都府福知山市字観音寺212番地	塩 見 多美夫
京都府福知山市字観音寺82番地	山 下 秀 雄

第6選挙区

住 所	氏 名
京都府福知山市字興506番地の1	小 西 幸 雄
京都府福知山市字興29番地	田 中 清
京都府福知山市字興539番地の1	田 中 博 茂
京都府福知山市石原4丁目101番地	大 槻 眞 義
京都府福知山市石原2丁目125番地	大 槻 康 夫
京都府福知山市字戸田1013番地	内 井 久 人
京都府福知山市字戸田805番地	大 槻 初 夫
京都府福知山市字土143番地の1	田 中 良 民
京都府福知山市字土144番地	森 本 厚
京都府福知山市字前田1367番地	田 淵 規
京都府福知山市字前田1121番地	土 田 謙 司

選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第11号

平成31年3月24日執行の綾部井堰土地改良区総代選挙において、当選人として当選証書を付与した者の住所及び氏名は次のとおりである。

平成31年3月24日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

第1選挙区

住 所	氏 名
京都府綾部市青野町棗ヶ市26番地	四 方 康 之
京都府綾部市青野町高田63番地の1	藤 山 昌 志
京都府綾部市綾中町中村23番地の1	出 口 勝 巳

第2選挙区

住 所	氏 名
京都府綾部市井倉町館22番地	上 柿 和 彦
京都府綾部市井倉町梅ヶ畑10番地	上 柿 直 一
京都府綾部市井倉町上有行20番地の5	柴 田 信 男
京都府綾部市井倉町大將軍31番地の3	安 村 博
京都府綾部市位田町浦壁75番地	田 中 秀 人
京都府綾部市位田町田岸32番地	村 上 幸 士

第3選挙区

住 所	氏 名
京都府綾部市岡町堺23番地	鬼 口 仁 志
京都府綾部市岡町堂ノ前3番地の1	西 村 虎 三
京都府綾部市延町北在家12番地	梅 原 敏
京都府綾部市延町庭苧1番地の5	高 橋 範 男
京都府綾部市延町北在家31番地の3	森 本 徹
京都府綾部市上延町新庄60番地	四 方 伸 作
京都府綾部市大島町二反目30番地	大 島 公 基
京都府綾部市大島町大江10番地	大 島 基



第4選挙区

住 所	氏 名
京都府綾部市高津町坂本19番地	朝 倉 享
京都府綾部市高津町市ノ坪20番地の5	大 槻 茂 昭
京都府綾部市大島町岡ノ下16番地の1	大 槻 善 雄
京都府綾部市高津町北川46番地の1	大 槻 芳 弘
京都府綾部市大島町南天田井37番地	塩 見 定 男
京都府綾部市高津町古屋敷15番地	高 橋 滝 宏

第5選挙区

住 所	氏 名
京都府福知山市字観音寺460番地	上 原 一 也
京都府福知山市字観音寺552番地の1	大 槻 守 男
京都府福知山市字観音寺212番地	塩 見 多美夫
京都府福知山市字観音寺82番地	山 下 秀 雄

第6選挙区

住 所	氏 名
京都府福知山市字興506番地の1	小 西 幸 雄
京都府福知山市字興29番地	田 中 清
京都府福知山市字興539番地の1	田 中 博 茂
京都府福知山市石原4丁目101番地	大 槻 眞 義
京都府福知山市石原2丁目125番地	大 槻 康 夫
京都府福知山市字戸田1013番地	内 井 久 人
京都府福知山市字戸田805番地	大 槻 初 夫
京都府福知山市字土143番地の1	田 中 良 民
京都府福知山市字土144番地	森 本 厚
京都府福知山市字前田1367番地	田 淵 規
京都府福知山市字前田1121番地	土 田 謙 司

綾部市選挙管理委員会告示第12号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成31年3月28日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

573人

綾部市選挙管理委員会告示第13号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成31年3月28日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

9,545人

綾部市選挙管理委員会告示第14号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成31年3月28日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

4,773人

綾部市選挙管理委員会告示第15号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

平成31年3月29日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

選挙管理委員会告示

投票所一覧

投票区	投票所の施設の名称	所在地
第 1 投票区	綾部市立綾部小学校	綾部市上野町上野 1 6 8
第 2 投票区	綾部市市民センター	綾部市並松町上溝口 1 4
第 3 投票区	綾部市保健福祉センター	綾部市青野町東馬場下 1 5 - 6
第 4 投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代 2 0 - 1
第 5 投票区	綾部市林業センター	綾部市宮代町前田 2 0 - 5
第 6 投票区	綾部市ふれあいセンター	綾部市大島町内山田 3 2
第 7 投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉 1 7 - 7
第 8 投票区	綾部市立吉美小学校	綾部市有岡町田坂 1 6
第 9 投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上 8 - 4
第 1 0 投票区	綾部市立東綾小・中学校	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
第 1 1 投票区	西原作業場	綾部市西原町札ノ前 1
第 1 2 投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田 1 5 - 5
第 1 3 投票区	綾部市立西八田小学校	綾部市岡安町家ノ下 1 0
第 1 4 投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越 1 4 - 2
第 1 5 投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸 6
第 1 6 投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻 1 - 1 6
第 1 7 投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野 1 6
第 1 8 投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7
第 1 9 投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷 2
第 2 0 投票区	綾部市健康ファミリーセンター多目的ホール	綾部市十倉名畑町欠戸 3 1
第 2 1 投票区	位田高城館	綾部市位田町市場 2 8
第 2 2 投票区	綾部市立豊里小学校	綾部市栗町花貝 2
第 2 3 投票区	館町公民館	綾部市館町宮ノ前 9 0 - 2
第 2 4 投票区	綾部市里山交流研修センター	綾部市鍛冶屋町茅倉 9
第 2 5 投票区	湯殿作業場	綾部市小貝町所塚 6
第 2 6 投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野 4 6 - 1
第 2 7 投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口 2 5
第 2 8 投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺 1 9
第 2 9 投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿 2 0
第 3 0 投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ヶ坪 2 0
第 3 1 投票区	綾部市志賀郷公民館	綾部市志賀郷町北町 1 7
第 3 2 投票区	向田公会堂	綾部市向田町稗イ森 4 2 - 3
第 3 3 投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田 3 0
第 3 4 投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻 1 8
第 3 5 投票区	京都丹の国農協旧睦合連絡所	綾部市睦合町井谷 1 8
第 3 6 投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手 1
第 3 7 投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻 1 2
第 3 8 投票区	ふるさと味あやべ工房	綾部市睦寄町鼠塚 3
第 3 9 投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田 1 5
第 4 0 投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ 7 - 1

# 選挙管理委員会告示

## 綾部市選挙管理委員会告示第16号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所を次のように定める。

平成31年3月29日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

期日前投票所名	所在地	期日前投票所を設ける期間
綾部市役所 本庁1階会議室	京都府綾部市若竹町8番地の1	平成31年3月30日(土)から 平成31年4月6日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで
上林いきいきセンター	京都府綾部市八津合町 上荒木5番地	平成31年4月4日(木)から 平成31年4月6日(土)まで 午前9時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第17号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成31年3月29日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道



## 選挙管理委員会告示

## 投票管理者・同職務代理者選任表

投票区	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
1	土井郁夫	田野町風久呂20番地の6	久下博史	西町三丁目北大坪3番地の4
2	高崎忍	並松町寺下19番地の2	余田陽一	綾中町堂ノ元12番地の7
3	早田茂夫	井倉新町六反目38番地の1 <small>グラン・ブルーM棟205号</small>	吉松正人	福知山市宇前田小字一ノ宮1440番地の8
4	上原正俊	中ノ町三丁目38番地	新川友規	西町一丁目56番地の1
5	榎原歳治	宮代町明知22番地の12	松藤晃	上延町下雑面77番地の1
6	垣尾顕	上延町八反21番地の10	石原良樹	青野町六反目27番地
7	大槻富美雄	高津町楮ノ木12番地の1	平岡靖之	高津町両岡谷31番地の3
8	梅原三夫	小呂町宮ヶ迫3番地の6	植原英一	里町西ノ糸19番地の3
9	廣瀬清	戸奈瀬町家ノ後6番地	四方和之	鷹栖町風呂屋11番地
10	白波瀬一幸	鷹栖町奈留14番地	中倉司	上延町蛭子37番地の1
11	西村文夫	西原町北中山19番地	西村亘	西原町弓矢16番地
12	塩尻澄雄	上八田町仲根7番地	村上寛	七百石町八幡16番地
13	四方弘二	岡安町土樋ノ下8番地の9	出口均	寺町門田43番地の3
14	能勢康司	湊垣町高野15番地	松下修	桜が丘二丁目17番地の10
15	木村利夫	中山町サクラ3番地	前田義和	桜が丘一丁目3番地の23
16	山口満	上杉町浜市18番地 <small>愛宕団地44-4号</small>	守屋俊則	幸通西石ヶ坪6番地の7
17	相根雅英	上杉町小嶋11番地	川島稔久	味方町中ノ坪66番地の6
18	吉田高司	於与岐町キトバ30番地	野瀬井常樹	桜が丘二丁目1番地の15
19	福田定	黒谷町宮ノ越5番地	天野将明	駅前通4番地の1
20	松原哲也	十倉名畑町横縄手8番地	高橋要一朗	桜が丘二丁目3番地の8
21	田中正信	位田町田岸41番地の2	渡辺秀和	七百石町西岡15番地
22	加藤香代子	栗町花貝36番地	梅原俊介	西町一丁目56番地の1
23	大槻實輝	大島町岡ノ段18番地18番地の1合地	居合克樹	福知山市石原5丁目4番地の2
24	塩見百代	小畑町中村20番地	大島憲一	豊里町三宅22番地の1
25	上原直人	私市町中村段39番地	岩崎成樹	青野町西ノ後27番地の12
26	岡本教雄	物部町西ノ宮34番地の1	岡田佳伯	物部町戸尻5番地の1
27	山下眞一郎	物部町広畑77番地	大槻康彦	桜が丘一丁目6番地の10
28	大槻祐紀	西坂町段ノ岡45番地	市村武士	上延町八反126番地の1
29	松下吉一	新庄町風呂ノ谷1番地	酒井貴弘	桜が丘二丁目15番地の3
30	上原勝也	白道路町吹ヶ多和38番地の1	白波瀬正彦	野田町広田30番地
31	岩瀧憲一	志賀郷町鶴井ノ段12番地	出口勇樹	綾中町花ノ木5番地
32	木枝宏行	向田町上大門37番地	近松幹太	青野町館ノ後51番地
33	中島龍一	金河内町中地18番地の1	森本直樹	福知山市石原5丁目30番地
34	竹原幸春	西方町長岡6番地	村上智規	中ノ町二丁目34番地の3
35	温井達美	睦合町西ヶ岡18番地	馬田雅之	井倉町館12番地の5
36	本田信之	味方町平林3番地の53	太田治生	井根町菱田1番地の1
37	森津俊夫	五泉町下ノ段24番地	鎌部秀樹	青野町下入ヶ口12番地の24
38	橋本重幸	睦寄町沼9番地の5	武宏樹	青野町大塚81番地の2
39	山崎幹雄	宮代町明知22番地の39	田中松彦	下八田町八ヶ谷1番地
40	渡邊正一	老富町堂ノ下2番地の2	古和田実	睦寄町小野田8番地

綾部市選挙管理委員会告示第18号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成31年3月29日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

選挙管理委員会告示

綾部市役所本庁 1 階会議室

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
3月30日 (土)	高野俊道	綾部市梅迫町中町 38番地	大槻伸一	綾部市川糸町 南古屋敷12番地
3月31日 (日)	西田愛子	綾部市老富町小谷 3番4番合地	志賀久男	綾部市上延町下雑面 84番地の1
4月1日 (月)	中田誠治	綾部市上野町 1番地の2	吉崎 遼	綾部市下八田町 堂ノ下21番地
4月2日 (火)	吉崎 進	綾部市上杉町小嶋 30番地	余田陽一	綾部市綾中町 堂ノ元12番地の7
4月3日 (水)	高野俊道	綾部市梅迫町中町 38番地	浜木宏一郎	福知山市駒場新町 3番地の82
4月4日 (木)	中田誠治	綾部市上野町 1番地の2	古和田 いくみ	綾部市睦寄町 小野田8番地
4月5日 (金)	吉崎 進	綾部市上杉町小嶋 30番地	常塚章司	綾部市大島町 穴見10番地
4月6日 (土)	中田誠治	綾部市上野町 1番地の2	高橋一彦	福知山市大江町 南有路2490番地

上林いきいきセンター

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
4月4日 (木)	高野俊道	綾部市梅迫町中町 38番地	上原達也	綾部市延町船田 5番地の2
4月5日 (金)	西田愛子	綾部市老富町小谷 3番4番合地	上田英之	船井郡京丹波町 妙楽寺出合98番地
4月6日 (土)	西田愛子	綾部市老富町小谷 3番4番合地	古和田 いくみ	綾部市睦寄町 小野田8番地

# 選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

平成31年3月29日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

投票区名	投票所を開いている時間
第19区投票所（黒谷公民館）	午前7時から午後7時まで
第40区投票所（水源の里・老富会館）	午前7時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第20号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における綾部市開票区の開票の場所及び日時を次のように定める。

平成31年3月29日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

- 1 開票場所 日東精工株式会社体育館  
綾部市宮代町門ノ前20番地
- 2 開票日時 平成31年4月7日（日） 午後9時30分から

綾部市選挙管理委員会告示第21号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における綾部市開票区の開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成31年3月29日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

京都府議会議員一般選挙

開票管理者

住 所 綾部市梅迫町中町38番地  
氏 名 高野俊道

同職務代理者

住 所 綾部市老富町小谷3番4番合地  
氏 名 西田愛子

綾部市選挙管理委員会告示第22号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上のときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成31年3月29日

綾部市選挙管理委員会

委員長 高野俊道

- 1 場 所 綾部市役所 本庁北会議室  
綾部市若竹町8番地の1
- 2 日 時 平成31年4月4日（木）午後5時10分から

# 選挙管理委員会告示

## 綾部市選挙管理委員会告示第23号

平成31年3月29日付け綾部市選挙管理委員会告示第17号で告示した平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における投票管理者職務代理者について、次のとおり変更した。

平成31年4月1日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

投票区	同職務代理者	
	氏名	住所
2	余田陽一	綾中町堂ノ元12番地の7
29	酒井貴弘	桜が丘二丁目15番地の10



## 公平委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

綾部市公平委員会

委員長 森 津 一 男

綾部市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和42年綾部市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「理事」の次に「、公室長」を、「部長」の次に「、担当部長、危機管理監」を加え、「、室長」及び「、防災主幹」を削り、「及び財政担当」を「、財政担当及び行財政改革担当」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市十倉財産区告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第296条の規定に基づき、次の事件について平成31年3月29日綾部市十倉財産区議会を綾部市十倉財産区公会堂に招集する。

平成31年3月25日

綾部市十倉財産区管理者

綾部市長 山崎善也

付議事件

- 1 分収造林契約面積の変更について
- 2 綾部市十倉財産区有財産（土地）の貸付について
- 3 平成30年度綾部市十倉財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 4 平成31年度綾部市十倉財産区特別会計予算について